

# 消費税

---

「軽減税率制度」  
「インボイス制度」  
導入への対応ポイント

消費税を考える税理士の会

# 目次

## 第1章

軽減税率の対象品目①	7
軽減税率の対象品目②	9
帳簿及び請求書等の記載と保存（平成31年10月1日～平成35年9月30日）	11
消費税額の計算と税額計算の特例	14
適格請求書等保存方式（いわゆるボイス制度）の導入（平成35年10月1日～）	17

## 第2章

### I 消費税の軽減税率制度

1 消費税の軽減税率制度の概要	25
2 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール	30

### II 軽減税率の対象品目

1 飲食料品の範囲等	33
2 一体資産	37
3 外食等の範囲	39
4 新聞の範囲	44

### III 区分記載請求書等保存方式

1 区分記載請求書等保存方式の概要	45
2 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点	47

### IV 税額計算

#### V 中小事業者の税額計算の特例

1 中小事業者の税額計算の特例（経過措置）の概要	58
2 売上税額の計算の特例	58
3 仕入税額の計算の特例	67
4 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合	71

#### VI 適格請求書等保存方式（平成35年10月1日～）

1 適格請求書等保存方式の概要	73
2 適格請求書発行事業者登録制度	73
3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）	75
4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）	81
5 平成35年10月1日以降の税額計算	82

VII 免税事業者の方に留意していただきたい事項	86
--------------------------	----

## 第3章

### 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順1（一般用）

〔課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合〕	89
----------------------------------	----

### 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順2（簡易課税用）

〔みなし仕入率の特例を適用する場合〕	98
--------------------	----

### 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順3（一般用）

〔課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある場合〕	110
--------------------------------	-----

## 第4章

### 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）

I 消費税の軽減税率制度の概要等	125
II 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等	128
III 区分記載請求書等保存方式 （帳簿及び請求書等の記載事項並びにこれらの保存）	136
IV 税額計算等	141

### 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等	166
II 飲食料品の輸入取引	182
III 外食の範囲	184
IV 「一体資産」の適用税率の判定	202
V 「新聞の譲渡」の範囲等	207
VI 区分記載請求書等の記載方法等	209
VII 価格表示	234

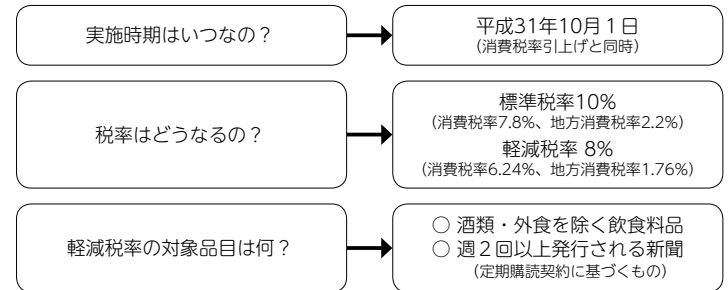
### 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A

I 適格請求書等保存方式の概要	250
II 適格請求書発行事業者の登録制度	253
III 適格請求書発行事業者の義務等	263
IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件	307
V 適格請求書等保存方式の下での税額計算	336

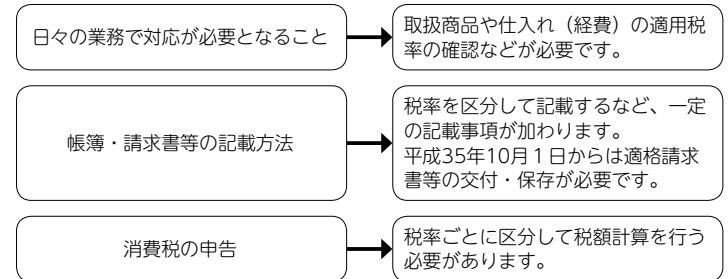
# 第1章

ここでは本書の概略をおおまかに示していきます。

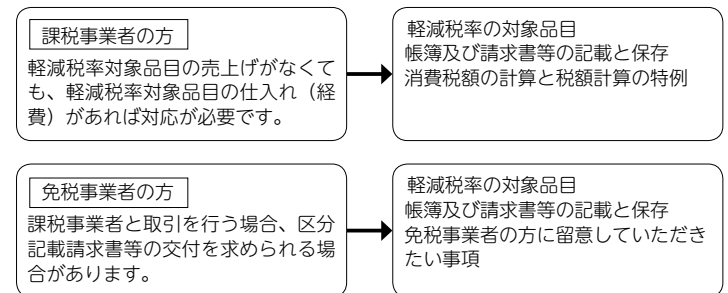
## 軽減税率制度ってなに？



## 日々の取引や経理にどのような影響があるの？



## 飲食物品の取扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要となる場合があります。



日々の業務で対応が必要となることはなんでしょうか？

### 仕入れ(経費)

- 軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があるか確認します。
- 軽減税率対象品目の仕入れ(経費)がある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能です。
- 請求書等に基づき、仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿等に記帳します。

軽減税率対象品目の売上げがなくとも、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

### 売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をします。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付します。
- 請求書等(控)に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳します。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 申告

- 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算します。
- 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算します。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例にとります。

- 仕先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認します。



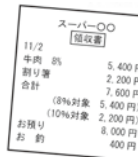
- 毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿等に記帳していきます。



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修をします。



- 必要事項を記載した請求書等を売上に先交付します。



※ 区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

- POINT**
- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認します。
  - 軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認します。
  - 売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳します。

### 軽減税率の対象品目①

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡です。

#### 軽減税率の対象品目

##### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

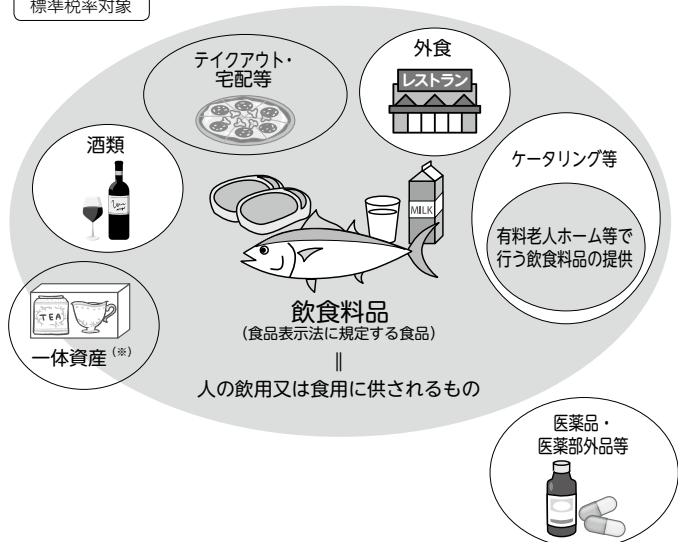
##### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食物品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食物品に含まれます。

Q 飲食物品を販売する際に使用する容器は、どうなるの？

A 飲食物品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食物品の譲渡」に該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食物品の譲渡」に該当しません。

※ 包装材料等の仕入れは、軽減税率の対象となる課税仕入れには該当しません。

軽減税率の対象品目②

一体資産の取扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子（右図参照）のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、**税抜価額が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

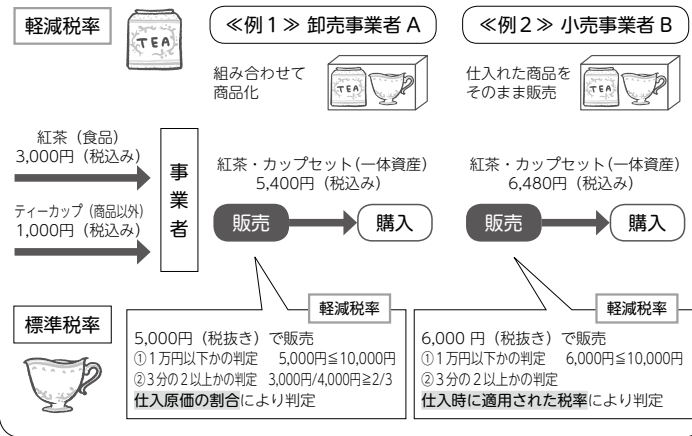


「食品の価額の占める割合」の具体例

事業者の販売する商品や販売形態等に応じて、例えば、次の《例1》・《例2》のように事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

《例1》卸売事業者A：一体資産の販売に係る原価のうち食品の原価の占める割合で判定

《例2》小売事業者B：一体資産を仕入れてそのまま販売しており、仕入先が適用した税率で判定



## 外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

※ テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

### 標準税率

**外食とは…** 飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

### 標準税率

**ケータリング等とは…** 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供



### 軽減税率

#### テイクアウトは…

飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象

※ 「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

### 軽減税率

#### 出前・宅配は…

出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象



### POINT

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、**飲食料品を提供する時点**（取引を行う時点）で行うこととなります。

## 帳簿及び請求書等の記載と保存 (平成31年10月1日～平成35年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や帳帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

### ◎ 仕入税額控除の要件（平成31年10月1日～平成35年9月30日）

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

### 《現行の請求書等と区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※  ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。
平成31年10月1日から平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】（注1）	（上記に加え） ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え）（注2） ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに合計した税込対価」の額の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。



交付された請求書等に⑥、⑦の記載がないときは・・・

「⑥軽減税率の対象品目である旨」と「⑦税率ごとに合計した税込対価の額」は追記できます。

## 免税事業者の方に留意していただきたい事項

免税事業者の方であっても、課税事業者に軽減税率の適用となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、免税事業者の方も、軽減税率対策補助金による支援措置を受けることができます。



## ◎ 帳簿と請求書の記載例

**請求書**

株〇〇御中 XX年11月2日

割り箸	550円
牛肉※	5,400円
⋮	⋮
合計	43,600円

(10%対象 22,000円)  
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 株△△

**軽減税率の対象品目である旨**

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載します。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにします。

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示します。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行します。

**税率ごとに合計した対価の額**

税率 (10%、8%) ごとに合計した税込対価の額を記載します。

請求書には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小規模の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど (割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば差し支えありません。

総勘定元帳 (仕入れ) 株〇〇				総勘定元帳 (売上げ) 株△△			
XX年	摘要	借方	貸方	XX年	摘要	借方	貸方
11月	株△△ 雑貨	22,000		11月	株〇〇 雑貨		22,000
11月	株△△ 食料品※	21,600		11月	株〇〇 食料品※		21,600
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

### 軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載します。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにします。

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど (割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

**Q** 軽減税率制度の実施後も、1か月分の取引をまとめた請求書の保存でも仕入税額控除の要件を満たしますか？

**A** 1か月分の取引をまとめた請求書と日々の取引内容について記載された納品書等との相互の関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で記載事項（軽減税率対象品目である旨等）を満たす場合には、これらの書類をまとめて保存することで仕入税額控除の請求書等の保存要件を満たします（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。

## 消費税額の計算と税額計算の特例

### ◎ 軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は現行と変わりません（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。

#### 《税額計算のイメージ》

$$\begin{aligned} \text{売上税額} &= \left[ \text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{10}{110} \right] + \left[ \text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{8}{108} \right] \\ \text{仕入税額} &= \left[ \text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} \right] + \left[ \text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} \right] \end{aligned}$$

税額は、税率ごとの計算が必要です。

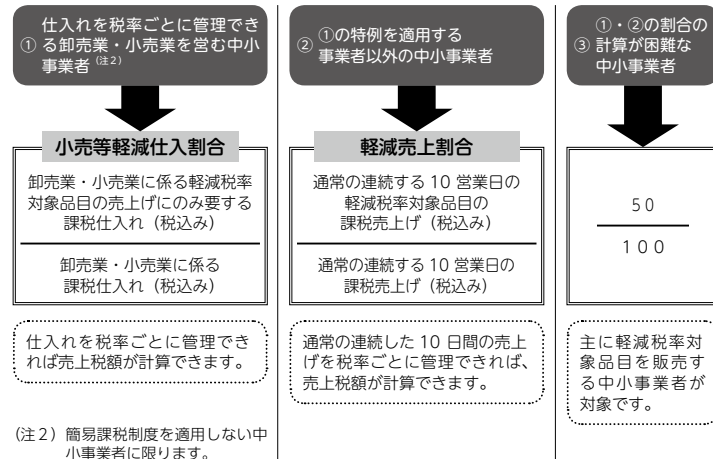
### ◎ 中小事業者の方の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される平成31年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者<sup>(注1)</sup>に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

(注1) 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

#### 売上税額の計算の特例のポイント

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、  
 ・平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間において、  
 ・売上げの**一定割合**を軽減税率の対象売上げとして売上税額を計算することができます。



**Q** 税額計算の特例をえる「困難な事情」とはどのような場合をいいますか。

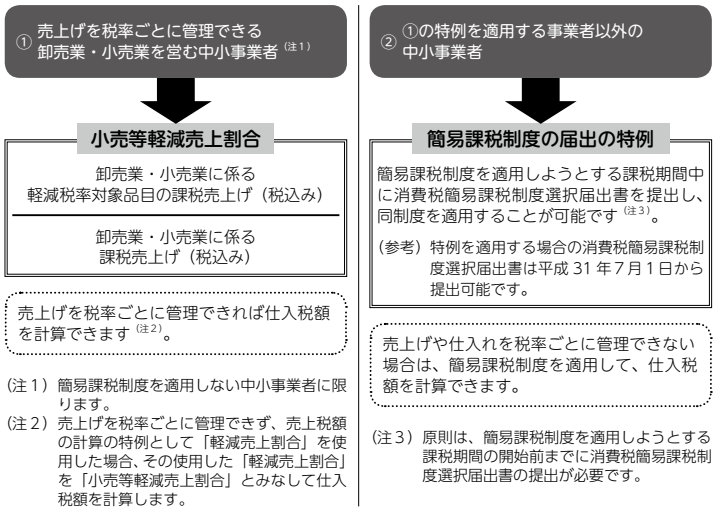
**A** 「困難な事情」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げ又は仕入れにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の事情をいいますので、その理由は問いません。

#### 仕入税額の計算の特例のポイント

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

- 仕入れの**一定割合**を軽減税率の対象仕入れとして、仕入税額を計算することができます（平成31年10月1日から平成32年9月30日を含む課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）。）
- 簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。（平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日を含む課税期間）





**POINT** 税額計算の特例は、課税期間ごとに選択することができます。ただし、簡易課税制度の特例を選択した場合は、2年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできません。

○ **農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し**

簡易課税制度における「農林水産業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げられます。

なお、平成31年10月1日以後に行う取引から適用されます。

## 適格請求書等保存方式 (いわゆるボイス制度) の導入 (平成35年10月1日～)

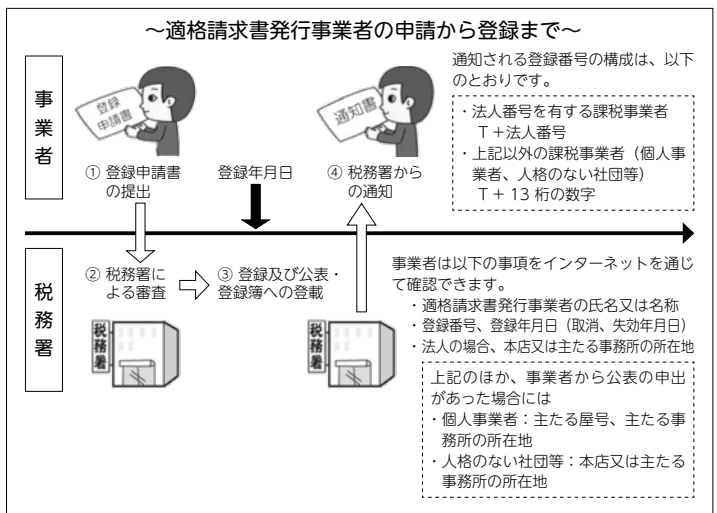
平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります (適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度))。

### ◎ 適格請求書とは

適格請求書とは、**「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」**であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

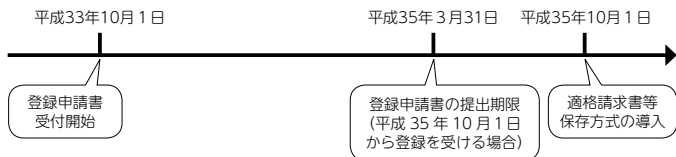
### ◎ 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
  - 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。
- なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



### 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、平成33年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**平成35年10月1日から登録を受けるためには、原則として、平成35年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、平成35年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

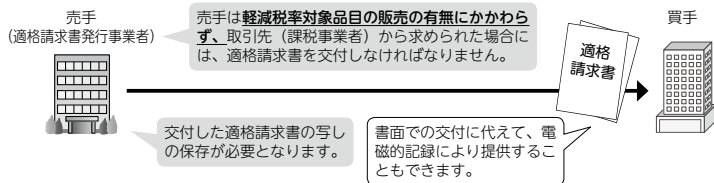


### POINT

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

### ○ 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて**適格請求書を交付する義務**及び**交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。



- (注) 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
- (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
- (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

### (1) 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです。

適格請求書	適格簡易請求書※
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）	⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。

請求書 (株)〇〇御中 11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

領収証 (スーパー〇〇) ××年3月1日

ヨーグルト ※	1	¥108
カップラーメン ※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		(内消費税額 ¥24)
		(内消費税額 ¥50)
お預り		¥1,000
お約		¥126

**Q** 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。

**A** 適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、適格請求書に該当します。

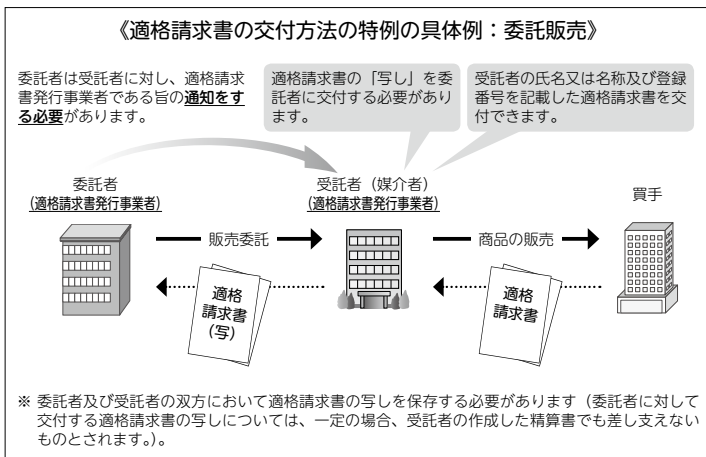
## (2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## (3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

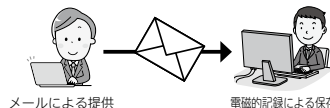


### 《適格請求書に係る電磁的記録による提供及び保存方法》

- 適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、例えば、以下の方法があります。
  - ① EDI取引における電子データの提供
  - ② 電子メールによる電子データの提供
  - ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供
- 提供した電磁的記録の具体的な保存方法として、タイムスタンプを付す、又は訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定を定めるといった措置が必要になります。
 

なお、税務署長の承認を受ける必要はありません。
- また、保存の際には、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど一定の要件を満たす必要があります。
- 買手も仕入税額控除のために提供を受けた電磁的記録を保存する必要がありますが、その保存方法は売手の保存方法と同様です。
 

また、電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面で保存することも認められます。



## ○ 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### (1) 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様です。

### (2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡

及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類

- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

### (3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

#### 《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

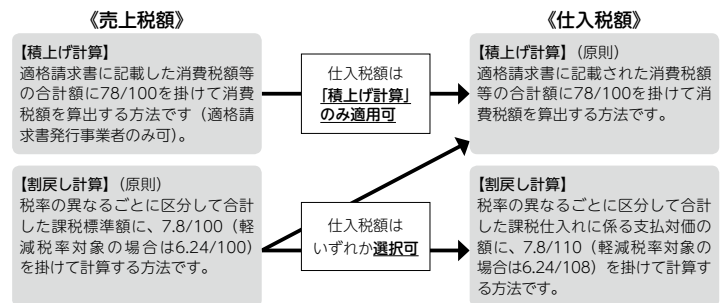
### ○ 税額計算の方法

平成35年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。



## 第2章

ここでは第1章で見た概略について、さらに深く解説していきます。

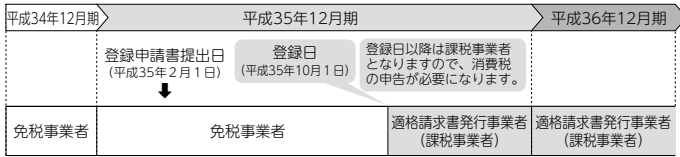
### ○ 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、**「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります**が、平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

#### 1 登録日が平成35年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用がある場合）

（例）12月決算の法人で、平成35年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合

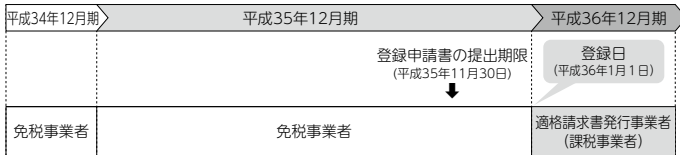
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。  
また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



#### 2 登録日が平成35年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成36年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



ここでは簡単に概略を見てきました。  
次の章ではやや細かい内容を見ていきます。

### I 消費税の軽減税率制度

この章では、消費税の引上げに合わせて平成31年10月1日から実施される消費税の軽減税率制度について、制度の概要について説明していきます。

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。すなわち総ての事業者に関係してくる制度なのです。

#### 1 消費税の軽減税率制度の概要

##### (1) 消費税の軽減税率制度の実施（平成31年10月1日～）

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は、平成31年10月1日に、現行の8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられます。

また、これと同時に、10%への税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

##### (2) 平成31年10月9日からの消費税等の税率

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年10月1日からの消費税等の税率は、以下のとおり、軽減税率（8%）と標準税率（10%）といった複数の税率となります。

区分	適用時期	現 行	平成31年10月1日（軽減税率制度実施）	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7%	1.76%	2.2%
		(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)	(消費税額の22/78)
合 計		8.0%	8.0%	10.0%

（注）消費税等の軽減税率は、現行と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なるので十分留意が必要です。

### (3) 軽減税率の対象品目

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

#### ① 食料品

軽減税率の対象となる食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類は除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
なお、外食やケータリング等は対象に含まれません。

#### ② 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号（注1）を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

（注1）一定の題号とは、例えば、「〇〇新聞」、「日刊△△」など、新聞の題号をいいます。

### (4) 区分記載請求書等保存方式（平成31年10月1日～平成35年9月30日）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理を行う必要があります。

また、これまで消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされてきましたが、平成31年10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。

事務負担が非常に増えるため、前もっての準備が必要となってきます。

### (5) 税額計算とその特例

軽減税率制度では、複数税率となりますので、区分経理に基づき、税率ごとに税額計算を行うこととなります。

なお、区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、経過措置として、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。詳細は後述しますが、小規模事業者には事務負担軽減措置が設けられているということです。

### (6) 適格請求書等保存方式（平成35年10月9日～）

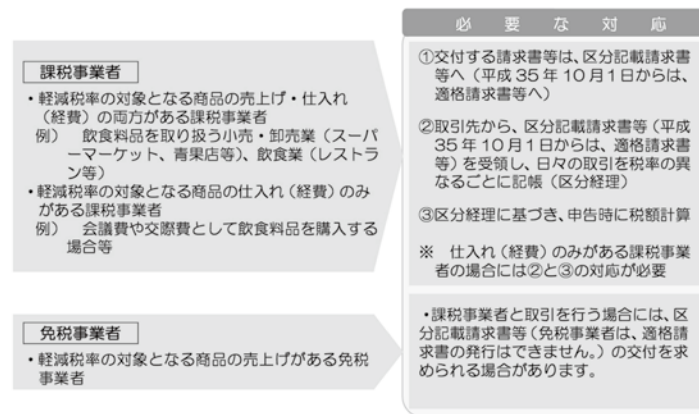
複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。「適格請求書等保存方式」の下では、帳簿及び適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた課税事業者から交付を受けた適格請求書などの請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

なお、適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、その登録申請は、平成33年10月1日からとなります。失念しやすいところと思います。必ず関与税理士に指導をおおい下さい。

### (7) 軽減税率制度の実施に伴い必要となる事業者の対応

事業者は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

具体的には、軽減税率の対象となる商品を取り扱っている事業者（食料品の卸売・小売、食品製造、外食等の業種）はもとより、軽減税率の対象となる商品の売上げがない事業者や、課税事業者と取引を行う免税事業者も、次のような対応が必要となる場合があります。



すなわち全ての事業者に関係している制度ということがお分かり頂けたと思います。

(参考) 平成28年11月の税制改正による改正の概要(税率引上げ時期の変更等)

	改正前	改正後
■ 税率引上げ時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
■ 軽減税率制度		
● 実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
● 仕入税額控除の方式		
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日(※1)
適格請求書発行事業者の登録申請開始時期	平成31年4月1日	平成33年10月1日
● 税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみ対象(※2)

(※1) 免税事業者が平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(※2) 適用期間については、次のとおりとされています。

① 売上税額の計算の特例

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間

② 仕入税額の計算の特例

・ 小売等軽減売上割合の特例

平成31年10月1日から平成32年9月30日を含む課税期間の末日までの期間

・ 簡易課税制度の届出の特例

平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日の属する課税期間

通常の業務での留意事項

仕入れ(経費)

- 軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があるか確認します。
  - 軽減税率対象品目の仕入れ(経費)がある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能です。
  - 請求書等に基づき、仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿等に記帳します。
- (注) 軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。



売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をします。
  - 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付します。
  - 請求書等(控)に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳します。
- (注) 免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。



申告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算します。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算します。

## 2 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月～)
税率 8.0% (消費税率6.3%、地方消費税1.7%)	○ 軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税1.76%) ○ 標準税率 10.0% (消費税率7.8%、地方消費税2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項	
・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込) ・受領者の氏名又は名称	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込) ※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は取扱価額又は税込価額
交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可		交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可  セリ売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可  中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可  3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 平成35年10月～平成38年9月 80%控除可 平成38年10月～平成41年9月 50%控除可  一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可  請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可  原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度		平成33年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例 <sup>(注)</sup>	軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例 <sup>(注)</sup>	軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間)  簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。

## 〈用語の説明〉

### 1 課税期間とは

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

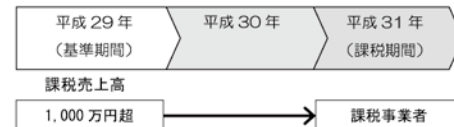
### 2 基準期間とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、1個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度<sup>(注)</sup>をいいます。

(注) 前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

#### 例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



平成29年の課税売上高が1,000万円超の場合には、平成31年は課税事業者となります。<sup>(注)</sup>

(注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は前事業年度開始の日以後6か月間をいいます。

### 4 免税事業者とは

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者(適格請求書発行事業者を除きます。)をいいます。

### 5 課税売上高とは

消費税が課税される取引の売上金額<sup>(注1)</sup>と輸取出引等の免税売上金額の合計額をいいます。<sup>(注2)</sup>

なお、売上返品、売上個引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額を控除します。

(注1) 消費税額及び地方消費税額を除きます。

(注2) 棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃貸収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金(機械、建物等の事業用資産の売却代金)等も含まれます。



## 6 課税仕入れとは

事業者が、事業として他の者<sup>(注)</sup>から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。

(注) 取引の相手方が課税事業者であるか否かを問いません(免税事業者及び消費者も含まれます。)

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、貴加工や運送等のサービス提供を受けること</li> <li>○ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払などの非課税取引</li> <li>○ 給与、税金の支払など</li> </ul>

## Ⅱ 軽減税率の対象品目

消費税の軽減税率の対象品目は、「飲食品」、「新聞」となっています。

### 1 飲食品の範囲等

#### (1) 飲食品とは

軽減税率の対象品目である「飲食品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類<sup>(注)</sup>を除きます。以下「食品」といいます。)をいい、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの(その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限ります。以下「一体資産」といいます。)のうち、一定の要件を満たすものも含まれます。

(注) 酒税法において酒類とは、アルコール分1度以上の飲料(飲用に供し得る程度まで水等を混和してそのアルコール分を薄めて1度以上の飲料とすることができるものや水等で溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含みます。)をいいます。

この「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。したがって、「飲食品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物(食品衛生法に規定するもの)
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすものをいい、

・酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除きます。

ただし、次の課税資産の譲渡等は飲食品の譲渡に含まれません。

外食	ケータリング、出張料理等
<p>飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食品を飲食させる役務の提供</p>	<p>相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食品の提供</p>

### (重要) 適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

- 例) ・食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率
- ・清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率

### (2) 「酒類」、「医薬品・医薬部外品等」

「酒類」は、軽減税率の対象となる「食品」から除かれています。このため、食品の製造原料として「酒類」を販売する場合であっても軽減税率の対象となりません。

なお、日本酒を製造するための原材料の米は、「酒類」ではありませんので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の対象となります。

また、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」は、食品表示法上の「食品」から除かれていますので、これらの販売は、軽減税率の対象となりません。

いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものの販売は、軽減税率の対象となりませんが、「医薬品」や「医薬部外品」に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。

#### POINT

- 「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供されるものになります。
- 軽減税率が適用される取引か否かは、その取引時点において、「食品」として（人の飲用又は食用に供されるものとして）取引されたか否かにより判定します。
- 酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品は、「飲食料品」から除かれます。

### (3) 飲食料品を販売する際に使用される包装材料等

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が消費され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。例えば、ジュースなどの飲料を販売するときの容器である缶やペットボトル、精肉や魚などを販売するときのトレイなどは、包装材料等に該当します。

なお、包装材料等の販売者が行う、飲料メーカーに対する缶・ペットボトルの販売やスーパー等の小売店に対するトレイの販売は、容器そのものの販売ですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象となりません。

また、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当し、一定の要件を満たすものに限り軽減税率が適用されます。

#### POINT

- 「飲食料品」の販売に付帯して通常必要なものとして使用される包装材料等は、その包装材料等も含めて「飲食料品の譲渡」に該当します。
- 別途対価を定めている場合の包装材料等の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。

【様々な販売方法に関する取扱いは…?】

通信販売や自動販売機での販売など、様々な販売方法における軽減税率の適用関係や、送料込みの商品や品質保持のために必要な保冷剤等を付けた商品の販売に関する軽減税率の適用関係は、下表のとおりとなります。

販売方法等	軽減税率の対象	内容等
通信販売	○	インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食品」に該当する場合には、「飲食品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
送料込み商品	△	飲食品の譲渡に要する送料は、飲食品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の対象となりません。なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
保冷剤等を付けた商品の販売	△	別途料金を受領する場合の保冷剤等は、「飲食品」に該当しないことから、軽減税率の対象となりません。なお、サービスで保冷剤等を付けた商品は、その保冷剤等も含めて、その商品が「飲食品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
自動販売機	○	自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の食品の販売は、飲食品を飲食させる役務の提供（外食）を行っているものではなく、単にこれらの飲食品を販売するものであることから、「飲食品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
果樹園の入園料	×	果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象となりません。

#### (4) 飲食品の輸入取引

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食品」に該当するか否か（軽減税率の対象となるか否か）税関は、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるか否かにより判定します。

輸入業者の事業者は特に留意したいポイントです。

## 2 一体資産

### (1) 一体資産とは

- 「一体資産」とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子のようなものをいいます。
- 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの
  - 一の資産の価格のみが提示されているもの

「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではありません。しかし、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

### (2) 一の資産の価格のみが提示されているもの

一体資産は、「一の資産の価格のみが提示されているもの」に限られます。次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、「一体資産」に該当しません。

① 食品と食品以外の資産を組み合わせた一の詰め合わせ商品について、当該詰め合わせ商品の価格とともに、これを構成する個々の商品の価格を内訳として提示している場合

② それぞれの商品の価格を提示して販売しているか否かにかかわらず、食品と食品以外の資産を、例えば「よりどり3品△△円」との価格を提示し、顧客が自由に組み合わせることができるようにして販売している場合

### (3) 食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合

「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であれば、

これによって差し支えありません。

- ① 一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ② 一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

なお、原価に占める割合により計算を行う場合において、その原価が日々変動するなど、その割合の計算が困難なときは、前課税期間における原価の実績により合理的に計算することが認められます。

しかし、売価又は原価と何ら関係のない、例えば、重量・表面積・容積等といった基準のみにより計算した割合は、その一体資産に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合として合理的な方法により計算した割合とは認められません。

#### (4) 合理的な割合が不明な場合（小売事業者等）

小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜価額）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

#### (5) 一括譲渡

例えば、スーパーで肉・野菜などの食品と日用品を販売する場合など、食品と食品以外の商品を一括して販売（以下「一括譲渡」といいます。）した場合には、その商品が食品であれば軽減税率が、食品以外のものであれば標準税率が適用されることとなります。

このような取引につき、対価の合計額から一括して値引きを行う場合には、合理的に区分して、適用税率ごとの値引後の対価の額を算出する必要があります。

なお、一括譲渡の際に顧客へ交付する領収書等において、いずれの商品から値引きされているかを問わず、適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が表示されている場合には、合理的に区分されていることとなります。

適用税率ごとの値引後の対価の額の合理的な区分方法はどのようなのでしょうか。

顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとなります。

### 3 外食等の範囲

#### (1) 外食とは

「外食」は、軽減税率の対象となりません。ここでいう「外食」とは、**飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供**をいい、次の①、②の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「**飲食設備**」といいます。）のある場所において（**場所要件**）
- ② **飲食料品を飲食させる役務の提供**（**サービス要件**）

具体例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が「外食」に該当します。

飲食店業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆる「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率の対象となります。

では、「飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供」の範囲はどのようなのでしょうか。

飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供には、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当することになります。

POINT

- 「外食」に該当するかどうかは、①場所要件、②サービス要件を満たすか否かにより判定していきます。
- 「外食」は、飲食店営業や喫茶店営業を行う者でなくても、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当します。

さらに「飲食設備」の範囲はどのようなのでしょうか。

飲食設備とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問いませんので、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であっても、**これらの設備が飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。**

## (2) 「テイクアウト」

「テイクアウト」など、飲食物品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食設備のある場所において、飲食物品を飲食させる役務の提供に当たらない単なる飲食物品の譲渡に該当し、軽減税率の対象となります。

「外食」に該当するか、「テイクアウト（持ち帰り販売）」に該当するかどうかは、**飲食物品を提供する時点（取引を行う時点）**で、顧客に意思確認を行うなどの方法によって判定します。

なお、顧客への意思確認は、各事業者が販売している商品や事業形態に応じた、適宜の方法で行っていただくこととなります。

### POINT

- 飲食に用いられる設備であれば、「飲食設備」に該当します。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」は軽減税率の対象です。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」か否かは、**飲食物品を提供する時点**で、顧客に意思確認を行うなどの方法により判定していきます。

## (3) ケータリング、出張料理

顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食物品の提供である、いわゆる「ケータリング」、「出張料理」等は、軽減税率の対象となりません。

ここでいう、「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、相手方が指定した場所で、飲食物品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合は、例えば、以下のような場合も該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食物品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食物品が入っているものを配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食物品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合

なお、指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、いわゆる「出前」、「宅配」は、単に飲食物品を届けるだけであるため、「飲食物品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

## (4) 有料老人ホームでの飲食物品の提供、学校給食

有料老人ホームや小中学校などで提供される食事（以下「給食等」といいます。）で、これらの施設で日常生活や学校生活を営む者（以下「入居者等」といいます。）の求めに応じて、その施設の設置者等が調理等をして提供するものうち、一定の基準を満たすものについては、軽減税率の対象となります。

さて、軽減税率の対象となる給食等の限度額はどれくらいでしょうか。

**施設の設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食物品の提供の対価の額（税抜き）が1食につき640円以下であるもののうち、その日の最初に提供された飲食物品の提供の対価の額から累計した金額が1,920円に達するまでの飲食物品の提供が軽減税率の対象となります。**

また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で累計額の計算の対象となる飲食物品の提供を定めている場合にはその方法によることとされています。

軽減税率の対象となる給食等（飲食物品の提供）の範囲

施設	飲食物品の提供の範囲
有料老人ホーム	有料老人ホームの設置者又は運営者が、入居者 <sup>(※1)</sup> に対して行う飲食物品の提供
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が入居者に対して行う飲食物品の提供
義務教育諸学校 <sup>(※2)</sup>	義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食として行う飲食物品の提供
夜間課程を置く高等学校	高等学校の設置者が、夜間課程で教育を受ける生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して夜間学校給食として行う飲食物品の提供
特別支援学校の幼稚部又は高等部	特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食として行う飲食物品の提供
幼稚園	幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食に準じて行う飲食物品の提供
特別支援学校の寄宿舎	寄宿舎の設置者が、寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食物品の提供

(※1) 軽減税率の対象となる有料老人ホームの飲食物品の提供は、サービス付き高齢者向け住宅の入居者と同様、以下の入居者に対するものに限られます。

- ① 60歳以上の者
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の者
- ③ ①又は②に該当する者と同居している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)

(※2) 義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいいます。

(※3) アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の対象となります。

さて有料老人ホームの設置者から、入居者へ提供する給食の調理業務を受託していますが、この調理受託業務は、軽減税率の対象となるのでしょうか。

軽減税率が適用されるのは、有料老人ホームの設置者が一定の入居者に対して行う一定の飲食物品の提供です。したがって、有料老人ホームの入居者への飲食物品の提供を他の事業者へ委託している場合における、その有料老人ホームの設置者と調理受託業者との間の調理受託業務取引については、軽減税率の対象となりません。

POINT

- 「ケータリング」、「出張料理」は、軽減税率の対象とはなりません。
- 「出前」、「宅配」は、軽減税率の対象となります。
- 有料老人ホーム等の飲食物品の提供、義務教育諸学校の学校給食等は、軽減税率の対象となります。
- 外部業者と施設設置者等との間の調理受託業務等は、軽減税率の対象とはなりません。

外食等の具体例

軽減税率  
(外食等に当たらない)

- ・ 屋台での飲食物品の販売  
※ その屋台に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- ・ イートインスペース付のコンビニエンスストアでの持ち帰り販売(持ち帰りとして販売される飲食物品の譲渡)
- ・ ファストフード店でのテイクアウト
- ・ 公園のベンチでの飲食  
※ 飲食物品を提供する者と公園の設置者等との間でベンチの利用について合意等なく、誰でもベンチを利用できる場合
- ・ 列車内の移動ワゴン販売
- ・ 映画館の売店での飲食物品の販売  
※ その売店に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- ・ そばの出前、ピザの宅配
- ・ 学校給食
- ・ 有料老人ホーム等での一定の飲食物品の提供

標準税率  
(外食等に当たる)

- ・ セルフサービスの飲食店
- ・ 屋台での飲食物品の販売  
※ その屋台に飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- ・ イートインスペース付のコンビニエンスストアでの食事の提供(トイレや返却が必要な食器に入れて飲食物品を提供する場合、顧客が店内飲食の意思表示をした場合)
- ・ ファストフード店での店内飲食
- ・ 飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る場合
- ・ 公園のベンチでの飲食  
※ 飲食物品を提供する者と公園の設置者などの合意等により、顧客にベンチを利用させている場合
- ・ 列車内の食堂施設での飲食
- ・ カラオケボックスの客室飲食
- ・ 映画館の売店での飲食物品の販売  
※ その売店が飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- ・ 料理代行サービス
- ・ 学生食堂

## 4 新聞の範囲

### (1) 軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

### (2) 週2回以上の発行

軽減税率の対象となる「週2回以上発行される新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日等、休刊日により週1回の発行となる週があったとしても、通常の週において2回以上発行されていれば、週2回以上発行される新聞に該当します。

### (3) 定期購読契約

定期購読契約とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。

さて、スポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の対象となるのでしょうか。

スポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の対象となります。

また、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の対象となるのでしょうか。

インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しませんので、軽減税率の対象となりません。

また、新聞の販売店である当社が、企業等に対して決まった部数を販売している場合は、軽減税率の対象となるのでしょうか。

企業等への新聞の販売であっても、週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づく譲渡は、軽減税率の適用対象となります。

## Ⅲ 区分記載請求書等保存方式

仕入税額控除制度については、現行、請求書等保存方式となっていますが、軽減税率制度の実施に伴い、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、区分記載請求書等保存方式となり、平成35年10月1日からは、適格請求書等保存方式となります。

### 1 区分記載請求書等保存方式の概要

#### (1) 区分経理

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、税率ごとに区分経理を行う必要があります。

事務負担が極めて増えるところです。下記には十分ご注意ください。

#### (2) 区分記載請求書等保存方式

現行、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、その仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等（以下「軽減対象資産の譲渡等」といいます。）に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます。

##### ① 帳簿の記載事項

現行の記載事項に加え、課税仕入れが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、その旨（以下「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」といいます。）の記載が必要となります。

帳簿の記載事項		【帳簿の記載例】			
		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）	
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 （円）
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8%	43,200
②			①	③	④

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称  
② 課税仕入れを行った年月日  
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）  
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

② 区分記載請求書等の記載事項

現行の記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- ・課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨（以下「軽減対象資産の譲渡等である旨」といいます。）
- ・軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）（以下「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」といいます。）

区分記載請求書等の記載事項

**【区分記載請求書等に記載すべき事項】**

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株〇〇物産

11月分 131,200円(税込) XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	パン	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

③ 輸入業者の方は下記の留意事項が…

また、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除の適用を受けるためには、これまで同様、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています。輸入業者の方において特に留意していただきたい事項です。

2 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点

(1) 帳簿の記載に関する留意点

イ 「課税仕入れに係る資産の内容」の記載

商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を1箇所に確認することなく、軽減税率の対象となるものか、それ以外のものであるかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。取引内容を個々にそのまま記載する必要はないです。

ロ 「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載は、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものであると必要があります。

ハ 一定期間のまとめ記載

一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載することとして差し支えありません。こちらの方法が一般的な方法となるでしょう。簡便的だからです。

〔参考〕一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例

請求書

株〇〇物産

11月分 131,200円(税込) XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	パン	2,200円
∴	∴	∴
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目

株〇〇物産

- ① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。
- ② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

XX年		総勘定元帳	【仕入勘定】	(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) ①	43,200
∴	∴	∴	∴	∴
				(※:軽減税率対象品目) ②



## (2) 区分記載請求書等の記載に関する留意点

### イ 「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載

一方で、「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

### ロ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよいです。個々の取引ごとに8%や10%の税率が記載されている場合以外では、下記の方法のいずれでもよいとされます。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、「※（☆）は軽減対象」などと表示し、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途、明らかにしている場合【記載例1参照】
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例2参照】
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、当該請求書に記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例3参照】

### (注意！)

#### 区分記載請求書等の範囲等

- ・区分記載請求書等には、法定の記載事項が記載された次の書類も含まれます。
  - 領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなど、取引の事実を証する書類
  - 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、区分記載請求書等の記載事項が記載されているもの（相手方の確認を受けたものに限ります。）
  - セリ売り等の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
- ・なお、取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど、請求書等の交付を受けることが困難な場合、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たします。ただし、この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載する必要があります。

#### 【記載例1】記号・番号等を使用する場合

- ① 軽減税率の対象には「※」などを記載
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）を記載
- ③ 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※①	5,400円
11/1	かつぱん-ぱん-	2,200円
11/2	牛肉 ※①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②		10%対象 88,000円
		8%対象 43,200円

※は軽減税率対象品目 ③

△△商事㈱

#### 【記載例2】同一請求書内で、税率ごとに商品区分して区分記載請求書を発行する場合

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）を記載

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
①	8%対象 小計	② 43,200円
11/1	かつぱん-ぱん-	2,200円
⋮	⋮	⋮
①	10%対象 小計	② 88,000円
合計		131,200円

△△商事㈱

#### 【記載例3】税率ごとに区分記載請求書を分けて発行する場合

- 軽減税率対象分
- 標準税率対象

請求書		
① (軽減税率対象)		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
②		合計 43,200円

△△商事㈱

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	かつぱん-ぱん-	2,200円
⋮	⋮	⋮
②		合計 88,000円

△△商事㈱

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）を記載

さて、取引の全てが軽減税率の対象となる場合であっても、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は必要になるのでしょうか。

この場合、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載するなどし、その請求書等に記載された全ての取引が軽減税率の対象となることが客観的に明らかになる程度の記載が必要となります。どちらにしても客観的な明示は必要になるということです。

また、取引に軽減税率の対象となるものがない場合であっても、請求書等に「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「8% 0円」といった記載は必要になるのでしょうか。

この場合、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載については、標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載していれば足ります。事務処理の簡便化が図られているのです。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

請求書		
株〇〇御中		
XX年11月30日		
11月分 110,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	ティッシュ	550円
11/2	ボールペン	3,300円
11/2	カーテン	22,000円
⋮	⋮	⋮
合計		110,000円

△△商事株式会社

#### ハ 一定期間のまとめ記載

日々の取引内容については、納品書等に記載され、一定期間の納品についてまとめて請求書が交付される場合において、**納品書等と請求書との相互関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。**

この場合、請求書に記載する取引年月日については、対象となる一定期間を記載すればよく、また、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、同一の商品をまとめて記載して差し支えありません。

これは事務負担軽減に上手に利用できると思われます。十分、関与税理士の説明を受けた上で実行して下さい。

【一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例】

請求書	
株〇〇御中	
XX年11月分	
(XX年11月1日～11月30日)	
108,800円(税込)	
品名	金額
肉類 ※ ①	32,400円
野菜 ※ ②	10,800円
酒	22,000円
雑貨	11,000円
⋮	⋮
合計	108,800円
10%対象	44,000円
8%対象	64,800円

※は軽減税率対象品目 株〇〇物産

納品書	
株〇〇御中	
納品書	
株〇〇御中	
納品書	
株〇〇御中	
株〇〇物産	
下記の商品を納品いたします。	
XX年11月1日	
品名	金額
生肉 ①	5,400円
じゃがいも ②	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

さて、多数の商品を登録できないレジは取扱いはどうなるのでしょうか。

原則として区分記載請求書等に記載する資産の内容については、個々の商品名の記載が必要です。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがあります。このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能な場合があります。

このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称の記載（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」）であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減税率の対象となるものとそれ以外のものであることが、**領収書の交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。**「部門01」「部門02」…などレシート表記によっては取引内容が判別できないものがあります。レジの改修を考慮する必要がありますが、補助金による支援措置もあるので、そちらもご検討下さい。

## 二 請求書等への追記

区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除を行うために保存すべき請求書等には、これまでの請求書等への記載事項に加え、

- ① 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の2項目の記載が必要となります。

しかしながら、請求書等を発行する事業者がこれらの記載事項に対応できないことも考えられますので、これらの記載がない請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記することができます。

この追記の範囲は下記ようになります。

請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の2項目に限られます。例えば、品目等の請求書等に記載されているその他の記載事項についてまで追記することは認められていません。

## ホ 免税事業者からの仕入れについて

免税事業者からの仕入れについても現行と同様、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、免税事業者からの仕入れであっても、これまでの請求書等への記載事項に加え、

- ① 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額の記載のある区分記載請求書等の保存が必要となります。

※ 上記二のとおり、この2項目について記載がない場合には、請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、自ら追記することができます。

## IV 税額計算

軽減税率制度の下では、税率ごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れ等に係る消費税額を計算することになります。

この章では、軽減税率制度の下での税額計算の方法について説明します。

### (1) 税率

平成31年10月1日から、消費税等の税率は、軽減税率は8%（うち地方消費税率は1.76%）、標準税率は10%（うち地方消費税率は2.2%）の複数税率となります。  
※地方消費税の税率は、消費税額の78分の22です。

### (2) 納付税額の計算方法

消費税等の納付税額は、次の算式により計算します。

#### イ 消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

#### ロ 地方消費税額の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \frac{22}{78}$$

#### ハ 納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

### (3) 課税売上げに係る消費税額

課税売上げに係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分とに区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

$$\begin{aligned}
 \text{① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額} &= \text{課税標準額} \times \frac{100}{108} \times \frac{6.24}{100} \\
 \text{② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額} &= \text{課税標準額} \times \frac{100}{110} \times \frac{7.8}{100} \\
 \text{課税売上げに係る消費税額} &= \text{①} + \text{②}
 \end{aligned}$$

### (4) 課税仕入れ等に係る消費税額

課税仕入れ等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。

#### イ 一般課税

一般課税における課税仕入れ等に係る消費税額は、国内における課税仕入れに係る消費税額と外国貨物の引取りに係る消費税額を合計します。

$$\begin{aligned}
 \text{課税仕入れ等に係る消費税額} &= \text{国内における課税仕入れに係る消費税額} + \text{外国貨物の引取りに係る消費税額} \\
 &= \left( \text{課税仕入れの合計額 (税込み)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) + \text{保税地域から引き取った外国貨物に課された、又は課されるべき消費税額} \\
 &\quad \text{※ 税率の異なるごとに区分した消費税額を計算し、それらを合計します。} \\
 &\quad \text{※ 飲食料品には軽減税率が適用されません。}
 \end{aligned}$$

#### □ 簡易課税制度

簡易課税制度における課税仕入れ等に係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額に事業に恋じた一定の「みなし仕入率」を掛けて計算します。

$$\text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

(参考) 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者へ販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業)	80%
第三種事業	農業 <sup>(注)</sup> 、林業 <sup>(注)</sup> 、漁業 <sup>(注)</sup> 、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業(飲食店業等)	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)	50%
第六種事業	不動産業	40%

(注) 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し  
簡易課税制度における「農林水産業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げられます。  
なお、平成31年10月1日以後に行う取引から適用されます。

## (5) 売上対価の返還等に係る税額控除

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品を受けたり、値引き、割戻し、割引をしたことにより、売上対価の返還等を行った場合には、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します。

※ 売上対価の返還等につき、軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{売上対価の返還等の} \\ \text{金額に係る消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{売上対価の返還等の} \\ \text{金額 (税込み)} \\ \hline \end{array} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

では、この場合、税率ごとに合理的に区分されていないときはどうすればよいでしょうか。

売上対価の返還等に係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、売上対価の返還等の金額（税込み）に、その売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を掛けて算出した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る売上対価の返還等の金額として、税率ごとの売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【軽減税率分】} \\ \text{売上対価の返還等} \\ \text{の金額 (税込み)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{売上対価の返還等} \\ \text{の金額 (税込み)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{分母のうち軽減税率の対象となる金額 (税込み)}}{\text{売上対価の返還等の対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額 (税込み)}}$$

## (6) 貸倒れに係る税額控除

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れとなったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{貸倒れに係る} \\ \text{消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{貸倒れに係る} \\ \text{金額 (税込み)} \\ \hline \end{array} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

※ 軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、貸倒れに係る消費税額を計算する必要があります。

では、この場合、税率ごとに合理的に区分されていないときはどうすればよいでしょうか。

貸倒れに係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、貸倒れに係る金額（税込み）に、その貸倒れの対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を乗じて計算した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る貸倒れの金額として、税率ごとの貸倒れに係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【軽減税率分】} \\ \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{分母のうち軽減税率の対象となる金額 (税込み)}}{\text{貸倒れの対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額 (税込み)}}$$

経過措置について見ていきましょう。

「課税標準額に対する消費税額の計算」に関する経過措置（売上税額の積上げ計算）を適用する場合の端数計算はどうするのでしょうか。

消費税の申告においては、一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税額等相当額に基づいて、課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れに係る消費税額の計算を行う、「積上げ計算」が認められています。

軽減税率制度実施後においては、税率が複数となることから、一領収単位において税率の異なるごとに1円未満の端数処理を行った場合には、次のとおり、これまでと同様の要件を満たすことを前提として、税率の異なるごとに端数処理を行った後の消費税額等相当額を基礎として納付すべき消費税額等の計算を行うことができます。

- ① 税込価格を基礎とした代金決済を行う場合  
税込価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計に108分の8、110分の10を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示
- ② 税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合  
税抜価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの税率（8%、10%）を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

この場合の端数処理について見ていきましょう。一領収単位ごとに2回（軽減税率分と標準税率分）の端数処理はどうすればよいのでしょうか。

「積上げ計算」においては、これまで一領収単位ごとに1回の端数処理を行っていましたが、軽減税率制度実施後は、税率が2種類となるため、税率ごとに1回の端数処理を行うことから、一領収単位ごとに2回の端数処理を行うこととなるわけです。

## V 中小事業者の税額計算の特例

### 1 中小事業者の税額計算の特例（経過措置）の概要

区分経理に対応する準備が整わないなど、国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額又は課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。以下同じ。）については、平成31年10月からの一定期間について、税額計算の特例を用いて、課税標準額及び課税仕入れ等に係る消費税額（国内における課税仕入れに係る消費税額及び外国貨物の引取りに係る消費税額をいいます。以下同じ。）を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。

この場合、税額計算の特例を使える「困難な事情」とはどのような場合をいうのでしょうか。

「困難な事情」とは、例えば、課税期間中に国内において行った課税売上げ（税込み）又は課税仕入れ（税込み）につき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の困難な事情をいいます。そのような場合には、困難の度合いを問いません。

### 2 売上税額の計算の特例

#### (1) 売上税額の計算の特例の概要

課税売上げ（税込み）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、経過措置として、**課税売上げ（税込み）の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を計算する特例**が認められています。中小企業の事務負担を軽減させるための制度であくまで経過措置であることにご留意下さい。

「一定の割合」については、中小事業者の態様に依りて次のとおりとなります。

##### ① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（**小売等軽減仕入割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

##### ② 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（**軽減売上割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。ここでいう通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

##### ③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

上記①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を**50/100**とすることができます。

なお、主として**軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者**をいいます。

#### ■ 特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ（税込み）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{課税売上げ（税込み）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{①小売等軽減仕入割合（卸、小売業のみ可）} \\ \text{又は} \\ \text{②軽減売上割合} \\ \text{又は} \\ \text{③50\%（①、②が困難な場合に可）} \\ \hline \end{array}$$

#### (2) 小売等軽減仕入割合の特例

##### イ 対象事業者

次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

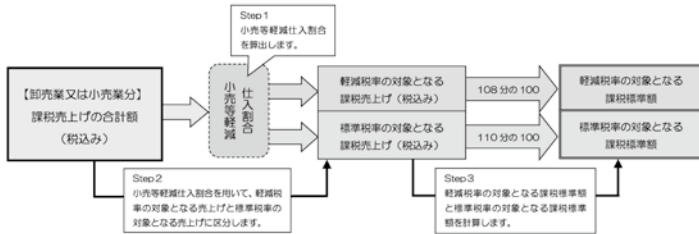
- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税仕入れ等（税込み）について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者

##### □ 適用対象期間

「小売等軽減仕入割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間です。

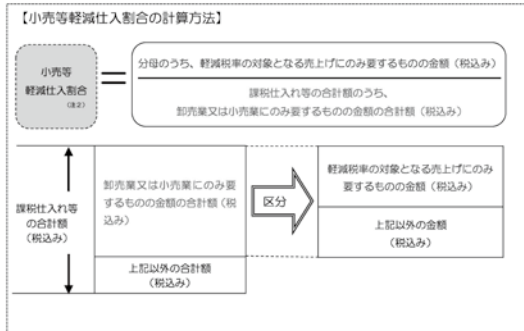
##### ハ 小売等軽減仕入割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

■ 小売等軽減仕入割合を用いた課税標準額計算のイメージ



Step1

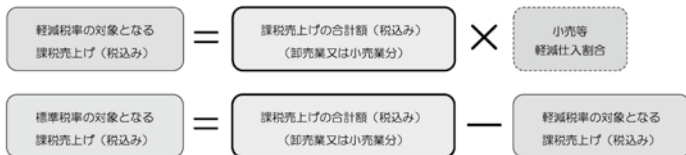
小売等軽減仕入割合を計算します。



(注) 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、小売等軽減仕入割合を算出することが困難な場合は、小売等軽減仕入割合を50%として計算することができます。

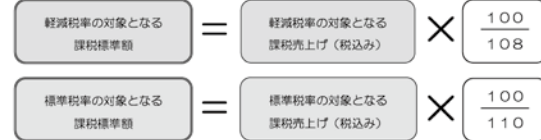
Step2

小売等軽減仕入割合を用いて、卸売業又は小売業に係る売上げを、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



Step3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



算出した税率ごとの課税標準額(1,000円未満切捨て)に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

(3) 軽減売上割合の特例

イ 対象事業者

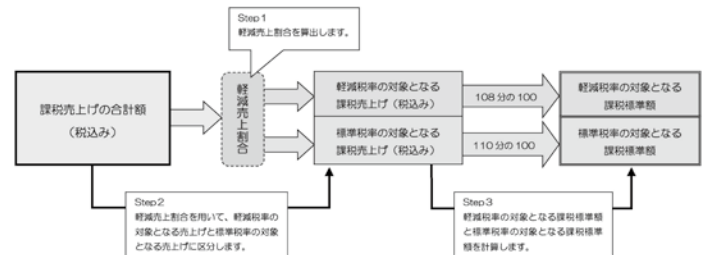
軽減対象資産の譲渡を行う中小事業者であれば、業種に関係なく適用することができます。

ロ 適用対象期間

「軽減売上割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間です。

ハ 軽減売上割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

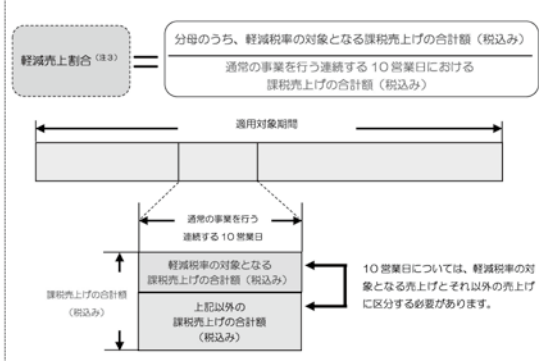
■ 軽減売上割合を用いた課税標準額計算のイメージ



### Step1

軽減売上割合を計算します。

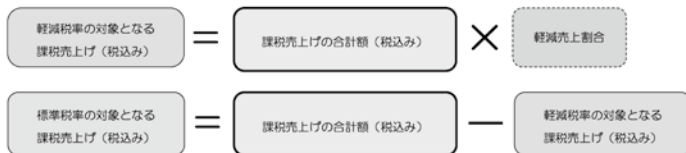
【軽減売上割合の計算方法】



(注) 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、軽減売上割合を算出することが困難な場合は、軽減売上割合を50%として計算することができます。

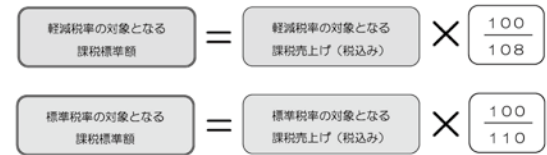
### Step2

軽減売上割合を用いて、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



### Step3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



算出した税率ごとの課税標準額 (1,000 円未満切捨て) に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

## (4) 複数の事業を営む中小事業者の売上税額の計算の特例の適用関係

複数の事業を営む中小事業者が、課税売上げ (税込み) を事業ごとに区分しているときは、その区分している事業ごとに「小売等軽減仕入割合の特例」又は「軽減売上割合の特例」を適用することができます。

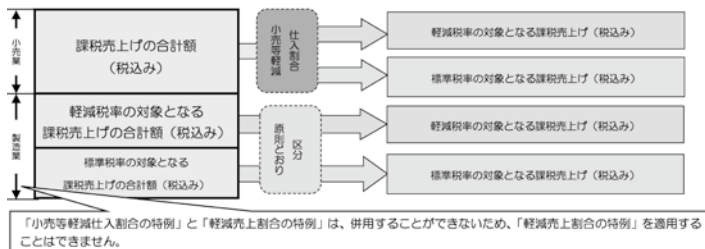
なお、「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」を併用することはできませんので、例えば、小売業と製造業を営む中小事業者で、小売業について、「小売等軽減仕入割合の特例」を適用する場合、製造業については、原則どおり、税率の異なるごとに課税売上げ (税込み) を区分し、税額計算を行わなければなりません (以下の①の場合)。

ただし、この場合であっても、小売業及び製造業の両方に「軽減売上割合の特例」を適用することは可能です (以下の②の場合)。

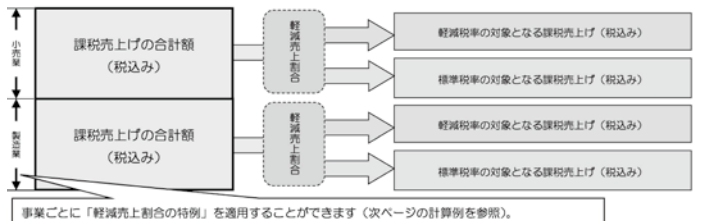


■ 複数の事業を営む場合の売上税額の計算の特例の適用関係

① 小売業に「小売等軽減仕入割合の特例」を適用した場合



② 小売業・製造業それぞれに「軽減売上割合の特例」を適用した場合



それでは、「通常の事業を行う連続する10営業日」とはどのような場合をいうのでしょうか。

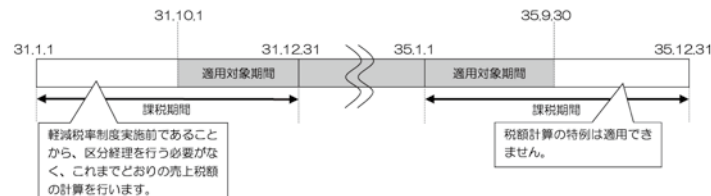
「通常の事業を行う連続する10営業日」は、適用対象期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であればいつかを問いませんが、例えば、通常飲食料品と飲食料品以外の資産の譲渡を行う事業者が、催し物等の特別な営業により、飲食料品の譲渡しか行わなかった営業日は、「通常の事業」を行う営業日に含まれません。

(5) 適用対象期間に関する留意点

売上税額の計算の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間です。

平成31年10月1日及び平成35年9月30日をまたぐ課税期間においては、これらの日の前後で適用関係が異なります。

- 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合  
(平成31年10月1日及び平成35年9月30日をまたぐ課税期間がある場合)



- 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



(6) 売上返品、値引き、割戻し等があった場合（売上税額の計算の特例を適用）

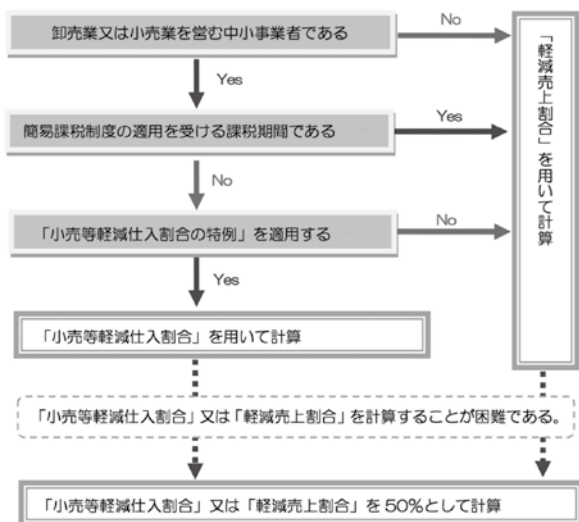
売上税額の計算の特例の酒用を受けた課税資産の譲渡等につき、売上対価の返還等を行った場合は、その売上対価の返還等の対象となった課税資産の譲渡等の事実に基づき、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

ただし、その売上対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、その売上対価の返還等の金額に、適用した売上税額の計算の特例の割合（小売等軽減仕入割合、軽減売上割合）又は「50%」を掛けて計算した金額を軽減対象資産の譲渡等に係るものとして計算することができます。

※ 貸倒れに係る消費税額についても、同様に計算することができます。

さて卸売業、小売業を営む中小事業者は「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」のどちらを適用すればよいのでしょうか。

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減仕入割合の特例」又は「軽減売上割合の特例」のいずれかを適用することができます。



### 3 仕入税額の計算の特例

#### (1) 仕入税額の計算の特例の概要

課税仕入れ等（税込み）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事案がある中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

##### ① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

##### ② 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

##### ■ 小売等軽減売上割合を用いて計算する場合

$$\text{軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）} = \text{課税仕入れ等の合計額（税込み）（卸売業又は小売業分）} \times \text{小売等軽減売上割合}$$

##### ■ 簡易課税制度の計算方法により計算する場合

$$\text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

#### (2) 小売等軽減売上割合の特例

##### イ 対象事業者

次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税売上げ（税込み）について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者

□ 適用対象期間

「小売等軽減売上割合の特例」を適用できる期間は、課税期間のうち、平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

平成31年10月1日をまたぐ課税期間においては、平成31年10月1日の前後で適用関係が異なります。

○ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合  
(平成31年10月1日をまたぐ課税期間がある場合)

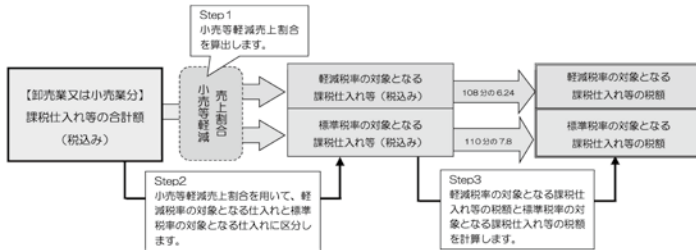


○ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



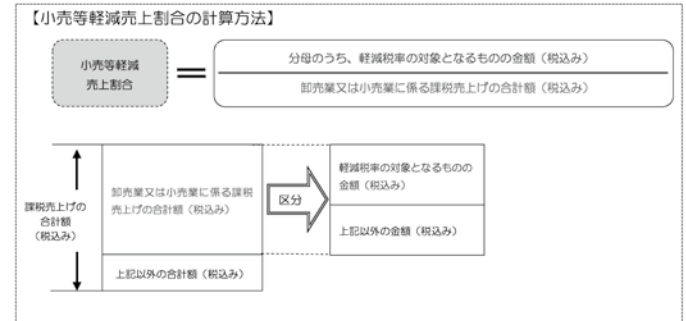
ハ 小売等軽減売上割合の特例による課税仕入れ等の税額の計算方法

■ 小売等軽減売上割合を用いた課税仕入れ等の税額計算のイメージ



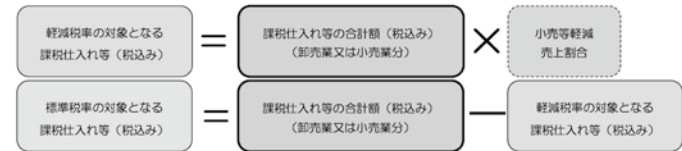
Step1

小売等軽減売上割合を計算します。



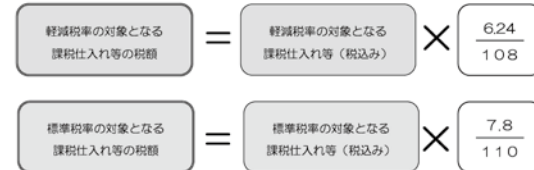
Step2

小売等軽減売上割合を用いて、卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等について、軽減税率の対象となる課税仕入れ等と標準税率の対象となる課税仕入れ等に区分します。



Step3

軽減税率の対象又は標準税率の対象となる課税仕入れ等の税額を計算します。



### (3) 簡易課税制度の届出の特例

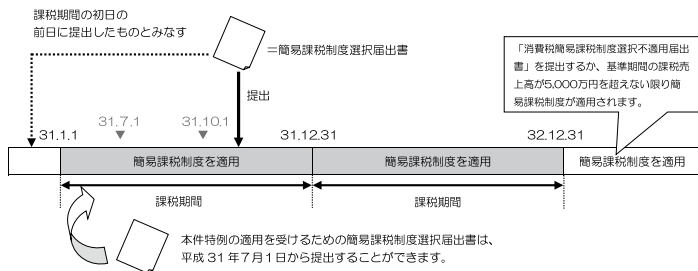
#### イ 対象事業者

中小事業者は、課税仕入れ等（税込み）を税率の異なるごとに区分することについて困難な事情があれば、適用することができます。

#### ロ 適用対象期間

「簡易課税制度の届出の特例」を適用できる期間は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日の属する課税期間です。

なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

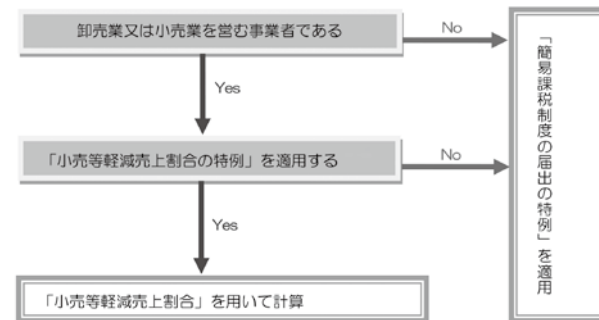


#### ハ 調整対象固定資産や高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限を受ける事業者に対する措置

調整対象固定資産や高額特定資産の仕入れ等を行った場合、一定期間、「簡易課税制度選択届出書」を提出することはできませんが、その課税期間中の課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき、著しく困難な事情があるときは、簡易課税制度の届出の特例の適用を受けようとする課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

ここで卸売業又は小売業を営む中小事業者が適用できる仕入税額の計算の特例をまとめましょう。

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減売上割合の特例」又は「簡易課税制度の届出の特例」のいずれかを適用することができます。



### 4 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合

中小事業者が課税売上げ（税込み）及び課税仕入れ等（税込み）のいずれも税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができます。併用できる計算の特例は、卸売業又は小売業を営むかどうか等によって異なります。

#### (1) 全ての中小事業者（卸売業又は小売業を営む事業者の特例を適用しない場合）

卸売業又は小売業を営む事業者の特例（小売等軽減仕入割合の特例、小売等軽減売上割合の特例をいいます。）を適用しない全ての中小事業者は、次の特例を併用することができます。

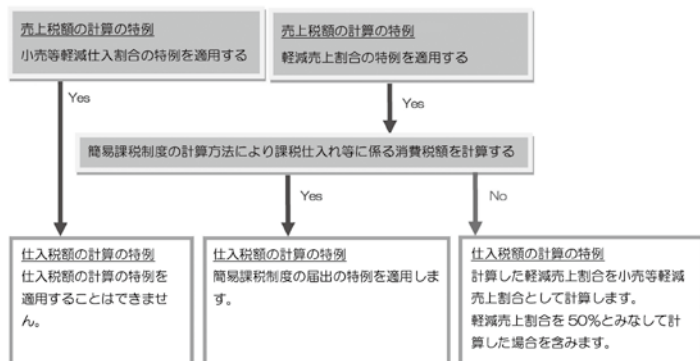
売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例

## (2) 卸売業又は小売業を営む中小事業者

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、次の①から③のいずれかを選択して適用することができます。

	売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
①	軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例
②	軽減売上割合の特例	小売等軽減売上割合の特例 →算出した軽減売上割合を小売等軽減売上割合として計算
③	軽減売上割合を50%とみなして計算	小売等軽減売上割合の特例 →小売等軽減売上割合を50%として計算

【参考：卸売業又は小売業を営む中小事業者の税額計算の併用パターン】



## Ⅵ 適格請求書等保存方式（平成35年10月1日～）

### 1 適格請求書等保存方式の概要

平成35年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

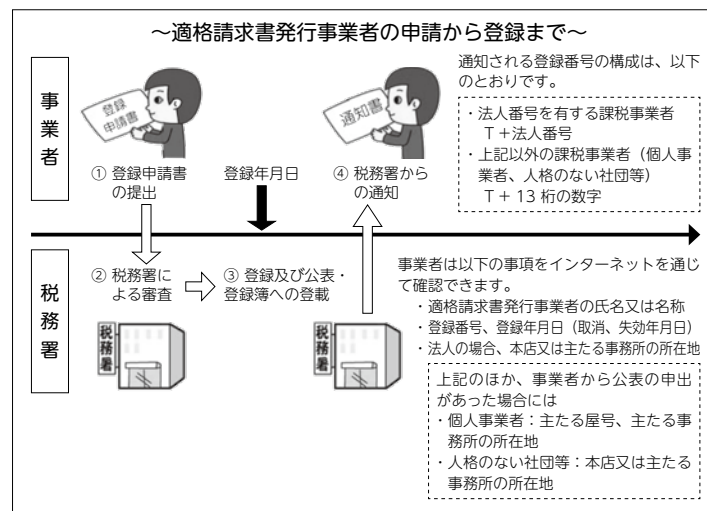
適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び**「税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存**が仕入税額控除の要件となります。

では「適格請求書」とはなんですか。

適格請求書とは、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。ここが事業者にとって最も事務負担が増加するところではないでしょうか。下記の概要をしっかりと理解して下さい。

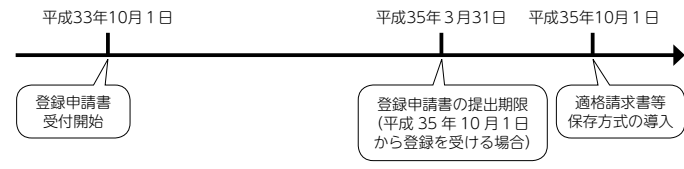
### 2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
  - 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。
- なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



### 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、平成33年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日から登録を受けるためには、原則として、平成35年3月31日まで（ただし、困難な事情<sup>(注1)</sup>がある場合には、平成35年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



(注1)「困難な事情」については、その程度は問いません。

(注2) 登録申請書の提出を受けた後、審査に一定の時間を要しますので、早めの提出をお願いします。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者において、翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合の納税義務については留意が必要です。

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

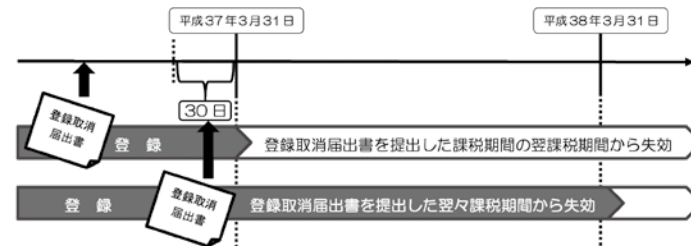
しかしながら、**適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも適格請求書発行事業者の登録を取り消されない限り、免税事業者となりません。**

この点、実務上非常に混乱するところと思われます。関与税理士との密な打ち合わせが必要です。

また、適格請求書発行事業者の取りやめ及び失効についてはどうなるでしょうか。

- 適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（登録取消届出書）を提出することにより、原則として、登録取消届出書を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます（登録の取りやめ）。
- 適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます（所要の届出書の提出が必要です）。
- 適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅した場合、合併により消滅した日に登録の効力が失われます（所要の届出書の提出が必要です）。

### 《登録の取りやめ》(例) 3月決算法人の場合



すなわち、登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。上述の通り、免税事業者になる方は十分な留意が必要になってくる事項です。

### 3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

この場合、留意すべき事項として下記の事項が挙げられます。

- 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
  - (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
  - (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

なお、適格請求書に係る電磁的記録による提供及び保存方法もあります。

- 適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、以下の方法があります。
  - ① EDI取引における電子データの提供

- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供
- 提供した電磁的記録の具体的な保存方法として、タイムスタンプを付す、又は訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定めるといった措置が必要になります。

なお、税務署長の承認を受ける必要はありません。

- 保存の際には、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど一定の要件を満たす必要があります。
- 提供した電磁的記録は、提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければなりません。

この点、提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することは認められます。

適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することもできます。この場合、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

(参考)

買手も仕入税額控除のために提供を受けた電磁的記録を保存する必要がありますが、その保存方法は、売手の保存方法と同様です。

## (1) 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです。

適格請求書	適格簡易請求書※
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）	⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。

請求書

株〇〇御中 登録番号 T012345... ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
	10%対象 80,000円	消費税 8,000円
	8%対象 40,000円	消費税 3,200円
	※ 軽減税率対象	

適用税率及び消費税額等の記載

スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T12345...

××年3月1日 領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		(内消費税額 ¥24)
		¥550
		(内消費税額 ¥50)
		お預り ¥1,000
		※ 軽減税率対象 お約 ¥126

⑤適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

なお、適格請求書及び適格簡易請求書の様式は、法令等で定められておりません。適格請求書又は適格簡易請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、適格請求書又は適格簡易請求書に該当します。現行、請求書等に記載する名称については、例えば、請求書等に電話番号を記載するなどし、請求書等を交付する事業者が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。適格請求書に記載する名称についても同様に、例えば、電話番号を記載するなど

し、適格請求書を交付する事業者が特定できれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

適格請求書に記載する消費税額等の端数処理については下記の通りです。

適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

なお、1円未満の端数の切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

請求書		
株式会社〇〇〇 XX年11月1日 10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	棒棒糖	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円	(消費税 8,416円)
10%対象	60,000円	(消費税 5,454円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,962円)

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：  
60,000円×10/110≒5,454円

8%対象：  
40,000円×8/108≒2,962円

※印は軽減税率対象商品  
登録番号 T1234567890123

## (2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)

- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

なお、公共交通機関による旅客の運送が3万円未満かどうかは、どのような単位で判定するのでしょうか。

公共交通機関による旅客の運送が3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

したがって、商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

したがって、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

(注) セルフレジのように単に精算のみが行われるものや、自動券売機のように券類の発行と代金の受領のみが行われるものは含まれません。

## (3) 適格返還請求書の交付義務及び記載事項

適格請求書発行事業者は、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率



【適格返還請求書の記載例】

××年12月15日 販売奨励金支払明細書		
株主〇〇御中 11月分 21,800円(税込)		
取引日付	品名	奨励金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,280円
...	...	...
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円	(消費税 1,000円)
8%対象	10,800円	(消費税 800円)
※印は軽減税率対象商品		
		△△商事 登録番号 T1234567890123

記載事項①: 登録番号 T1234567890123

記載事項②: 11/1 オレンジジュース ※

記載事項③: 10%対象 11,000円 (消費税 1,000円)

記載事項④: 11/1 ビール

記載事項⑤: 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載 ※両方記載することも可能です。

#### (4) 適格請求書の交付方法の特例等

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります。

なお、精算書等には、適格請求書の記載事項のうち、「税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率」や「消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

なお、適格請求書の交付方法について、売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号が記載された適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

#### 4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

##### (1) 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様です。

##### (2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（買手側が作成する書類で適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

なお、相手方の確認を受ける方法としては、例えば、次のようなものが該当します。

- ① 仕入明細書等への記載内容を通信回線等を通じて課税仕入れの相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には、記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

##### (3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される取引

- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

#### 《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことはできません。

ただし、区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

## 5 平成 35 年 10 月 1 日以降の税額計算

軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりありません。

具体的な課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法は、次のとおりとなります。

## (1) 課税売上げに係る消費税額

### ① 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を掛けて課税売上げに係る消費税額を算出します。

	課税標準額	税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	= 軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	× $\frac{100}{108}$ × $\frac{6.24}{100}$
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	= 標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	× $\frac{100}{110}$ × $\frac{7.8}{100}$
課税売上げに係る消費税額	= ① + ②	

### ② 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を課税売上げに係る消費税額とすることができます。

なお、課税売上げに係る消費税額を「積上げ計算」により計算した場合、課税仕入れに係る消費税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

課税売上げに係る消費税額	=	適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	$\frac{78}{100}$
--------------	---	----------------------	---	------------------

なお、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

また、課税売上げに係る消費税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められます。

## (2) 課税仕入れに係る消費税額

### ① 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて課税仕入れに係る消費税額を算出します（請求書等積上げ計算）。

$$\boxed{\text{課税仕入れに係る消費税額}} = \boxed{\text{請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額}} \times \frac{78}{100}$$

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度（注）、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等とし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

（注）例えば、月まとめて請求書等を交付される場合には、請求書等を交付された都度、月まとめて帳簿に仮払消費税額等として計上することも認められます。

また、適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合には、適格請求書に記載する消費税額等と同様の方法により計算した金額のうち、課税仕入れに係る部分の金額を基として課税仕入れに係る消費税額を計算することとなります。

したがって、適格簡易請求書に記載された金額が税込金額の場合は、その金額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は、108分の8）を掛けて消費税額を算出し、その金額を基礎として課税仕入れに係る消費税額の積上げ計算を行います。

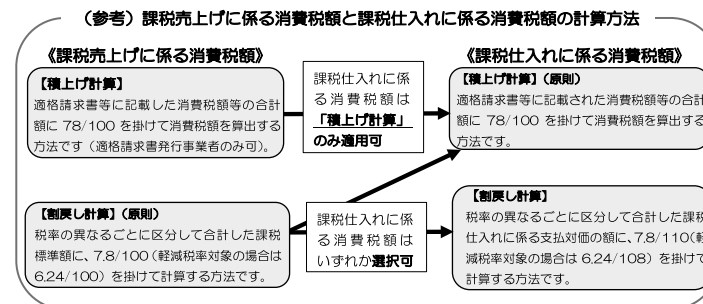
### ② 特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を課税仕入れに係る消費税額とすることができます。

なお、割戻し計算により課税仕入れに係る消費税額を計算できるのは、課税売上げに係る消費税額を割戻し計算している場合に限られます。

$$\begin{aligned} \text{① 軽減税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額} &= \text{軽減税率の対象となる課税仕入れ（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \\ \text{② 標準税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額} &= \text{標準税率の対象となる課税仕入れ（税込み）} \times \frac{7.8}{110} \\ \text{課税仕入れに係る消費税額の合計額} &= \text{①} + \text{②} \end{aligned}$$

なお、課税仕入れに係る消費税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません。



## Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項

### (1) 区分記載請求書等保存方式への対応等

平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、帳簿及び区分経理に対応した区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

この点、現行の制度下でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が行われる場合があるように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められることがあります。これは下記の事項です。

- ① 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨
  - ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ※ 免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは、消費税の仕組上、予定されていません。

従って、この制度は免税事業者だから関係ない事項ではないのです。全ての事業者にかかわっているのです。

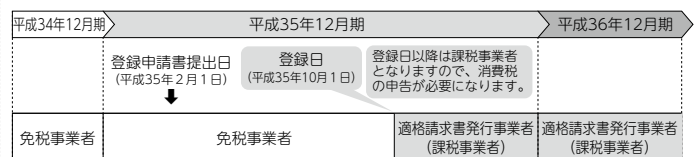
### (2) 適格請求書発行事業者となるための登録手続

平成35年10月1日以降、免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先は仕入税額控除を行うことができません。免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

#### 1 登録日が平成35年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用がある場合）

（例）12月決算の法人で、平成35年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合

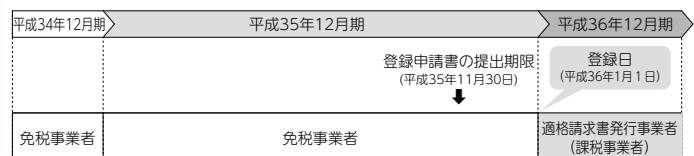
- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。
- また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



#### 2 登録日が平成35年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成36年1月1日から登録を受ける場合

- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



第2章までで見た概略を基に実際の計算事例を見ていきましょう。

## 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順1（一般用）

【課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合】

【課税期間】平成31年（2019年）1月1日～平成31年（2019年）12月31日（単位：円）

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	302,500,000	67,960,000	45,100,000	415,560,000
免税売上高	—	—	—	11,000,000
非課税売上高	—	—	—	7,000,000
売上対価の返還等の金額 (税込み)	10,684,000	1,507,040	1,578,500	13,769,540
課税仕入れの金額 (税込み)	201,680,000	40,076,000	31,570,000	273,326,000
仕入対価の返還等の金額 (課税仕入れに係るもの (税込み))	—	7,850,000	5,900,000	13,750,000
貸倒処理した金額 (税込み)	1,430,000	—	—	1,430,000

- (参考) 1 中間納付消費税額 6,300,000円  
 2 中間納付地方消費税額 1,700,000円  
 3 基準期間の課税売上高 350,000,000円 (税抜き)

### I 付表1-1・1-2の作成 (その1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前（平成31年（2019年）10月）の税率の適用があるため、全項において付表1-2・2-2の作成が必要となります。

#### 1 付表1-2の①～②欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$302,500,000 \times 100/108 = \underline{280,092,592}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額及び課税標準額を計算します。付表1-1の同欄も同様です。

消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについての取扱いはどうなるのでしょうか。

**問** 消費税法改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されることから、軽減税率対象品目を扱うA社は、自社の固定資産であるPOSのレジシステムや商品の受発注システム、経理システムのプログラムの修正を行う必要があり、当該修正を外部に委託することとしています。  
 当該修正は、消費税法改正による軽減税率制度の実施に伴い、事業遂行上、消費税の複数税率に対応した商品の管理や納税額の計算をしなければならなくなったために、必要な修正を行うものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、当該修正に要する費用は修繕費（損金算入）として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。

**答** 各システムのプログラムの修正が、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されていることにつき、作業指図書等で明確にされている場合には、照会のとおりに取り扱って差し支えありません。

**解説** プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、照会の各システムのプログラムの修正は、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないとのことですので、本事業における修正に要する費用は、修繕費に該当します。

(注) プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては資本的支出として取り扱うこととなります。

(2) 「課税標準額①」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$302,500,000 \times 100/108 = \underline{280,092,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

(3) 「消費税額②」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$280,092,000 \times 6.3\% = \underline{17,645,796}$$

## 2 付表1-1の①～②欄の記載

設例の場合は付表1-2の①～②欄の旧税率分小計Xを付表1-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率6.24%適用分D

$$67,960,000 \times 100/108 = \underline{62,925,925}$$

税率7.8%適用分E

$$45,100,000 \times 100/110 = \underline{41,000,000}$$

合計F

$$280,092,592 + 62,925,925 + 41,000,000 = \underline{384,018,517}$$

(2) 「課税標準額①」欄

税率6.24%適用分D

$$67,960,000 \times 100/108 = \underline{62,925,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

税率7.8%適用分E

$$45,100,000 \times 100/110 = \underline{41,000,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計F

$$280,092,000 + 62,925,000 + 41,000,000 = \underline{384,017,000}$$

(3) 「消費税額②」欄

税率6.24%適用分D

$$62,925,000 \times 6.24\% = \underline{3,926,520}$$

税率7.8%適用分E

$$41,000,000 \times 7.8\% = \underline{3,198,000}$$

合計F

$$17,645,796 + 3,926,520 + 3,198,000 = \underline{24,770,316}$$

## II 付表2-1・2-2の作成

この項においては、主に、課税売上割合・控除対象仕入税額を計算します。

### 1 付表2-2の①欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の課税売上額を計算します。

「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$302,500,000 \times 100/108 - 10,684,000 \times 100/108 = \underline{270,200,000}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が①C及びX欄の金額となります。

### 2 付表2-1の①～⑧欄の記載

付表2-2の①欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、課税売上割合を計算します。

(1) 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分D

$$67,960,000 \times 100/108 - 1,507,040 \times 100/108 = \underline{61,530,518}$$

税率7.8%適用分E

$$45,100,000 \times 100/110 - 1,578,500 \times 100/110 = \underline{39,565,000}$$

合計F

$$270,200,000 + 61,530,518 + 39,565,000 = \underline{371,295,518}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を乗じた金額が①D又はE欄の金額となります。

(2) 「免税売上額②」欄

11,000,000

(3) 「課税資産の譲渡等の対価の額④F」欄

$$371,295,518 + 11,000,000 = \underline{382,295,518}$$

(4) 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤F」欄

④F欄から転記

(5) 「非課税売上額⑥」欄

7,000,000

(6) 「資産の譲渡等の対価の額⑦F」欄  
 $382,295,518 + 7,000,000 = \underline{389,295,518}$

(7) 「課税売上割合⑧F」欄  
 $382,295,518 / 389,295,518 = 98.201\cdots\% \rightarrow 98\%$   
( $98.201\cdots\% \geq 95\% \Rightarrow$  全額控除可)

### 3 付表2-2の④～⑩欄の記載

付表2-1の④、⑦及び⑩欄の合計Fを付表2-2の旧税率分小計Xに転記した上で、税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄  
税率6.3%適用分C、旧税率分小計X  
 $201,680,000$

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄  
税率6.3%適用分C、旧税率分小計X  
 $201,680,000 \times 6.3/108 = \underline{11,764,666}$

(3) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑪」欄  
設例の場合は⑩C及びX欄と同じ

(4) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑫」欄  
設例の場合は課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上（Ⅱ2(7)参照）のため⑩C及びX欄と同じ

(5) 「控除対象仕入税額⑬」欄  
設例の場合は⑩C及びX欄と同じ

### 4 付表2-1の⑨～⑩欄の記載

設例の場合は付表2-2の⑨～⑩欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄  
税率6.24%適用分D  
 $40,076,000 - 7,850,000 = \underline{32,226,000}$   
税率7.8%適用分E  
 $31,570,000 - 5,900,000 = \underline{25,670,000}$   
合計F  
 $201,680,000 + 32,226,000 + 25,670,000 = \underline{259,576,000}$

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率6.24%適用分D  
 $40,076,000 \times 6.24/108 - 7,850,000 \times 6.24/108 = \underline{1,861,947}$   
税率7.8%適用分E  
 $31,570,000 \times 7.8/110 - 5,900,000 \times 7.8/110 = \underline{1,820,237}$   
合計F  
 $11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,237 = \underline{15,446,850}$

(3) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑪」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E  
設例の場合は⑩D及びE欄と同じ  
合計F

$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,237 = \underline{15,446,850}$

(4) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑫」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E  
設例の場合は課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上（Ⅱ2(7)参照）のため⑩D及びE欄と同じ  
合計F

$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,237 = \underline{15,446,850}$

(5) 「控除対象仕入税額⑬」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E  
設例の場合は⑩D及びE欄と同じ  
合計F  
 $11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,237 = \underline{15,446,850}$

## Ⅲ 付表1-1・1-2の作成（その2）

この項においては、上記Ⅰ・Ⅱの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

### 1 付表1-2の④～⑬欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.3%適用分C  
付表2-2の⑩C欄から転記

旧税率分小計X

11,764,666

- (2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$10,684,000 \times 6.3/108 = 623,233$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、⑤-1及び⑤欄に記載する必要はありません。付表1-1の同欄も同様です。

- (3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

設例の場合は⑤-1C及びX欄と同じ

- (4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$1,430,000 \times 6.3/108 = 83,416$

- (5) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$11,764,666 + 623,233 + 83,416 = 12,471,315$

- (6) 「差引税額⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$17,645,796 - 12,471,315 = 5,174,481$

- (7) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率6.3%適用分C

⑨C欄から転記

旧税率分小計X

5,174,481

- (8) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

設例の場合は⑫C及びX欄と同じ

- (9) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$5,174,481 \times 17/63 = 1,396,288$

## 2 付表1-1の④～⑯欄の記載

設例の場合は付表1-2の④～⑮欄の旧税率分小計Xを付表1-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E

付表2-1の②D及びE欄から転記

合計F

$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,237 = 15,446,850$

- (2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

税率6.24%適用分D

$1,507,040 \times 6.24/108 = 87,073$

税率7.8%適用分E

$1,578,500 \times 7.8/110 = 111,930$

合計F

$623,233 + 87,073 + 111,930 = 822,236$

- (3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E

設例の場合は⑤-1D及びE欄と同じ

合計F

$623,233 + 87,073 + 111,930 = 822,236$

- (4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

合計F

$83,416 + 0 + 0 = 83,416$

- (5) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分D

$1,861,947 + 87,073 = 1,949,020$

税率7.8%適用分E

$1,820,237 + 111,930 = 1,932,167$

合計F

$12,471,315 + 1,949,020 + 1,932,167 = 16,352,502$

- (6) 「差引税額⑨」欄

税率6.24%適用分D

$3,926,520 - 1,949,020 = 1,977,500$

税率7.8%適用分E

$3,198,000 - 1,932,167 = 1,265,833$

合計F

$5,174,481 + 1,977,500 + 1,265,833 = 8,417,814$



(7) 「合計差引税額⑩」欄

$$8,417,814 - 0 = \underline{8,417,814}$$

(8) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率7.8%適用分E

$$1,977,500 + 1,265,833 = \underline{3,243,333}$$

合計F

$$5,174,481 + 3,243,333 = \underline{8,417,814}$$

(9) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

税率7.8%適用分E

設例の場合は⑫E欄と同じ

合計F

$$5,174,481 + 3,243,333 = \underline{8,417,814}$$

(10) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率7.8%適用分E

$$3,243,333 \times 22/78 = \underline{914,786}$$

合計F

$$1,396,288 + 914,786 = \underline{2,311,074}$$

(11) 「合計差引譲渡割額⑯」欄

$$2,311,074 - 0 = \underline{2,311,074}$$

#### IV 申告書第一表・第二表の記載

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等
①	申告書 第二表 ①	①	付 表 1-1 ① F
②	申告書 第二表 ①	②	付 表 1-2 ①-1 A
③	付 表 1-1 ③ F	③	付 表 1-2 ①-1 B
④	付 表 1-1 ④ F	④	付 表 1-2 ①-1 C
⑤	申告書 第二表 ①	⑤	付 表 1-1 ①-1 D
⑥	付 表 1-1 ⑥ F	⑥	付 表 1-1 ①-1 E
⑦	付 表 1-1 ⑦ F	⑦	付 表 1-1 ①-1 F
⑧	付 表 1-1 ⑩ F (マイナスの場合に記載)	⑧	付 表 1-2 ①-2 C
⑨	付 表 1-1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	⑨	付 表 1-1 ①-2 E
⑩	中間納付税額	⑩	付 表 1-1 ①-2 F
⑪	申告書 第一表 ⑨-⑩ (⑨>⑩の場合に記載)	⑪	付 表 1-1 ② F
⑫	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	⑫	付 表 1-2 ② A
⑬	修正申告の場合に記載	⑬	付 表 1-2 ② B
⑭		⑭	付 表 1-2 ② C
⑮	付 表 2-1 ④ F	⑮	付 表 1-1 ② D
⑯	付 表 2-1 ⑦ F	⑯	付 表 1-1 ② E
⑰	付 表 1-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑰	付 表 1-1 ⑤ F
⑱	付 表 1-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑱	付 表 1-1 ⑤-1 F
⑲	付 表 1-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑲	付 表 1-1 ⑤-2 F
⑳	付 表 1-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑳	付 表 1-1 ⑬ F
㉑	中間納付譲渡割額	㉑	付 表 1-2 ⑬ B
㉒	申告書 第一表 ㉑-㉒ (㉑>㉒の場合に記載)	㉒	付 表 1-2 ⑬ C
㉓	申告書 第一表 ㉒-㉑ (㉒>㉑の場合に記載)	㉓	付 表 1-1 ⑬ E
㉔			
㉕	修正申告の場合に記載		
㉖	申告書 第一表 ((⑪+⑫) - (⑧+⑬+⑱+㉓))		

## 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順2（簡易課税用）

### 【みなし仕入率の特例を適用する場合】

【課税期間】平成31年（2019年）1月1日～平成31年（2019年）12月31日（単位：円）

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	23,033,000	4,798,000	2,879,000	30,710,000
うち第二種事業	18,033,000	4,798,000	1,928,000	24,759,000
うち第四種事業	5,000,000	0	951,000	5,951,000
免税売上高	—	—	—	1,100,000
売上対価の返還等 の金額（税込み）	1,514,000	315,000	189,000	2,018,000
うち第二種事業	909,000	315,000	114,000	1,338,000
うち第四種事業	605,000	0	75,000	680,000
貸倒処理した金額 (税込み)	560,000	—	—	560,000

（参考） 基準期間の課税売上高 30,000,000円（税抜き）

## I 付表4-1・4-2の作成（その1）

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前（平成31年（2019年）10月）の税率の適用があるため、全項において付表4-2・5-2の作成が必要となります。

### 1 付表4-2の①～②及び⑤欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$23,033,000 \times 100/108 = \underline{21,326,851}$$

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額及び課税標準額を計算します。付表4-1の同欄も同様です。

- (2) 「課税標準額①」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$23,033,000 \times 100/108 = \underline{21,326,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

- (3) 「消費税額②」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$21,326,000 \times 6.3\% = \underline{1,343,538}$$

- (4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,514,000 \times 6.3/108 = \underline{88,316}$$

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、⑤欄に記載する必要はありません。付表4-1の同欄も同様です。

### 2 付表4-1の①～②及び⑤欄の記載

設例の場合は付表4-2の①～②及び⑤欄の旧税率分小計Xを付表4-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 100/108 = \underline{4,442,592}$$

税率7.8%適用分E

$$2,879,000 \times 100/110 = \underline{2,617,272}$$

合計F

$$21,326,851 + 4,442,592 + 2,617,272 = \underline{28,386,715}$$

- (2) 「課税標準額①」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 100/108 = \underline{4,442,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

税率7.8%適用分E

$$2,879,000 \times 100/110 = \underline{2,617,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計F

$$21,326,000 + 4,442,000 + 2,617,000 = \underline{28,385,000}$$

- (3) 「消費税額②」欄

税率6.24%適用分D

$$4,442,000 \times 6.24\% = \underline{277,180}$$

税率7.8%適用分E

$$2,617,000 \times 7.8\% = \underline{204,126}$$

合計F

$$1,343,538 + 277,180 + 204,126 = \underline{1,824,844}$$

- (4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分D

$$315,000 \times 6.24/108 = \underline{18,199}$$

税率7.8%適用分E

$$189,000 \times 7.8/110 = \underline{13,401}$$

合計F

$$88,316 + 18,199 + 13,401 = \underline{119,916}$$

## II 付表5-1・5-2の作成

この項においては、控除対象仕入税額を計算します。

### 1 付表5-2の①～⑩欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額、事業区分別の課税売上高及び消費税額を計算します。

- (1) 「I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」欄

イ 「課税標準額に対する消費税額①」欄

税率6.3%適用分C

付表4-2の②C欄から転記

旧税率分小計X

$$\underline{1,343,538}$$

- ロ 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

税率6.3%適用分C

付表4-2の⑤C欄から転記

旧税率分小計X

$$\underline{88,316}$$

- ハ 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,343,538 - 88,316 = \underline{1,255,222}$$

- (2) 「II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算します。

設例の場合は2種類の事業を営んでいるためこの欄の記載の対象外となります。付表5-1の同欄も同様です。

- (3) 「III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

イ 「(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」欄

(イ) 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$23,033,000 \times 100/108 - 1,514,000 \times 100/108 = \underline{19,925,000}$$

(ロ) 「第二種事業⑦」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$18,033,000 \times 100/108 - 909,000 \times 100/108 = \underline{15,855,556}$$

(ハ) 「第四種事業⑧」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$5,000,000 \times 100/108 - 605,000 \times 100/108 = \underline{4,069,444}$$

- ロ 「(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細」欄

(イ) 「第二種事業⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$18,033,000 \times 6.3/108 - 909,000 \times 6.3/108 = \underline{998,900}$$

(ロ) 「第四種事業⑩」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$5,000,000 \times 6.3/108 - 605,000 \times 6.3/108 = \underline{256,375}$$

(ハ) 「事業区分別の合計額⑬」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$998,900 + 256,375 = \underline{1,255,275}$$

### 2 付表5-1の①～⑩欄の記載

設例の場合は付表5-2の①～⑩欄の旧税率分小計Xを付表5-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」欄

イ 「課税標準額に対する消費税額①」欄

付表4-1②D、E及びF欄から転記

- ロ 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

付表4-1⑤D、E及びF欄から転記

- ハ 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

税率6.24%適用分D

$$277,180 - 18,199 = 258,981$$

税率7.8%適用分E

$$204,126 - 13,401 = \underline{190,725}$$

合計F

$$1,255,222 + 258,981 + 190,725 = \underline{1,704,928}$$

(2) 「Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

イ 「(1) 事業区分別の課税売上高 (税抜き) の明細」欄

(イ) 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 100/108 - 315,000 \times 100/108 = \underline{4,150,926}$$

税率7.8%適用分E

$$2,879,000 \times 100/110 - 189,000 \times 100/110 = \underline{2,445,454}$$

合計F

$$19,925,000 + 4,150,926 + 2,445,454 = \underline{26,521,380}$$

(ロ) 「第二種事業⑦」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 100/108 - 315,000 \times 100/108 = \underline{4,150,926}$$

税率7.8%適用分E

$$1,928,000 \times 100/110 - 114,000 \times 100/110 = \underline{1,649,091}$$

合計F

$$15,855,556 + 4,150,926 + 1,649,091 = \underline{21,655,573}$$

売上割合

$$21,655,573 / 26,521,380 = 81.653\cdots\% \rightarrow \underline{81.6\%}$$

(81.653...% ≥ 75% ⇒ 特例計算適用可)

(ハ) 「第四種事業⑩」欄

税率6.24%適用分D

0

税率7.8%適用分E

$$951,000 \times 100/110 - 75,000 \times 100/110 = \underline{796,364}$$

合計F

$$4,069,444 + 0 + 796,364 = \underline{4,865,808}$$

売上割合

$$4,865,808 / 26,521,380 = 18.346\cdots\% \rightarrow \underline{18.3\%}$$

(18.346...% < 75% ⇒ 特例計算適用不可)

ロ 「(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細」欄

(イ) 「第二種事業⑦」欄

税率6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 6.24/108 - 315,000 \times 6.24/108 = \underline{259,018}$$

税率7.8%適用分E

$$1,928,000 \times 7.8/110 - 114,000 \times 7.8/110 = \underline{128,629}$$

合計F

$$998,900 + 259,018 + 128,629 = \underline{1,386,547}$$

(ロ) 「第四種事業⑩」欄

税率6.24%適用分D

0

税率7.8%適用分E

$$951,000 \times 7.8/110 - 75,000 \times 7.8/110 = \underline{62,116}$$

合計F

$$256,375 + 0 + 62,116 = \underline{318,491}$$

(ハ) 「事業区分別の合計額⑬」欄

税率6.24%適用分D

$$259,018 + 0 = \underline{259,018}$$

税率7.8%適用分E

$$128,629 + 62,116 = \underline{190,745}$$

合計F

$$1,255,275 + 259,018 + 190,745 = \underline{1,705,038}$$

### 3 付表5-2の⑳~㉞欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算し付表5-2の「(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細」欄に記載します。

(1) 「イ 原則計算を適用する場合㉑」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

第二種事業 第四種事業

$$\frac{998,900 \times 80\% + 256,375 \times 60\%}{1,255,275} = \frac{952,945}{1,255,275}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 1,255,222 \times \frac{952,945}{1,255,275} = \underline{952,904}$$

(2) 「ロ 特例計算を適用する場合」欄

イ 「(イ) 1種類の事業で75%以上㉒」欄

設例の場合は第二種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めることから、控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率（80%）を適用することができます。付表5-1の同欄も同様です。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,255,222 \times 80\% = 1,004,177$$

□「(ロ) 2種類の事業で75%以上・第二種事業及び第四種事業②」欄

設例の場合は第二種事業及び第四種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めることから、控除対象仕入税額の計算については、次のとおりとなります。付表5-1の同欄も同様です。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

第二種事業	第四種事業
$998,900 \times 80\%$	$+ (1,255,275 - 998,900) \times 60\%$
<hr style="width: 100%;"/>	
$\frac{952,945}{1,255,275}$	

$$\text{控除対象仕入税額} = 1,255,222 \times \frac{952,945}{1,255,275} = \underline{952,904}$$

#### 4 付表5-1の⑳～㉔欄の記載

設例の場合は付表5-2の㉔～㉔欄の旧税率分小計Xを付表5-1の「(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細」欄に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「イ 原則計算を適用する場合㉔」欄

税率6.24%適用分D

第二種事業	第四種事業
$259,018 \times 80\%$	$+ 0 \times 60\%$
<hr style="width: 100%;"/>	
$\frac{207,214}{259,018}$	

$$\text{控除対象仕入税額} = 258,981 \times \frac{207,214}{259,018} = \underline{207,184}$$

税率7.8%適用分E

第二種事業	第四種事業
$128,629 \times 80\%$	$+ 62,116 \times 60\%$
<hr style="width: 100%;"/>	
$\frac{140,172}{190,745}$	

$$\text{控除対象仕入税額} = 190,725 \times \frac{140,172}{190,745} = \underline{140,157}$$

合計F

$$952,904 + 207,184 + 140,157 = \underline{1,300,245}$$

(2) 「ロ 特例計算を適用する場合」欄

イ「(イ) 1種類の事業で75%以上㉔」欄

税率6.24%適用分D

$$258,981 \times 80\% = \underline{207,184}$$

税率7.8%適用分E

$$190,725 \times 80\% = \underline{152,580}$$

合計F

$$1,004,177 + 207,184 + 152,580 = \underline{1,363,941}$$

□「(ロ) 2種類の事業で75%以上・第二種事業及び第四種事業②」欄

税率6.24%適用分D

第二種事業	第四種事業
$259,018 \times 80\%$	$+ (259,018 - 259,018) \times 60\%$
<hr style="width: 100%;"/>	
$\frac{207,214}{259,018}$	

$$\text{控除対象仕入税額} = 258,981 \times \frac{207,214}{259,018} = \underline{207,184}$$

税率7.8%適用分E

第二種事業	第四種事業
$128,629 \times 80\%$	$+ (190,745 - 128,629) \times 60\%$
<hr style="width: 100%;"/>	
$\frac{140,172}{190,745}$	

$$\text{控除対象仕入税額} = 190,725 \times \frac{140,172}{190,745} = \underline{140,157}$$

合計F

$$952,904 + 207,184 + 140,157 = \underline{1,300,245}$$

#### 5 付表5-2の㉔欄の記載

上記4(1)、4(2)イ又はロのいずれかの計算方法から選択した金額を記載します。

設例の場合は上記4(2)イを選択します。

「ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額㉔」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X ⇒ 1,004,177

#### 6 付表5-1の㉔欄の記載

付表5-2の㉔欄の旧税率分小計Xを付表5-1に転記した上で、上記5で選択した計算方法（上記4(2)イ）に基づく控除対象仕入税額を記載します。

「ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額㉑」欄

税率6.24%適用分D ⇒ 207,184

税率7.8%適用分E ⇒ 152,580

合計F ⇒ 1,004,177 + 207,184 + 152,580 = 1,363,941

(注) 適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

### Ⅲ 付表4-1・4-2の作成 (その2)

この項においては、上記Ⅰ・Ⅱの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

#### 1 付表4-2の④及び⑥～⑩欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.3%適用分C

付表5-2の㉑C欄から転記

旧税率分小計X

1,004,177

(2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$560,000 \times 6.3/108 = 32,666$

(3) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$1,004,177 + 88,316 + 32,666 = 1,125,159$

(4) 「差引税額⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$1,343,538 - 1,125,159 = 218,379$

(5) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率6.3%適用分C

㉑C欄から転記

旧税率分小計X

218,379

(6) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

設例の場合は㉑C及びX欄と同じ

(7) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$218,379 \times 17/63 = 58,927$

#### 2 付表4-1の④及び⑥～⑩欄の記載

設例の場合は付表4-2の④及び⑥～⑩欄の旧税率分小計Xを付表4-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

付表5-1の㉑D、E及びF欄から転記

(2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

合計F

$32,666 + 0 + 0 = 32,666$

(3) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分D

$207,184 + 18,199 = 225,383$

税率7.8%適用分E

$152,580 + 13,401 = 165,981$

合計F

$1,125,159 + 225,383 + 165,981 = 1,516,523$

(4) 「差引税額⑨」欄

税率6.24%適用分D

$277,180 - 225,383 = 51,797$

税率7.8%適用分E

$204,126 - 165,981 = 38,145$

合計F

$218,379 + 51,797 + 38,145 = 308,321$

(5) 「合計差引金額⑩」欄

$308,321 - 0 = 308,321$

(6) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率7.8%適用分E

$51,797 + 38,145 = 89,942$

合計F

$218,379 + 89,942 = 308,321$

(7) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

税率7.8%適用分E

設例の場合は㊸E欄と同じ

合計F

$$218,379 + 89,942 = \underline{308,321}$$

(8) 「譲渡割額・納税額㉑」欄

税率7.8%適用分E

$$89,942 \times 22/78 = \underline{25,368}$$

合計F

$$58,927 + 25,368 = \underline{84,295}$$

(9) 「合計差引譲渡割額㉒」欄

$$84,295 - 0 = \underline{84,295}$$

#### IV 申告書第一表「この課税期間の課税売上高㉑」欄の記載

課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

$$\begin{aligned} & \text{課税売上高} (23,033,000 \times 100/108 + 4,798,000 \times 100/108 + 2,879,000 \times 100/110) \\ & - \text{課税売上げに係る対価の返還等の金額} (1,514,000 \times 100/108 + 315,000 \times 100/108 \\ & + 189,000 \times 100/110) + \text{免税売上高} (1,100,000) = \underline{27,621,380} \end{aligned}$$

#### V 申告書第一表・第二表の記載

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等
①	申告書 第二表 ①	①	付 表 4-1 ① F
②	申告書 第二表 ①	②	付 表 4-2 ①-1 A
③	付 表 4-1 ③ F	③	付 表 4-2 ①-1 B
④	付 表 4-1 ④ F	④	付 表 4-2 ①-1 C
⑤	申告書 第二表 ①	⑤	付 表 4-1 ①-1 D
⑥	付 表 4-1 ⑥ F	⑥	付 表 4-1 ①-1 E
⑦	付 表 4-1 ⑦ F	⑦	付 表 4-1 ①-1 F
⑧	付 表 4-1 ⑩ F (マイナスの場合に記載)	⑧	
⑨	付 表 4-1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	⑨	
⑩	中間納付税額	⑩	
⑪	申告書 第一表 ⑨-⑩ (⑨>⑩の場合に記載)	⑪	付 表 4-1 ② F
⑫	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	⑫	付 表 4-2 ② A
⑬	修正申告の場合に記載	⑬	付 表 4-2 ② B
⑭		⑭	付 表 4-2 ② C
⑮	課税期間の課税売上高	⑮	付 表 4-1 ② D
⑯	基準期間の課税売上高	⑯	付 表 4-1 ② E
⑰	付 表 4-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑰	付 表 4-1 ⑤ F
⑱	付 表 4-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑱	付 表 4-1 ⑤ F
⑲	付 表 4-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑲	
⑳	付 表 4-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑳	付 表 4-1 ⑬ F
㉑	中間納付譲渡割額	㉑	付 表 4-2 ⑬ B
㉒	申告書 第一表 ㉑-㉒ (㉑>㉒の場合に記載)	㉒	付 表 4-2 ⑬ C
㉓	申告書 第一表 ㉒-㉑ (㉒>㉑の場合に記載)	㉓	付 表 4-1 ⑬ E
㉔	修正申告の場合に記載		
㉕			
㉖	申告書 第一表 (⑪+⑫) - (⑧+⑭+⑯+⑳)		

## 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順 3 (一般用)

### 〔課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある場合〕

【課税期間】平成31年(2019年)1月1日～平成31年(2019年)12月31日 (単位:円)

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	197,200,000	0	63,700,000	260,900,000
免税売上高	—	—	—	15,000,000
非課税売上高	—	—	—	32,000,000
課税仕入れの金額 (税込み)	118,420,000	1,540,000	38,870,000	158,830,000
うち課税売上げにのみ要するもの	94,800,000	0	31,690,000	126,490,000
うち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	22,520,000	1,540,000	6,851,000	30,911,000
うち非課税売上げにのみ要するもの	1,100,000	0	329,000	1,429,000
特定課税仕入れの金額 (課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの)	1,800,000	—	600,000	2,400,000

- (参考) 1 中間納付消費税額 4,410,000円  
 2 中間納付地方消費税額 1,190,000円  
 3 基準期間の課税売上高 250,000,000円(税抜き)

## I 付表1-1・1-2の作成 (その1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前(平成31年(2019年)10月)の税率の適用があるため、全項において付表1-2・2-2の作成が必要となります。

### 1 付表1-2の①～②欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$197,200,000 \times 100/108 = 182,592,592$$

- (2) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①-2」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

1,800,000

- (3) 「課税標準額①」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$197,200,000 \times 100/108 + 1,800,000 = 184,392,000 \text{ (千円未満切捨て)}$$

- (4) 「消費税額②」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$184,392,000 \times 6.3\% = 11,616,696$$

### 2 付表1-1の①～②欄の記載

設例の場合は付表1-2の①～②欄の旧税率分小計Xを付表1-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率6.24%適用分D

0

税率7.8%適用分E

$$63,700,000 \times 100/110 = 57,909,090$$

合計F

$$182,592,592 + 0 + 57,909,090 = 240,501,682$$

- (2) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①-2」欄

税率7.8%適用分E

600,000

合計F

$$1,800,000 + 600,000 = 2,400,000$$

- (3) 「課税標準額①」欄

税率6.24%適用分D

0

税率7.8%適用分E

$$63,700,000 \times 100/110 + 600,000 = 58,509,000 \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計F

$$184,392,000 + 0 + 58,509,000 = 242,901,000$$

- (4) 「消費税額②」欄

税率6.24%適用分D

0



税率7.8%適用分E

$$58,509,000 \times 7.8\% = \underline{4,563,702}$$

合計F

$$11,616,696 + 0 + 4,563,702 = \underline{16,180,398}$$

## II 付表2-1・2-2の作成

この項においては、主に、課税売上割合・控除対象仕入税額を計算します。

### 1 付表2-2の①欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の課税売上額を計算します。

「課税売上額（税抜き）①」欄

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-2の①-1C及びX欄と同じ

### 2 付表2-1の①～⑧欄の記載

付表2-2の①欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、課税売上割合を計算します。

(1) 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分D

0

税率7.8%適用分E

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-1の①-1E欄と同じ

合計F

$$182,592,592 + 0 + 57,909,090 = \underline{240,501,682}$$

(2) 「免税売上額②」欄

15,000,000

(3) 「課税資産の譲渡等の対価の額④F」欄

$$240,501,682 + 15,000,000 = \underline{255,501,682}$$

(4) 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤F」欄

④F欄から転記

(5) 「非課税売上額⑥」欄

32,000,000

(6) 「資産の譲渡等の対価の額⑦F」欄

$$255,501,682 + 32,000,000 = \underline{287,501,682}$$

(7) 「課税売上割合⑧F」欄

$$255,501,682 / 287,501,682 = 88.869\% \rightarrow \underline{88\%}$$

(88.869% < 95% ⇒ 全額控除不可)

### 3 付表2-2の④～⑧欄の記載

付表2-1の④、⑦及び⑧欄の合計Fを付表2-2の旧税率分小計Xに転記した上で、税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

118,420,000

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$118,420,000 \times 6.3/108 = \underline{6,907,833}$$

(3) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

1,800,000

(4) 「特定課税仕入れに係る消費税額⑫」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,800,000 \times 6.3/100 = \underline{113,400}$$

(5) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑬」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$6,907,833 + 113,400 = \underline{7,021,233}$$

(6) 「⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの⑭」欄

設例の場合は課税売上割合が95%未満（II 2(7)参照）のため個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては個別対応方式を選択します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$94,800,000 \times 6.3/108 = \underline{5,529,999}$$

(7) 「⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑯」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$(22,520,000 \times 6.3/108) + (1,800,000 \times 6.3/100) = \underline{1,427,066}$$

(8) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑰」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$5,529,999 + (1,427,066 \times 255,501,682 / 287,501,682) = \underline{6,798,227}$$

(9) 「控除対象仕入税額㉓」欄

設例の場合は㉑C及びX欄と同じ

4 付表2-1の㉑～㉓欄の記載

設例の場合は付表2-2の㉑～㉓欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）㉑」欄

税率6.24%適用分D

1,540,000

税率7.8%適用分E

38,870,000

合計F

$118,420,000 + 1,540,000 + 38,870,000 = 158,830,000$

(2) 「課税仕入れに係る消費税額㉑」欄

税率6.24%適用分D

$1,540,000 \times 6.24/108 = 88,977$

税率7.8%適用分E

$38,870,000 \times 7.8/110 = 2,756,236$

合計F

$6,907,833 + 88,977 + 2,756,236 = 9,753,046$

(3) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額㉑」欄

税率7.8%適用分E

600,000

合計F

$1,800,000 + 600,000 = 2,400,000$

(4) 「特定課税仕入れに係る消費税額㉑」欄

税率7.8%適用分E

$600,000 \times 7.8/100 = 46,800$

合計F

$113,400 + 46,800 = 160,200$

(5) 「課税仕入れ等の税額の合計額㉑」欄

税率6.24%適用分D

88,977

税率7.8%適用分E

$2,756,236 + 46,800 = 2,803,036$

合計F

$7,021,233 + 88,977 + 2,803,036 = 9,913,246$

(6) 「㉑のうち、課税売上げにのみ要するもの㉑」欄

設例においては個別対応方式を選択しています（II3(6)参照）。

税率6.24%適用分D

0

税率7.8%適用分E

$31,690,000 \times 7.8/110 = 2,247,109$

合計F

$5,529,999 + 0 + 2,247,109 = 7,777,108$

(7) 「㉑のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの㉑」欄

税率6.24%適用分D

$1,540,000 \times 6.24/108 = 88,977$

税率7.8%適用分E

$(6,851,000 \times 7.8/110) + (600,000 \times 7.8/100) = 532,598$

合計F

$1,427,066 + 88,977 + 532,598 = 2,048,641$

(8) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額㉑」欄

税率6.24%適用分D

$0 + (88,977 \times 255,501,682 / 287,501,682) = 79,073$

税率7.8%適用分E

$2,247,109 + (532,598 \times 255,501,682 / 287,501,682) = 2,720,426$

合計F

$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = 9,597,726$

(9) 「控除対象仕入税額㉑」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E

設例の場合は㉑D及びE欄と同じ

合計F

$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = 9,597,726$

### Ⅲ 付表1-1・1-2の作成 (その2)

この項においては、上記Ⅰ・Ⅱの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

#### 1 付表1-2の④～⑯欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.3%適用分C

付表2-2の②C欄から転記

旧税率分小計X

6,798,227

- (2) 「控除税額小計⑦」欄

設例の場合は④C及びX欄と同じ

- (3) 「差引税額⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$11,616,696 - 6,798,227 = 4,818,469$

- (4) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

旧税率分小計X

⑨C欄から転記

旧税率分小計X

4,818,469

- (5) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

設例の場合は⑫C及びX欄と同じ

- (6) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$4,818,469 \times 17/63 = 1,300,221$

#### 2 付表1-1の④～⑯欄の記載

設例の場合は付表1-2の④～⑯欄の旧税率分小計Xを付表1-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E

付表2-1の②D及びE欄から転記

合計F

$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = 9,597,726$

- (2) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分D、税率7.8%適用分E

設例の場合は④D及びE欄と同じ

合計F

$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = 9,597,726$

- (3) 「控除不足還付税額⑧」欄

税率6.24%適用分D

$79,073 - 0 = 79,073$

合計F

$79,073 + 0 + 0 = 79,073$

- (4) 「差引税額⑨」欄

税率7.8%適用分E

$4,563,702 - 2,720,426 = 1,843,276$

合計F

$4,818,469 + 1,843,276 = 6,661,745$

- (5) 「合計差引税額⑩」欄

$6,661,745 - 79,073 = 6,582,672$

- (6) 「控除不足還付税額⑪」欄

税率7.8%適用分E

設例の場合は⑧D欄と同じ

合計F

$79,073 + 0 = 79,073$

- (7) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率7.8%適用分E

$1,843,276 + 0 = 1,843,276$

合計F

$4,818,469 + 1,843,276 = 6,661,745$

- (8) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

税率7.8%適用分E

$1,843,276 - 79,073 = 1,764,203$

合計F

$4,818,469 + 1,764,203 = 6,582,672$

(9) 「譲渡割額・還付額⑬」欄

税率7.8%適用分E

$$79,073 \times 22/78 = \underline{22,302}$$

合計F

$$22,302 + 0 = \underline{22,302}$$

(10) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率7.8%適用分E

$$1,843,276 \times 22/78 = \underline{519,898}$$

合計F

$$1,300,221 + 519,898 = \underline{1,820,119}$$

(11) 「合計差引譲渡割額⑯」欄

$$1,820,119 - 22,302 = \underline{1,797,817}$$

#### IV 申告書第一表・第二表の記載

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等
①	申告書 第二表 ①	①	付 表 1-1 ① F
②	申告書 第二表 ①	②	付 表 1-2 ①-1 A
③	付 表 1-1 ③ F	③	付 表 1-2 ①-1 B
④	付 表 1-1 ④ F	④	付 表 1-2 ①-1 C
⑤	申告書 第二表 ①	⑤	付 表 1-1 ①-1 D
⑥	付 表 1-1 ⑥ F	⑥	付 表 1-1 ①-1 E
⑦	付 表 1-1 ⑦ F	⑦	付 表 1-1 ①-1 F
⑧	付 表 1-1 ⑩ F (マイナスの場合に記載)	⑧	付 表 1-2 ①-2 C
⑨	付 表 1-1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	⑨	付 表 1-1 ①-2 E
⑩	中間納付税額	⑩	付 表 1-1 ①-2 F
⑪	申告書 第一表 ⑨-⑩ (⑨>⑩の場合に記載)	⑪	付 表 1-1 ② F
⑫	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	⑫	付 表 1-2 ② A
⑬	修正申告の場合に記載	⑬	付 表 1-2 ② B
⑭	付 表 2-1 ⑦ F	⑭	付 表 1-2 ② C
⑮	付 表 2-1 ④ F	⑮	付 表 1-1 ② D
⑯	付 表 2-1 ⑦ F	⑯	付 表 1-1 ② E
⑰	付 表 1-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑰	付 表 1-1 ⑤ F
⑱	付 表 1-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑱	付 表 1-1 ⑤-1 F
⑲	付 表 1-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑲	付 表 1-1 ⑤-2 F
⑳	付 表 1-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	㉑	付 表 1-1 ⑬ F
㉑	中間納付譲渡割額	㉑	付 表 1-2 ⑬ B
㉒	申告書 第一表 ㉑-㉒ (㉑>㉒の場合に記載)	㉒	付 表 1-2 ⑬ C
㉓	申告書 第一表 ㉒-㉑ (㉒>㉑の場合に記載)	㉓	付 表 1-1 ⑬ E
㉔	修正申告の場合に記載		
㉕			
㉖	申告書 第一表 (㉑+㉒) - (⑧+⑫+⑱+㉓)		

ここでは国税庁公表のQ & Aについて見ていきます。

## 消費税の軽減税率制度に関するQ & A (制度概要編)

### 凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

- 法令
  - 改正法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
  - 改正令……………消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）
  - 改正省令……………消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第20号）
  - 消法……………改正法による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）
  - 新消法……………改正法による改正後の消費税法
  - 消令……………改正令による改正前の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
  - 軽減通達……………消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成28年4月12日付課軽2-1ほか5課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達等の制定について」通達の別冊）
- 用語
  - 個別事例編……………「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）平成28年4月（平成30年11月改訂）」をいう。

※ 平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

### 〈目次〉

制度概要編をご覧くださいにあたって

#### I 消費税の軽減税率制度の概要等

〔「軽減税率制度」の概要〕

問1 「軽減税率制度」の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】

#### II 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等

〔「食料品」の意義〕

問2 軽減税率が適用される「食料品の譲渡」の「食料品」とは、どのようなものですか。

〔「一体資産」の意義〕

問3 「一体資産」とは、どのようなものですか。

〔「一の資産の価格のみが提示されているもの」の意義〕

問4 「一の資産に係る価格のみが提示されているもの」とは、どのようなものですか。

〔「食料品を譲渡する際の包装材料等の取扱い」〕

問5 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようになりますか。【平成30年1月改訂】

〔軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは〕

問6 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、どのようなものですか。

〔「飲食店業等を営む者が行う食事の提供（いわゆる「外食」）の意義〕

問7 軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供（いわゆる「外食」）とは、どのようなものですか。

〔「飲食に用いられる設備（飲食設備）の意義〕

問8 「飲食に用いられる設備（飲食設備）」とは、どのようなものですか。【平成30年1月改訂】

〔「持ち帰り販売の取扱い」〕

問9 飲食店業等を営む者が、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている場合の持ち帰り販売には、軽減税率が適用されますか。

〔「相手方が指定した場所において行う役務を伴う食料品の提供（いわゆる「ケータリング」）の意義〕

問10 軽減税率が適用されない「相手方が指定した場所において行う役務を伴う食料品の提供（いわゆる「ケータリング」）とは、どのようなものですか。

〔「適用税率の判定時期」〕

問11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

### Ⅲ 区分記載請求書等保存方式（帳簿及び請求書等の記載事項並びにこれらの保存）

（区分記載請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に記載されるべき事項）

問12 平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間は、仕入税額控除の方式として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」とされますが、この場合に保存すべき帳簿及び区分記載請求書等の記載事項について教えてください。【平成28年11月改訂】

（「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載）

問13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

（仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記）

問14 仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。【平成28年11月改訂】

（免税事業者からの課税仕入れの取扱い）

問15 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。

### Ⅳ 税額計算等

#### 1 税額計算の方法

（平成31年（2019年）10月以降の税額計算方法）

問16 軽減税率制度が実施される平成31年（2019年）10月以降の税額の計算方法について教えてください。【平成28年11月改訂】

#### 2 税額計算等の特例

（売上税額の計算の特例の概要）

問17 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例（経過措置）の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】

（仕入税額の計算の特例の概要）

問18 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の計算の特例に係る経過措置の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】

（税額計算の特例の適用関係）

問19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【平成28年11月改訂】

（税額計算の特例を用いた税額計算の方法）

問20 経過措置として設けられている売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法を教えてください。【平成28年11月改訂】

（簡易課税制度を適用していない場合の売上税額の計算の特例）

問21 簡易課税制度を適用していない場合（仕入税額の計算の特例も適用していません。）に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成28年11月改訂】

（簡易課税制度を適用している場合の売上税額の計算の特例）

問22 簡易課税制度を適用している場合（「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合を含みます。）に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成28年11月改訂】

（「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係）

問23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。

軽減税率制度の実施により、事業者の方は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

具体的には、**軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方**（飲食物品の卸売・小売、食品製造、外食等の業種）はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方や、課税事業者と取引を行う**免税事業者の方も**以下のような事務を行っていただくこととなります。

事業者の区分	事業者の例	必要となる主な事務	
課税事業者	軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食物品を取扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）</li> <li>・ 飲食業（レストラン等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに記帳するなどの区分経理</li> </ul> <p>「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率ごとの税額計算</li> </ul> <p>「Ⅳ 税額計算等」参照</p>
	軽減税率対象品目の仕入れ（経費）あり	会議費や交際費として飲食物品を購入する場合など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕入れ（経費）を税率ごとに記帳するなどの区分経理</li> </ul> <p>「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率ごとの税額計算</li> </ul> <p>「Ⅳ 税額計算等」参照</p>
免税事業者	軽減税率対象品目の売上げあり	<p>課税事業者と取引を行う場合に相手方から区分記載請求書等の交付を求められる場合あり</p> <p>「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」参照</p>	

## I 消費税の軽減税率制度の概要等

（「軽減税率制度」の概要）

問1 「軽減税率制度」の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

1 軽減税率の対象品目（問2から問11参照）

「軽減税率制度」は、平成31年（2019年）10月1日以降に行う次の①及び②の品目の譲渡を対象として実施されます（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を合わせた税率が、軽減税率8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）と標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）の複数税率になります。）。

① 飲食物品（酒類を除く。）

② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

なお、①の飲食物品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれません。

また、保税地域から引き取られる飲食物品についても軽減対象課税貨物として軽減税率の対象となります（改正法附則34①一、二）。

（注）消費税等の税率の10%への引上げ時期が、平成29年4月1日から平成31年（2019年）10月1日に変更されたことに伴い、軽減税率制度の実施時期は、平成31年（2019年）10月1日とされています。

2 区分記載請求書等保存方式（平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの帳簿及び請求書等の記載と保存）（問12から問15参照）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、軽減税率8%と標準税率10%の複数税率になりますので、消費税等の申告等を行うためには、事業者の方に取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行っていただく必要があります。また、これまで消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされていましたが、今後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となります（改正法附則34②）。

（注）消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴い、仕入税額控除の方式として区分記載請求書等保存方式が適用される期間は、「平成29年4月1

日から平成33年(2021年)3月31日までの間]から「平成31年(2019年)10月1日から平成35年(2023年)9月30日までの間」に変更されています。

### 3 税額計算の特例(問17から問23参照)

区分経理をすることができない中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。以下同じ。)の方には、売上税額や仕入税額の計算の特例に係る経過措置が設けられています(改正法附則38①②④、39①、40①)。

(注)平成28年11月の税制改正により、**中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこと**とされています(問17、18参照)。

### 4 適格請求書等保存方式(平成35年(2023年)10月1日以降の請求書等及び帳簿の記載と保存)

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年(2023年)10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます(新消法30①、57の2、57の4)。

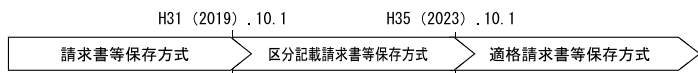
適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります(新消法57の2①)。

また、適格請求書発行事業者の登録申請書は、適格請求書等保存方式導入前の平成33年(2021年)10月1日から提出することが可能です(改正法附則44①、1ハ)。

※免税事業者であっても、課税事業者となることで登録を受けることができます。なお、免税事業者が平成35年(2023年)10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています(改正法附則44④)。

(注)平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年(2021年)4月1日」から「平成35年(2023年)10月1日」に変更されています。

#### 《参考》仕入税額控除の方式



#### ○ 消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴う軽減税率制度の改正点

	改正前	改正後
税率引上げ時期	平成29年4月1日	平成31年(2019年)10月1日
<b>軽減税率制度</b>		
実施・導入時期	平成29年4月1日	平成31年(2019年)10月1日
<b>仕入税額控除の方式</b>		
区分記載請求書等保存方式	平成29年4月1日～平成33(2021年)年3月31日	平成31年(2019年)10月1日～平成35年(2023年)9月30日
適格請求書等保存方式	平成33年(2021年)4月1日～	平成35年(2023年)10月1日～
<b>税額計算の特例の適用期間</b>		
売上税額	中小事業者	4年(平成29年4月～平成33年(2021年)3月末)
	中小事業者以外	1年(平成29年4月～平成30年)
仕入税額	中小事業者	1年(平成29年4月～平成30年3月末)
	中小事業者以外	1年(平成29年4月～平成30年3月末)
		改正
		4年(平成31年(2019年)10月～平成35年(2023年)9月末)
		措置しない。
		1年(平成31年(2019年)10月～平成32年(2020年)9月末)
		措置しない。



## II 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等

(「飲食料品」の意義)

問2 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の「飲食料品」とは、どのようなものですか。

【答】

「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）です。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、例えば、工業用として販売される塩など、人の飲用又は食用以外の用途で販売されるものは該当しません。

なお、食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

また、食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているもの。以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも「飲食料品」に含まれます（問3参照）。

ただし、次の課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に含まれません（改正法附則34①一、改正令附則3）。

- ① いわゆる「外食」（食品衛生法施行令に規定する飲食店営業及び喫茶店営業並びにその他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う食事の提供）（以下単に「いわゆる『外食』」といいます。）（問7参照）
- ② いわゆる「ケータリング」（相手方の指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）（問10参照）

【参考】

- 食品表示法第2条第1項（定義）

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

- 食品衛生法第4条第2項（用語の定義）

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保

存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

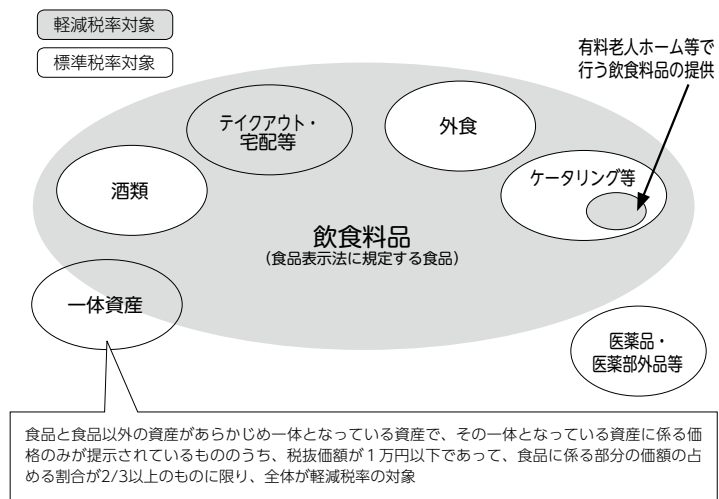
- 酒税法第2条第1項（酒類の定義及び種類）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

- 食品衛生法施行令第35条第1号・2号（営業の指定）

- 1 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。）
- 2 喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）

### 《参考》軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）



〔「一体資産」の意義〕

**問3 「一体資産」とは、どのようなものですか。**

**【答】**

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので、「一体資産」としての価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の適用対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食物品として、その譲渡全体につき軽減税率が適用されます（改正法附則34①一、改正令附則2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

なお、ここでいう合理的な方法とは、例えば、(1)一体資産の譲渡に係る売価のうち、食品の売価の占める割合や、(2)一体資産の譲渡に係る原価のうち、食品の原価の占める割合による方法があります（軽減通達5）。

〔「一の資産の価格のみが提示されているもの」の意義〕

**問4 「一の資産に係る価格のみが提示されているもの」とは、どのようなものですか。**

**【答】**

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので、「一体資産」としての価格のみが提示されているものをいいます。したがって、例えば、次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、一体資産に該当しないこととされています（改正法附則34①一、改正令附則2、軽減通達4）。

- ① 食品と食品以外の資産を組み合わせた一の詰め合わせ商品について、当該詰め合わせ商品の価格とともに、これを構成する個々の商品の価格を内訳として提示している場合  
例：1,000円（内訳 A商品400円、B商品300円、C商品300円）
- ② 個々の商品の価格を提示しているか否かにかかわらず、商品（食品と食品以外）を、例えば「よりどり3品△△円」との価格を提示し、顧客が自由に組み合わせることができるようにして販売している場合  
例：このワゴンボックス内の商品は、よりどり3品1,000円

(注) 1 上記①、②の場合は、個々の商品ごとに適用税率を判定することとなります。

2 上記②の場合に個々の商品に係る対価の額が明らかでないときは、商品の価額を適用税率ごとに合理的に区分することとなります（改正令附則6）。

（飲食物品を譲渡する際の包装材料等の取扱い）

**問5 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようになりますか。【平成30年1月改訂】**

**【答】**

飲食物品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食物品の譲渡」に該当します。

ここでいう「通常必要なものとして使用される包装材料等」とは、飲食物品の販売に付帯するものであり、通常、飲食物品が費消され又はその飲食物品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食物品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器を組み合わせたらあらかじめの商品として価格を提示し販売している場合には、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則34①一、軽減通達3）。

「一体資産」の取扱いについては、問3をご参照ください。

(注) 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトル、また、スーパー等の小売店に販売するトレーは、容器そのものの販売ですので軽減税率は適用されません。

(参考) 容器や包装材料等の取扱い

- ・【個別事例編】問24「飲食物品を販売する際に使用される容器」
- ・【個別事例編】問25「桐の箱の容器」
- ・【個別事例編】問74「高価な容器に盛り付けられた洋菓子」

(軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは)

**問6 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、どのようなものですか。**

**【答】**

軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です(改正法附則34①二)。

いわゆるスポーツ新聞や各業界新聞なども、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものに該当するものであれば、週2回以上発行され、定期購読契約に基づき譲渡する場合は軽減税率が適用されます。

なお、駅売りの新聞など定期購読契約に基づかない新聞の譲渡は軽減税率の適用対象となりません。

(「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」(いわゆる「外食」)の意義)

**問7 軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」(いわゆる「外食」)とは、どのようなものですか。**

**【答】**

軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」(いわゆる「外食」)とは、

① 飲食店業等を営む者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備(以下「飲食設備」といいます。)のある場所において、

② 飲食料金を飲食させる役務の提供

をいい、例えば、レストランやフードコートでの食事の提供があります(改正法附則34①一イ)。

なお、「飲食店業等を営む者」とは、食品衛生法施行令に規定する飲食店営業、喫茶店営業その他の飲食料金をその場で飲食させる事業を営む者をいい、飲食設備のある場所において飲食料金を飲食させる役務の提供を行う全ての事業者が該当します(改正令附則3①、軽減通達7)。

(「飲食に用いられる設備」(飲食設備)の意義)

**問8 「飲食に用いられる設備」(飲食設備)とは、どのようなものですか。【平成30年1月改訂】**

**【答】**

「飲食に用いられる設備」(飲食設備)とは、飲食に用いられるテーブル、椅子、カウンター等の設備であれば、

・飲食のための専用の設備である必要はなく、

・飲食料品の提供を行う者と設備を設置又は管理する者(以下「設備設置者」といいます。)が異なる場合であっても、飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているとき

は、「飲食設備」に該当します(軽減通達8、9)。

(参考) 飲食料品の提供を行う者と設備設置者が異なる場合の取扱い

・【個別事例編】問56「フードコートでの飲食」

・【個別事例編】問57「公園のベンチでの飲食」

(持ち帰り販売の取扱い)

**問9 飲食店業等を営む者が、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている場合の持ち帰り販売には、軽減税率が適用されますか。**

**【答】**

飲食店業等を営む者が行うものであっても、飲食料金を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装をして行う譲渡(いわゆる「テイクアウト」や「持ち帰り販売」)は、テーブル、椅子等の飲食設備のある場所において、飲食料金を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率が適用されます(改正法附則34①一イ)。

なお、店内飲食と持ち帰り販売の両方を行っている飲食店等においては、その飲食料金を提供する時点で、「店内飲食」(標準税率)か「持ち帰り販売」(軽減税率)かを、例えば、顧客に意思確認を行っていただくなどの方法により判定することになります(軽減通達11)。

(「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)の意義)

**問10 軽減税率が適用されない「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)とは、どのようなものですか。**

**【答】**

「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が、例えば、加熱、切り分け・味付けなどの調理、盛り付け、食器の配膳、取り分け用の食器等を飲食に適する状況に配置するなどの役務を伴って飲食料

品の提供をすることをいいます（改正法附則34①一口、軽減通達12）。

（注）「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす<sup>\*1</sup>飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています（改正法附則34①一口、改正令附則3②）。

- ① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者<sup>\*2</sup>に対して行う飲食料品の提供
- ② 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て<sup>\*3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において、生徒の全て<sup>\*3</sup>に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、幼児又は生徒の全て<sup>\*3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、教育を受ける幼児の全て<sup>\*3</sup>に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

<sup>\*1</sup> 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面

で定めている場合にはその方法によることとされています（平成28年財務省告示第100号）。

- <sup>\*2</sup> 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。
- <sup>\*3</sup> アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります。

（適用税率の判定時期）

**問11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。**

**【答】**

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

（参考）「持ち帰り販売」の取扱い

「店内飲食」と「持ち帰り販売」のいずれも行っている飲食店等において飲食料品を提供する場合に、どちらに該当するかは、事業者が飲食料品の譲渡等を行う時に判断することとなります。例えば、注文等の時点で「店内飲食」か「持ち帰り」か顧客の意思確認を行うなどの方法により適用税率の判定を行うこととなります（問9参照）。

### Ⅲ 区分記載請求書等保存方式（帳簿及び請求書等の記載事項並びにこれらの保存）

（区分記載請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に記載されるべき事項）

問12 平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間は、仕入税額控除の方式として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」とされますが、この場合に保存すべき帳簿及び区分記載請求書等の記載事項について教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

現行、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。

平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日（適格請求書等保存方式の導入）までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされます（区分記載請求書等保存方式）。

具体的には、現行の請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が記載事項として追加されます（改正法附則34②）。

① 帳簿

- 課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨（以下「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」といいます。）

② 区分記載請求書等

- 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨（以下「軽減対象資産の譲渡等である旨」といいます。）
- 軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）（以下「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」といいます。）

なお、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除については、これまで同様、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています（消法30③三、③三）。

（注）消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴い、仕入税額控除の方

式として区分記載請求書等保存方式が適用される期間は、「平成29年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間」から「平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間」に変更されています。

○請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の記載事項の比較（消法30③④、改正法附則34②）

	請求書等保存方式 （現行制度）	区分記載請求書等保存方式 （平成31年（2019年）10月1日から 平成35年（2023年）9月30日までの間）
帳簿	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 （課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨） ④ 課税仕入れに係る支払対価の額
請求書等	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  ④ 課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格） ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 （課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格） ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

（注）これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。

（「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載）

問13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

【答】

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに10%や8%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます（軽減通達18）。

① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・

番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示し、明らかにしている場合

- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

【記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書等の記載例】

請求書		
株式会社 〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
② 10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目③		
△△商事様		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合の記載例】

請求書		
株式会社 〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事様		

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例】

○ 軽減税率対象分

請求書		
(軽減税率対象)		
株式会社 〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事様		

○ 軽減税率対象分以外

請求書		
株式会社 〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事様		

(仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記)

問14 仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月1日から、軽減税率が適用される取引について仕入税額控除を行うために保存すべき請求書等には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が記載されている必要がありますが、これらの項目の記載がない請求書等を交付された場合であっても、当該請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、これを保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます(改正法附則34③)。

なお、保存すべき区分記載請求書等の記載事項のうち、請求書等の交付を受けた事業者による追記が認められているのは「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」のみとなっていますので他の項目について追記や修正を行うことはできません(軽減通達19)。

(注) 区分記載請求書等保存方式の下でも、現行と同様に、例えば、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、請求書等の保存がなくても法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。

なお、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります(改正法附則34②)。

(免税事業者からの課税仕入れの取扱い)

問15 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。

【答】

区分記載請求書等保存方式の下でも、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

(参考) 区分記載請求書等保存方式の概要は、問12をご参照ください。

## IV 税額計算等

### 1 税額計算の方法

(平成31年(2019年)10月以降の税額計算方法)

問16 軽減税率制度が実施される平成31年(2019年)10月以降の税額の計算方法について教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

軽減税率制度の下では、基本的には、税率の異なるごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの売上総額及び仕入総額を算出して売上税額及び仕入税額を計算することになります(改正法附則34②)。

なお、消費税の申告に当たっては、これまで一定の要件の下、一領収単位ごとに一円未満の端数処理を行った消費税等相当額(消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額)に基づいた消費税額の計算(積上げ計算)を行うことができませんでしたが、軽減税率制度の実施後においては税率が複数となることから、税率の異なるごとに端数処理を行うこととなります。具体的には、一領収単位において税率の異なるごとに1円未満の端数処理を行った場合には、これまでと同様の要件を満たすことを前提として、税率の異なるごとに端数処理を行った後の消費税等相当額を基礎として納付すべき消費税額等の計算を行うことができることとされています(改正省令附則12、軽減通達25)。

《税額計算の方法》

#### 1 売上げに係る消費税額の計算

##### ① 軽減税率対象の売上げに係る消費税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 6.24/108 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{売上げに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

##### ② 標準税率対象の売上げに係る消費税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 7.8/110 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{売上げに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

##### ③ 売上げに係る消費税額の合計

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{売上げに係る消費税額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{売上げに係る消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{売上げに係る消費税額の合計} \\ \hline \end{array}$$

#### 2 仕入れに係る消費税額の計算

##### ① 軽減税率対象の仕入れに係る消費税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 6.24/108 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

② 標準税率対象の仕入れに係る消費税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ (税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 7.8/110 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

③ 仕入れに係る消費税額の合計

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入れに係る消費税額の合計} \\ \hline \end{array}$$

3 消費税額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{売上げに係る消費税額の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入れに係る消費税額の合計} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき消費税額} \\ \hline \end{array}$$

4 地方消費税額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき消費税額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 22/78 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき地方消費税額} \\ \hline \end{array}$$

5 納付すべき消費税額等の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき消費税額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき地方消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき消費税額等} \\ \hline \end{array}$$

2 税額計算等の特例

(売上税額の計算の特例の概要)

**問17 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例（経過措置）の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】**

**【答】**

軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税売上げ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により売上税額を計算する特例が認められています（改正法附則38①②④）。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ（税込み）に占める軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

ここでいう通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません（軽減通達22）。

③ 上記①・②の割合の計算が困難な場合

上記①・②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

これらの経過措置を適用できる期間は、平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの期間（上記①の小売等軽減仕入割合の特例については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）とされています。

(注) 1 平成28年11月の税制改正により、**中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています。**



2 この特例を適用できる期間は、「平成29年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの期間」から「平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの期間」に変更されています。

《売上税額の計算の特例の一覧》

区分	① 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者 【小売等軽減仕入割合の特例】	② ①以外の中小事業者 【軽減売上割合の特例】	③ ①・②で使用する割合の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る課税売上（税込み）に小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上（税込み）とし、売上税額を計算する。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>小売等軽減仕入割合</b>            卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上（税込み）            ÷            卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）         </div>	課税売上（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上（税込み）とし、売上税額を計算する。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>軽減売上割合</b>            通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込み）            ÷            通常の連続する10営業日の課税売上（税込み）         </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算する。  （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象。
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

（仕入税額の計算の特例の概要）

**問18 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の計算の特例に係る経過措置の概要を教えてください。【平成28年11月改訂】**

**【答】**

軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税仕入れ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により仕入税額を計算する特例が認められています（改正法附則39①、40①）。

① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ（税込み）に、当該事業に係る課税売上（税込み）に占める軽減税率対象品目の課税売上（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れ（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

なお、この他に、

② 簡易課税制度の届出の特例

消費税簡易課税制度選択届出書（以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例が設けられています。

これらの経過措置を適用できる期間は次のとおりとされています。

・①の特例

平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）

・②の特例

平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間

（注）1 平成28年11月の税制改正により、**中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています。**

2 経過措置を適用できる期間について、上記①の特例は、「平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間」か

ら「平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日までの期間」に変更されました。上記②の特例は、「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間」から「平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間」に変更されました。

《仕入税額の計算の特例の一覧》

区分	① 課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者【小売等軽減売上割合の特例】	② ①以外の中小事業者【簡易課税制度の届出の特例】
内容	卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み）とし、仕入税額を計算する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><math display="block">\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）}}</math></div>	簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。  （参考）原則は、その課税期間の開始前に届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年（2019年）10月1日から、平成32年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間 ※ 届出書は平成31年（2019年）7月1日から提出可能

（税額計算の特例の適用関係）

問19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せは次表のとおりです（◎が組合せができるもの、×が組合せができないものを示します。）。

		売上税額の計算			
		特例適用なし	特例適用あり		
仕入税額の計算	特例適用あり	簡易課税制度の適用あり	簡易課税制度の適用なし	小売等軽減仕入割合の特例※1【問17参照】	軽減売上割合の特例※1【問17参照】
		一般課税	◎	◎	◎
	簡易課税	×	×	×	◎
	簡易課税制度の特例【問18参照】	◎	×	×	◎※2
	簡易課税制度の特例【問18参照】	◎	×	×	◎※2

※1 軽減売上割合や小売等軽減仕入割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者は、その割合を50/100とすることができます。

※2 同じ事業について、軽減売上割合の特例と小売等軽減売上割合の特例を適用する場合、仕入税額の計算に当たっては、小売等軽減売上割合ではなく軽減売上割合を用いて、軽減対象資産の仕入税額を計算します（改正令附則15）。

（注）平成28年11月の税制改正により、中小事業者以外の事業者の方には、税額計算の特例は措置されないこととされています。

(税額計算の特例を用いた税額計算の方法)

問20 経過措置として設けられている売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法を教えてください。【平成28年11月改訂】

【答】

税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対して設けられている、売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法は、次のとおりです。

1 売上税額の計算の特例

(1) 小売等軽減仕入割合の特例による売上税額の計算方法 (改正法附則38②)

① 卸売業及び小売業に係る軽減税率の対象となる課税標準額

$$\text{卸売業及び小売業に係る課税売上げ (税込み)} \times \text{小売等軽減仕入割合 (注)} = \text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)}$$

$$\frac{\text{卸売業及び小売業にのみ要する課税仕入れ (税込み)のうち軽減税率の対象となる売上げにのみ要するものの金額}}{\text{卸売業及び小売業にのみ要する課税仕入れ (税込み)}}$$

(注) 主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者で小売等軽減仕入割合の計算が困難な場合は、その割合を 50/100 とすることができます。

$$\text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{軽減税率の対象となる課税標準額}$$

② 卸売業及び小売業に係る標準税率の対象となる課税標準額

$$\left( \text{卸売業及び小売業に係る課税売上げ (税込み)} - \text{軽減対象資産に係る課税売上げ (税込み)} \right) \times \frac{100}{110} = \text{標準税率の対象となる課税標準額}$$

③ 売上税額の計算

$$\text{軽減税率の対象となる課税標準額} \times \frac{6.24}{100} = \text{軽減税率の対象となる売上げに係る消費税額}$$

$$\text{標準税率の対象となる課税標準額} \times \frac{7.8}{100} = \text{標準税率の対象となる売上げに係る消費税額}$$

$$\text{軽減税率の対象となる売上げに係る消費税額} + \text{標準税率の対象となる売上げに係る消費税額} = \text{売上げに係る消費税額の合計}$$

(注) 納付すべき消費税額は、上記の「売上げに係る消費税額の合計」から、税率ごとに区分して合計した「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。

また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります (問 16 参照)。

(2) 軽減売上割合の特例による売上税額の計算方法 (改正法附則38①)

① 軽減税率の対象となる課税標準額

$$\text{課税売上げ (税込み)} \times \text{軽減売上割合 (注)} = \text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)}$$

$$\frac{\text{通常の連続する 10 営業日中の課税売上げ (税込み)のうち軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み) 部分の金額}}{\text{通常の連続する 10 営業日中の課税売上げ (税込み)}}$$

(注) 主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者で軽減売上割合の計算が困難な場合は、その割合を 50/100 とすることができます。

$$\text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{軽減税率の対象となる課税標準額}$$

② 標準税率の対象となる課税標準額

$$\left( \text{課税売上げ (税込み)} - \text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)} \right) \times \frac{100}{110} = \text{標準税率の対象となる課税標準額}$$

③ 売上税額の計算

$$\text{軽減税率の対象となる課税標準額} \times \frac{6.24}{100} = \text{軽減税率の対象となる売上げに係る消費税額}$$

$$\text{標準税率の対象となる課税標準額} \times \frac{7.8}{100} = \text{標準税率の対象となる売上げに係る消費税額}$$

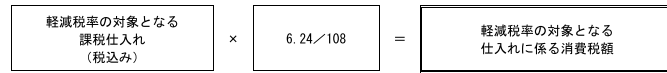
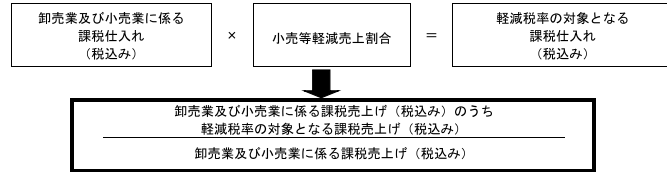
$$\text{軽減税率の対象となる売上げに係る消費税額} + \text{標準税率の対象となる売上げに係る消費税額} = \text{売上げに係る消費税額の合計}$$

(注) 納付すべき消費税額は、上記の「売上げに係る消費税額の合計」から、税率ごとに区分して合計した「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります (問 16 参照)。

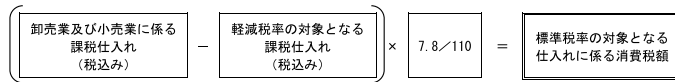
## 2 仕入税額の計算の特例

○ 小売等軽減売上割合の特例による仕入税額の計算方法（改正法附則39①）

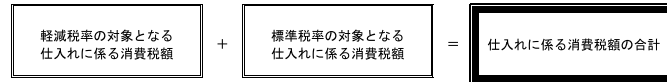
### ① 卸売業と小売業の軽減税率の対象となる仕入税額



### ② 卸売業と小売業の標準税率の対象となる仕入税額



### ③ 仕入税額の計算



(注) 納付すべき消費税額は、税率ごとに区分して合計した「売上げに係る消費税額の合計」から、上記「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の22/78となります（問16参照）。

(簡易課税制度を適用していない場合の売上税額の計算の特例)

**問21 簡易課税制度を適用していない場合（仕入税額の計算の特例も適用していません。）に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成28年11月改訂】**

**【答】**

簡易課税制度を適用していない場合（仕入税額の計算の特例も適用していない場合）に適用できる売上税額の計算の特例は、

- ① 「軽減売上割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ（税込み）を計算する「軽減売上割合の特例」
- ② 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減仕入割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ（税込み）を計算する「小売等軽減仕入割合の特例」となります（改正法附則38①②）。

なお、①の「軽減売上割合」及び②の「小売等軽減仕入割合」の計算が困難な中小事業者（主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う中小事業者）は、その割合を50/100とすることができます（改正法附則38④）。

(簡易課税制度を適用している場合の売上税額の計算の特例)

**問22 簡易課税制度を適用している場合（「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合を含みます。）に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【平成28年11月改訂】**

**【答】**

簡易課税制度を適用する場合（「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合を含みます。）に適用できる売上税額の計算の特例は、「軽減売上割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ（税込み）を計算する「軽減売上割合の特例」となります（改正法附則38①）。

なお、「軽減売上割合」の計算が困難な中小事業者（主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う中小事業者に限ります。）は、課税売上げ（税込み）の50/100を軽減対象資産の課税売上げ（税込み）とすることができます（改正法附則38④）。

《参考》「簡易課税制度の届出の特例」について

平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度選択届出書を納税地を所轄する税務署長に提出

した場合、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（改正法附則40①）。

なお、当該特例により簡易課税制度を適用する場合に提出する簡易課税制度選択届出書は、平成31年（2019年）7月1日から提出することができます（改正法附則1七の二、40③）。

（「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係）

**問23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。**

**【答】**

小売業又は卸売業において、「軽減売上割合の特例」を適用し、売上税額を計算する場合であっても、「小売等軽減売上割合の特例」を適用して仕入税額を計算することができます。

ただし、ご質問の場合において、売上税額の計算の特例として、「軽減売上割合の特例」を適用する場合、「小売等軽減売上割合の特例」を適用する仕入税額の計算に当たっては、「軽減売上割合の特例」を適用するに当たって使用する「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして計算を行うこととなります（改正令附則15）。

## 消費税の軽減税率制度に関するQ & A （個別事例編）

### 凡例

文中、文末引用の条文等の略称等は、次のとおりである。

#### ○ 法令

- 改正法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
  - 改正令……………消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）
  - 改正省令……………消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第20号）
  - 消法……………改正法による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）
  - 新消法……………改正法による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）
  - 消令……………改正令による改正前の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
  - 消規……………改正省令による改正前の消費税法施行規則（昭和63年12月30日大蔵省令第53号）
  - 軽減通達……………消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成28年4月12日付課軽2-1ほか5課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）
  - 基通……………消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 用語
- 制度概要編……………「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（制度概要編）平成28年4月（平成30年1月改訂）」をいう。

※ 平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

## 《目次》

### I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

#### (「飲食料品」の範囲)

問1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。

#### (生きた畜産物の販売)

問2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月改訂】

#### (水産物の販売)

問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (家畜の飼料、ペットフードの販売)

問4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (コーヒーの生豆の販売)

問5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。  
【平成30年1月追加】

#### (もみの販売)

問6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (苗木、種子の販売)

問7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (水の販売)

問8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (氷の販売)

問9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売)

問10 当社は、事業所及び一般家庭に対し、ウォーターサーバーをレンタルしてレンタル料を受け取るとともに、ウォーターサーバーで使用する水を販売して販売代金を受け取っています。このウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】

#### (賞味期限切れの食品の廃棄)

問11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (お酒の販売)

問12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (「食品」の原材料となる酒類の販売)

問13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (みりん、料理酒、調味料の販売)

問14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (ノンアルコールビール、甘酒の販売)

問15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限りませ。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (酒類を原料とした菓子の販売)

問16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (酒類の原料となる食品の販売)

問17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (「添加物」の販売)

問18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (「金箔」の販売)

問19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (食用、清掃用の重曹の販売)

問20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (化粧品メーカーへの「添加物」の販売)

問21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合があるのですが、この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

#### (栄養ドリンクの販売)

問22 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

#### (健康食品、美容食品等の販売)

問23 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

#### (飲食料品を販売する際に使用される容器)

問24 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

#### (桐の箱の容器)

問25 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

(お菓子用の包装紙の仕入れ)

問26 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

(保冷剤を付けた洋菓子の販売)

問27 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(果物狩り、潮干狩り、釣り堀)

問28 いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。

(自動販売機)

問29 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(通信販売)

問30 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成28年11月改訂】

(カタログギフトの販売)

問31 当社は、下の取引図のとおり、贈答を受けた者（受贈者）がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトの販売を行っています。当該カタログギフトには、食品と食品以外の商品を掲載しており、受贈者の方は食品を選択して受け取ることができます。

このカタログギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか。【平成30年1月追加】

(飲食料品のお土産付きのパック旅行)

問32 当社は、旅行代理店を営んでいます。当社が販売するパック旅行は、飲食料品のお土産が付くものもありますが、このパック旅行の販売について、適用税率を教えてください。【平成30年11月追加】

(日当等の取扱い)

問33 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。【平成30年11月追加】

(レストランへの食材の販売)

問34 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問35 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

(食品の加工)

問36 当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の行う加工は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年1月追加】

(販売奨励金)

問37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。

(委託販売手数料の取扱い)

問38 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される平成31年（2019年）10月1日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことで、その内容を具体的に教えてください。【平成30年11月追加】

## II 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

(レストランへ販売する食材の輸入)

問41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

## III 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問42 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

(セルフサービスの飲食店)

問43 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

(屋台での飲食料品の提供)

問44 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問45 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食)

問46 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかか意思確認が必要でしょうか。

また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成30年11月追加】

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

問47 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。

そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかか意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成30年11月追加】

(イートインスペースで飲食される物の限定)

問48 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイートインスペースがありますが、「お飲み物とベーカーリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イートインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食品（弁当や惣菜等）を販売する際にも、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかか意思確認が必要ですか。【平成30年11月追加】

(コーヒーチケットの取扱い)

問49 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる5枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当店がこのコーヒーチケットと引き換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。

このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】

(ファストフードのテイクアウト)

問50 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。

(飲食店で残りを持ち帰る場合)

問51 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。

(回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合)

問52 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】

(飲食店のレジ前の菓子等の販売)

問53 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料)

問54 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

(立食形式の飲食店)

問55 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

(フードコートでの飲食)

問56 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

(公園のベンチでの飲食)

問57 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

(旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食品の販売)

問58 列車内食堂施設で行われる飲食品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(カラオケボックスでの飲食品の提供)

問59 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

(映画館の売店での飲食品の販売)

問60 映画館の売店での飲食品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食品の提供)

問61 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。



(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

問62 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

(バーベキュー施設での飲食等)

問63 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料1人1,500円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただく、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。

(「ケータリング」や「出張料理」)

問64 顧客の自宅で調理を行って飲食料を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。

(家事代行)

問65 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス(食材持込)を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

(出前の適用税率)

問66 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

(社内会議室への飲食料品の配達)

問67 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

(配達先での飲食料品の取り分け)

問68 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成30年1月追加】

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問69 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食500円、昼食550円、夕食640円で、昼食と夕食の間の15時に500円の間食を提供しています。

これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

(学生食堂)

問70 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。

(病院食)

問71 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

(飲食料品の提供に係る委託)

問72 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、

その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

#### IV 「一体資産」の適用税率の判定

(食玩)

問73 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問74 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問75 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性)

問76 当社は、店内飲食と持ち帰りのどちらもすることができる飲食店を経営し、お菓子とドリンクとおもちゃをセット商品として販売しています。このセット商品のお菓子・ドリンクは、顧客がメニューの中から選択することができるようにして販売していますが、顧客がこのセット商品を持ち帰る場合、一体資産に該当しますか。【平成30年11月追加】

(1万円以下の判定単位)

問77 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100個単位で販売しており、販売価格を100,000円(税抜き)としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成30年1月追加】

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問78 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格1,000円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。

仕入価格(税込み)：紅茶450円、ティーカップ200円

(食品と酒類のセット販売時の一括値引)

問79 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成30年11月改訂】

(合理的な割合が不明な小売事業者等)

問80 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

## V 「新聞の譲渡」の範囲等

(いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売)

問81 いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(「定期購読契約」に基づく新聞の範囲)

問82 コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

(1週に2回以上発行する新聞)

問83 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日より週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(電子版の新聞)

問84 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

## VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問85 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問86 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成31年(2019年)10月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。【平成28年11月改訂】

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問87 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である

旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成28年11月改訂】

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問88 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年(2019年)10月から、当社が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

(レシートに係る記載内容)

問89 当店は、小売業(スーパーマーケット)を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問90 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問91 当社は、発行するレシートについて、平成35年(2023年)10月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問92 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問93 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成31年（2019年）10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

（商品の全てが軽減税率の対象である場合）

問94 請求書等に記載されている商品が全て飲食物品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成28年11月改訂】

（軽減税率の適用対象となる商品がない場合）

問95 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年（2019年）10月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成30年11月改訂】

（税率ごとに分けて交付する請求書）

問96 平成31年（2019年）10月から、当店が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたと考えています。この場合、軽減税率の対象となる食料品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成28年11月改訂】

（相手方の確認を受けた仕入明細書等）

問97 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りをしています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成31年（2019年）10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成30年1月追加】

（旧税率対象が混在する請求書）

問98 当店は、飲食物品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成31年（2019年）10月分の請求書（9/16～10/15）には、平成31年（2019年）9月30日までの旧税率8%と平成31年（2019年）10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。【平成29年1月追加】

（一括値引がある場合のレシートの記載）

問99 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食物品と飲食物品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。

平成31年（2019年）10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当

社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。

【平成30年11月改訂】

（売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載）

問100 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食物品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要がありますでしょうか。【平成29年1月追加】

（「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法）

問101 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。

【平成29年1月追加】

## Ⅶ 価格表示

（価格表示の方法）

問102 軽減税率制度の実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」とで税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいですか。【平成30年11月追加】

## I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(「飲食料品」の範囲)

**問1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。**

**【答】**

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。）をいいます（改正法附則34①一）。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、「飲食料品」には、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます（「一体資産」の詳細については、Ⅳ「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください）。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

をいい、

・医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除きます。

※ 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品の譲渡の判定に当たっては、販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料

品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）（【制度概要編】問11（適用税率の判定時期）参照）。

(生きた畜産物の販売)

**問2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月改訂】**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、これらの家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水産物の販売)

**問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(家畜の飼料、ペットフードの販売)

**問4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(コーヒーの生豆の販売)

**問5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年1月追加】**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(もみの販売)

**問6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるもみは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、人の飲用又は食用に供されるものではない「種もみ」として販売されるもみは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(苗木、種子の販売)

**問7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、種子であっても、おやつや製菓の材料用など、人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるかぼちゃの種などは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水の販売)

**問8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といっ

た飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(氷の販売)

**問9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売)

**問10 当社は、事業所及び一般家庭に対し、ウォーターサーバーをレンタルしてレンタル料を受け取るとともに、ウォーターサーバーで使用する水を販売して販売代金を受け取っています。このウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】**

**【答】**

軽減税率が適用されるのは、「飲食品品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

また、「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。

(賞味期限切れの食品の廃棄)

**問11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、賞味期限

切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(お酒の販売)

**問12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、酒税法2①）。

**【参考】**

○ 酒税法第2条第1項（酒類の定義及び種類）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

(「食品」の原材料となる酒類の販売)

**問13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、酒税法2①）。

(みりん、料理酒、調味料の販売)

**問14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食品」に該当しませんので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、酒税法2①）。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料（アルコール分が一度未満のものに限ります。）については、「飲食品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

**問15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、酒税法2①）。

(酒類を原料とした菓子の販売)

**問16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、酒税法2①）。

(酒類の原料となる食品の販売)

**問17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、酒税法に規定する酒類は、ここでいう「食品」から除かれています。

他方、日本酒を製造するための原材料の米は、酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(「添加物」の販売)

**問18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正

法附則34①一、食品衛生法4②、軽減通達2)。

**【参考】**

○ 食品衛生法第4条第2項

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。

(「金箔」の販売)

**問19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される金箔は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、軽減通達2)。

(食用、清掃用の重曹の販売)

**問20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、軽減通達2)。

(化粧品メーカーへの「添加物」の販売)

**問21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合がありますが、この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】**

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品衛生法に規定する「添加物」として販売されるものは、「食品」に該当します。したがって、取引先が化粧品の原材料とする場合であっても、「添加物」を「食品」として販売する場合には、軽減税

率の適用対象となります(改正法附則34①一、軽減通達2)。

(栄養ドリンクの販売)

**問22 栄養ドリンク(医薬部外品)の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」(以下「医薬品等」といいます。)は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一)。  
なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(健康食品、美容食品等の販売)

**問23 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

人の飲用又は食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、また、人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、それらの販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一)。

(飲食料品を販売する際に使用される容器)

**問24 飲食料品を販売する際に使用される容器は、どのような取扱いになりますか。**

**【答】**

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器(以下「包装材料等」という。)が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則34①一、軽減通達3）（「一体資産」の詳細については、Ⅳ「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください）。

（桐の箱の容器）

**問25** 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

**【答】**

飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなきときは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達3）。

（お菓子用の包装紙の仕入れ）

**問26** 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

**【答】**

お菓子を包装するための包装紙は「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

したがって、ご質問の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

（保冷剤を付けた洋菓子の販売）

**問27** 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

なお、保冷剤について別途対価を徴している場合のその保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

（果物狩り、潮干狩り、釣り堀）

**問28** いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

また、潮干狩りや釣り堀等についても、同様の取扱いになります。

（自動販売機）

**問29** 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています（改正法附則34①一、軽減通達6）。



(通信販売)

問30 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。  
【平成28年11月改訂】

【答】

インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。

【参考】

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成31年（2019年）4月1日前にその販売価格の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成31年（2019年）10月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成31年（2019年）10月1日以後に行われる商品の販売については、通信販売に係る経過措置が設けられていますが、「飲食料品の譲渡」には、この経過措置は適用されず、軽減税率が適用されます。

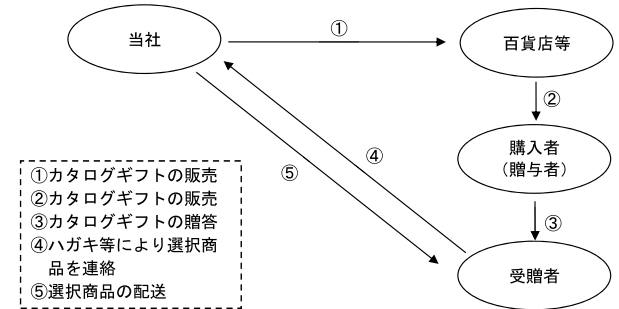
消費税と地方消費税を合わせた税率は8%ですが、平成31年（2019年）9月30日までの税率は、消費税率6.3%、地方消費税率1.7%で合計8%、平成31年（2019年）10月1日以後に適用される軽減税率は消費税率6.24%、地方消費税率1.76%で合計8%です。

(カタログギフトの販売)

問31 当社は、下の取引図のとおり、贈答を受けた者（受贈者）がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトの販売を行っています。当該カタログギフトには、食品と食品以外の商品を掲載しており、受贈者の方は食品を選択して受け取ることができます。

このカタログギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか。  
【平成30年1月追加】

【取引図】



【答】

ご質問のカタログギフトの販売（取引①）は、贈与者による商品の贈答を貴社が代行すること（具体的には、様々な商品を掲載したカタログを提示するとともに、受贈者の選択した商品を手配する一連のサービス）を内容とする「役務の提供」を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

なお、食品のみを掲載するカタログギフトの販売であっても、同様の理由から「役務の提供」を行うものであり、「飲食料品の譲渡」には該当しないため、軽減税率の適用対象となりません。

(参考) 百貨店等から購入者（贈与者）に対するカタログギフトの販売（取引②）も、軽減税率の適用対象とはなりません。

(飲食料品のお土産付きのパック旅行)

問32 当社は、旅行代理店を営んでいます。当社が販売するパック旅行は、飲食料品のお土産が付くものもありますが、このパック旅行の販売について、適用税率を教えてください。【平成30年11月追加】

【答】

ご質問のように、飲食料品のお土産が付いているパック旅行は、様々な資産の譲渡等（交通、宿泊、飲食など）を複合して提供されるものであり、旅行という包括的な一の役務の提供を行っていることとなりますので、たとえ飲食料品のお土産が付く場合であっても、その対価の全体が軽減税率の適用対象となりません。

(参考) 旅行に係る対価の内訳として、飲食料品のお土産の対価の額を明らかにした場合であっても、パック旅行は、上記のとおり、一の役務の提供に該当しますので、そのお土産部分の対価についても、軽減税率の適用対象となりません。

(日当等の取扱い)

問33 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。【平成30年11月追加】

【答】

従業員等の出張等に際し、その出張等に必要な支出に充てるために事業者がその従業員等に対して支給する日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に充てたととしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

- (注) 1 従業員等に支給する日当のうち、その旅行について通常必要と認められる部分の金額が課税仕入れに係る支払対価に該当します（基通11-2-1）。
- 2 従業員等が支出した実費について、事業者が従業員等から受領した領収書等を基に精算するもの（実費精算分）については、その支払いの事実に基づき適用税率を判定することとなります。

(レストランへの食材の販売)

問34 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社からレストランへの食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問35 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。

(食品の加工)

問36 当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の行う加工は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年1月追加】

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

他方、ご質問のコーヒーの生豆の加工は、役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

(販売奨励金)

問37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します（基通12-1-2）。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します（基通14-1-2）。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則34②）。

したがって、その売上げの対価の返還等又は仕入れの対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

(委託販売手数料の取扱い)

問38 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される平成31年（2019年）10月1日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことがですが、その内容を具体的に教えてください。【平成30年11月追加】

【答】

委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」といいます。）を通じて商品を販売する委託者について、原則として受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い収受した又は収受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります（以下「総額処理」といいます。）が、現行の単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められています（以下「純額処理」といいます。）（基通10-1-12(1)）。

平成31年（2019年）10月1日以降においては、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の適用対象となりません。

したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と

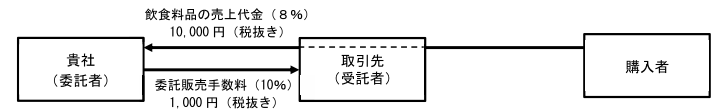
委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、純額処理をすることはできないこととなります（軽減通達16）。

(注) 1 委託販売等に係る取扱商品が軽減税率の適用対象でない場合は、平成31年（2019年）10月1日以降も引き続き純額処理によることができます。

なお、その場合には、軽減税率の適用対象ではない取扱商品に係る委託販売等の全てについて、純額処理による必要があります。

2 軽減税率の適用対象となる商品と適用対象とならない商品の両方の委託販売等を行う委託者は、平成31年（2019年）10月1日を含む課税期間において、その課税期間の初日から平成31年（2019年）9月30日までの期間について純額処理していた場合、平成31年（2019年）10月1日以降について、軽減税率の適用対象となる取引について総額処理に変更することとなりますが、軽減税率の適用対象とならない取引も含めてその委託販売等の全てを総額処理に変更することも差し支えありません。

【平成31年（2019年）10月1日以降の委託販売における処理（飲食料品の委託販売）】



○ 平成31年（2019年）10月1日以降（総額処理）  
課税売上げ 10,000円（8%） 課税仕入れ（委託販売手数料） 1,000円（10%）

(参考) 基通10-1-12(1)による計算（純額処理）

課税標準額 10,000円 - 1,000円 = 9,000円

※ 平成31年（2019年）10月1日以降、委託販売の対象となる課税資産の譲渡等が軽減税率の適用対象（8%）である場合、委託販売手数料（10%）と税率が異なるため、委託販売手数料を控除して課税標準額を計算することはできません。

## II 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます（改正法附則34①一）。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入（保税地域からの引取り）は、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることに変わりはありません。

(レストランへ販売する食材の輸入)

問41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます（改正法附則34①一）。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」

の輸入（保税地域からの引取り）であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

### Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

**問42 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一イ、軽減通達10)。

(セルフサービスの飲食店)

**問43 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます(改正法附則34①一イ)。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させていますので、軽減税率の適用対象となりません。

(屋台での飲食料品の提供)

**問44 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンター等飲食料品を飲食させるための設備をいいます(改正法附則34①一イ、軽減通達8)。

屋台のおでん屋やラーメン屋で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

ここでいう飲食設備は、飲食のための専用の設備である必要はなく、また、飲食料品の提供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者(以下「設備設置者」

といいます。)が異なる場合であっても飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、「飲食設備」に該当します(軽減通達9)。

そのため、屋台を営む事業者が、

- ① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合
- ② 自ら設置はしていないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合  
は、軽減税率の適用対象となりません。  
一方、
- ③ テーブル、椅子、カウンター等がない場合
- ④ テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合  
は、軽減税率の適用対象となります。

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

**問45 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一イ、軽減通達10(3))。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品(飲食料品)が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行う

など、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

(スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食)

**問46** 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかの意思確認が必要でしょうか。また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成30年11月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料物を飲食させる役務の提供をいいます(改正法附則34①一イ)。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当します(軽減通達8)。

そのため、その休憩スペースにおいて顧客に飲食料物を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一イ、軽減通達10(3))。

したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

その際、大半の商品(飲食料品)が持ち帰りであることを前提として営業しているスーパーマーケットの場合において、全ての顧客に店内飲食が持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

なお、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。そのため、ほかに飲食設備がない場合には、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注)「飲食はお控えください」といった掲示を行っている休憩スペース等であ

たとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料物を飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食が持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

**問47** 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかの意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成30年11月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料物を飲食させる役務の提供をいいます(改正法附則34①一イ)。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースやベンチ等であっても飲食設備に該当します(軽減通達8)。そのため、このような休憩スペースやベンチ等において顧客に飲食料物を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一イ、軽減通達10(3))。

一方で、テーブルや椅子等がある場合であっても「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等については、飲食設備に該当しません(問46(スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食)参照)。

ご質問の場合、掲示により休憩スペースのみを飲食可能な設備として指定しているため、それ以外のベンチ等は、飲食に用いられないもの(飲食設備に該当しないもの)と考えられます。

ただし、店舗には顧客が飲食可能な休憩スペース(飲食設備)があるため、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食が持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますが、その際には、例えば「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」等の掲示を行うな

ど、営業の実態に応じた方法により意思確認を行うこととして差し支えありません。

(イートインスペースで飲食される物の限定)

問48 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイートインスペースがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イートインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食物品(弁当や惣菜等)を販売する際にも、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかか意思確認が必要ですか。  
【平成30年11月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいいます(改正法附則34①ーイ)。そのため、スーパーマーケットのイートインスペースにおいて顧客に飲食物品を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①ーイ、軽減通達10(3))。

飲食設備のあるスーパーマーケットでは、飲食物品を販売する際には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

ただし、ご質問のように、イートインスペースにおいて飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行うなどして実態としてそれら以外の飲食物品を顧客に飲食させていない場合、それら以外の飲食物品については、そのイートインスペースにおいて飲食されないことが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行っていたとしても、実態としてそれら以外の飲食物品も顧客に飲食させているような場合におけるその飲食物品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(コーヒーチケットの取扱い)

問49 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる5枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当店がこのコーヒーチケットと引換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいい、「持ち帰り」は、これに含まれないものとされています(改正法附則34①ーイ)。そして、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食物品の提供等を行った時点において顧客に意思確認を行うなどにより判定することとされています(軽減通達11)。

ご質問のようなコーヒーチケットとの引換えによるコーヒーの提供は、顧客にそのコーヒーチケットと引き換えにコーヒーを提供した時に消費税の課税の対象となります(基通9-1-22)。

このため、顧客にコーヒーを提供する時に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかか意思確認を行うなどの方法により、軽減税率が適用されるかどうかを判定していただくこととなります。

(参考) コーヒーチケット(物品切手)の発行は、消費税の課税の対象外です(基通6-4-5)。しかしながら、コーヒーチケットを発行した際に、発行時の売上計上と合わせて、消費税の課税の対象とする方法も継続適用を要件として認められています。店内飲食と持ち帰りの共用のコーヒーチケットでは、その発行時点において適用税率を判定することはできません。このため、例えば、店内飲食用のチケットと持ち帰り用のチケットを区分して発行するといった対応も考えられます。

(ファストフードのテイクアウト)

問50 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいいますが、いわゆる「テイクアウト」など、「飲食物品を、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡」(以下「持ち帰り」といいます。)は、これに含ま

ないものとされています（改正法附則34①ーイ）。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくこととなります（軽減通達11）。

（飲食店で残りを持ち帰る場合）

**問51 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則34①ーイ、軽減通達11）。

したがって、ご質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

（回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合）

**問52 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則34①ーイ、軽減通達11）。

したがって、店内で飲食する寿司と区別されずに提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後、顧客がパック詰めにして持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、顧客が持ち帰り用として注文し、パック詰めにして販売するものは、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（飲食店のレジ前の菓子等の販売）

**問53 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則34①ーイ、軽減通達10）。

ご質問のように飲食店のレジ前にある菓子の販売は、単に飲食料品を販売しているものと考えられることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料）

**問54 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則34①ーイ、軽減通達10）。

ご質問の飲食店で缶飲料、ペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食させるものとして提供しているものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

（立食形式の飲食店）

**問55 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。また、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であってもこれらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当します（改正法附則34①ーイ、軽減通達8）。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。



(フードコートでの飲食)

問56 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料点を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料点を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ご質問のショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料点を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料点（ラーメン等）の提供は、飲食設備のある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

(公園のベンチでの飲食)

問57 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料点を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料点を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します（軽減通達9）。

ご質問の公園のベンチが、こうした合意等に基づき貴社の顧客に利用させることとしているものではなく、誰でもベンチを利用できる場合には、飲食設備に該当せず、貴社の飲食料品の提供は、「食事の提供」ではなく、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売)

問58 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供をいいます。

列車内の食堂施設において行われる飲食料品の提供は、これに該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一イ、軽減通達10(5)）。

他方、旅客列車の施設内に設置された売店や移動ワゴン等による弁当や飲み物等の販売は、例えば、その施設内の座席等で飲食させるために提供している認められる次のような飲食料品の提供を除き、軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します（軽減通達10（注）2）。

- ① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供
  - ② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供
- したがって、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、①又は②に該当する場合を除き、軽減税率の適用対象となります。

(カラオケボックスでの飲食料品の提供)

問59 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料点を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供をいいます。

カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、これに該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一イ、軽減通達10(2)）。

(映画館の売店での飲食料品の販売)

問60 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

映画館内に設置された売店で行われる飲食料品の販売は、単に店頭で飲食料点を販売しているものですので、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店のそばにテーブル、椅子等を設置して、その場で顧客に飲食させている場合には、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当しますので、持ち帰りによる販売（持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡）である場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達10(4)）。

- (注) 1 持ち帰りの販売かどうかは、顧客への意思確認等により行うこととなります（問50（ファストフードのテイクアウト）参照）。
- 2 売店により、例えば、映画館の座席で次のような飲食料品の提供が行われる場合には、当該飲食料品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一イ、軽減通達10（注）2）。
- ① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供
  - ② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

**問61 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料품을客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます。旅館、ホテル等（以下「ホテル等」といいます。）の宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル等自体又はホテル等のテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一イ、軽減通達10(1)）。

また、ホテル等の客室から、ホテル等が直接運営する又はホテル等のテナントであるレストランに対して飲食料품을注文し、そのレストランが客室に飲食料품을届けるようないわゆるルームサービスは、ホテル等の客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

**問62 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます。

ご質問のように、ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒税法に規定する酒類を除きます。）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。

(バーベキュー施設での飲食等)

**問63 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料1人1,500円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただく、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。**

**【答】**

バーベキュー施設内で飲食する飲食料品について、ご質問のようにそのバーベキュー施設を運営する事業者からしか提供を受けることができない場合には、施設利用料と食材代を区分していただいても、その全額が飲食に用いられる設備において飲食料品を飲食させる役務の提供に係る対価と認められますので、その全額が「食事の提供」の対価に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一イ）。

なお、飲食料品を提供する事業者が、バーベキュー施設を運営する事業者自体ではなく、その運営事業者の契約等により、顧客にバーベキュー施設の飲食設備を利用させている事業者である場合についても同様です。

(「ケータリング」や「出張料理」)

**問64 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まれないこととされています（改正法附則34①一ロ、軽減通達12）。

いわゆる「ケータリング、出張料理」は、相手方が指定した場所で、飲食料

品の提供を行う事業者が食材等を持参して調理して提供するものや、調理済みの食材を当該指定された場所で加熱して温かい状態で提供すること等をいい、具体的には以下のような場合が該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

したがって、ご質問のいわゆる「出張料理」は、顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供していることから、「相手方の指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

なお、「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす※1飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています（改正法附則34①一ロ、改正令附則3②）。

- (1) 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者※2に対して行う飲食料品の提供
- (2) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- (3) 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て※3に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- (4) 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において行う教育を受ける生徒の全て※3に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- (5) 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て※3に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- (6) 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て※3に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

(7) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

- ※1 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされています（平成28年財務省告示第100号）。
- ※2 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。
- ※3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります。

(家事代行)

**問65 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス（食材持込）を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まれないこととされています（改正法附則34①一ロ、軽減通達12）。

ご質問のように、顧客の自宅で料理を行い、飲食料品を提供するサービスは、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

(出前の適用税率)

**問66 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①）。

(注) 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。

(社内会議室への飲食料品の配達)

**問67** 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

**【答】**

ご質問の飲料の配達は、顧客の指定した場所まで単に飲料を届けるような場合、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①）。

ただし、その飲料の配達後に、会議室内で給仕等の役務の提供が行われる場合には、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一口、軽減通達12）。

(配達先での飲食料品の取り分け)

**問68** 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成30年1月追加】

**【答】**

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の「役務」を伴う飲食料品の提供（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まないこととされています（改正法附則34①一口、軽減通達12）。

この「役務」には、「盛り付け」を含むとされていますが、飲食料品の譲渡に通常必要な行為である、例えば、持ち帰り用のコーヒーをカップに注ぐような、容器への「取り分け」行為は、含まれません。

したがって、ご質問の「味噌汁を取り分け用の器に注ぐ」という行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、ケータリングに該当しません（味噌汁付弁当の全体が軽減税率の適用対象となります。）。

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

**問69** 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食500円、昼食550円、夕食640円で、昼食と夕食の間の15時に500円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正法附則34①一口、改正令附則3②一）。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正令附則3②二）。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるものうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640円以下のものに限る。）をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています（平成28年財務省告示第100号）。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500円≤640円	550円≤640円	500円≤640円	640円≤640円	= 2,190円 (1,550円)
(累計500円)	(累計1,050円)	(累計1,550円)	(累計2,190円)	

夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500円≤640円	550円≤640円	500円≤640円	640円≤640円	= 2,190円 (1,690円)
(累計500円)	(累計1,050円)	累計対象外	(累計1,690円)	

(学生食堂)

問70 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該施設の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいいますので、利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しません（改正法附則34①一イ、改正令附則3②三）。

また、学生食堂での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

【参考】

○ 学校給食法

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(病院食)

問71 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません（消法6①、消法別表1六、消令14）。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一口）。

(飲食料品の提供に係る委託)

問72 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一口、改正令附則3②一）。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達13）（問69（有料老人ホームの飲食料品の提供）参照）。

#### IV 「一体資産」の適用税率の判定

(食玩)

問73 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、改正令附則2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
  - ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること
- したがって、ご質問の商品が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問74 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し、使用される容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その容器も含め、飲食料品の譲渡に該当します。

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、改正令附則2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
  - ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること
- ご質問の商品は、洋菓子より専用容器の方が高価であることから、②に該当しないため、「飲食料品」に含まれません。

したがって、ご質問の洋菓子と専用容器の販売は、商品全体が軽減税率の適用対象となりません。

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問75 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、改正令附則2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
  - ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること
- したがって、ご質問の福袋が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性)

問76 当社は、店内飲食と持ち帰りのどちらもすることができる飲食店を営み、お菓子とドリンクとおもちゃをセット商品として販売しています。このセット商品のお菓子・ドリンクは、顧客がメニューの中から選択することができるように販売していますが、顧客がこのセット商品を持ち帰る場合、一体資産に該当しますか。【平成30年11月追加】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、ます。）をいいます（改正法附則34①）。

ご質問のように、そのセット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、顧客が選択可能であれば、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないため、一体資産に該当せず、一括譲渡（課税関係の異なる2以上の資産（軽減税率の適用対象とならない資産、軽減税率の適用対象資産又は非課税対象資産のうち異なる2以上の資産）を同一の者に同時に譲渡すること）に該当することから、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的にあん分する必要がある

ります。

なお、ご質問のお菓子とドリンクの販売は、「飲食品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、おもちゃの販売は、軽減税率の適用対象となりません。その場合、売価や仕入原価などからそれぞれの対価の額等によりあん分するなどして、軽減税率適用対象の対価の額、軽減税率適用対象外の対価の額を算出することとなります。

(参考) セット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、選択可能な組合せのパターンを提示し、それぞれ組合せに係る価格のみを提示している場合には、一体資産に該当しますのでご注意ください。

(1万円以下の判定単位)

**問77** 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100個単位で販売しており、販売価格を100,000円(税抜き)としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成30年1月追加】

**【答】**

軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、セット商品1個当たりの販売価格で判定することとなります。

したがって、ご質問のセット商品1個当たりの税抜き販売価格は、1,000円(100,000円 ÷ 100個)となりますので、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き額)は、10,000円以下となります。

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

**問78** 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格1,000円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。

仕入価格(税込み)：紅茶450円、ティーカップ200円

**【答】**

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示

されているもの。)は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、改正令附則2)。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

②の割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えないとされています(軽減通達5)。

イ その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合

ロ その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

ご質問の商品は、次のとおりロに示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶(食品)の原価	一体資産の譲渡の原価	一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合
450円	650円	$\frac{450}{650} \approx 69.2\% \geq \frac{2}{3}$ (66.666...%)

したがって、ご質問の商品は、食品と食品以外の資産をセット商品として1,000円という価格のみを提示して販売していることから、一体資産に該当し、その対価の額が1万円以下であり、かつ、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のものとなりますので、その販売は、全体が軽減税率の適用対象となります。

(食品と酒類のセット販売時の一括値引)

**問79** ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成30年11月改訂】

**【答】**

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの(一の資産に係る価格のみが提示されているもの)に限ります。)をいいます。

ご質問のように、ビールと惣菜をそれぞれ別々の商品として販売している場合に、これらの商品を組み合わせ、一括で値引きを行って販売するときは、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないことから、「一体資産」に該当しません(改正法附則34①、改正令附則2、軽減通達4)。

なお、一括して値引きを行った場合のそれぞれの値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等によりあん分するなど合理的に算出することとなります（軽減通達15）。

また、惣菜（食品）の販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、酒税法に規定する酒類であるビールの販売は、軽減税率の適用対象となりません（問12（お酒の販売）参照）。

（参考）例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達15）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

（合理的な割合が不明な小売事業者等）

**問80** 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

**【答】**

ご質問のように、小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

## V 「新聞の譲渡」の範囲等

（いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売）

**問81** いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

軽減税率の適用対象となる「新聞」とは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものです（改正法附則34①二）。

したがって、いわゆるスポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、1週に2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の適用対象となります。

（「定期購読契約」に基づく新聞の範囲）

**問82** コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます（改正法附則34①二）。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。

（1週に2回以上発行する新聞）

**問83** 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日により週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

**【答】**

軽減税率の適用対象となる「1週に2回以上発行する新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって発行が1週に1回以下となる週であっても「1週に2回以上発行する新聞」に該当します（改正法附則34①二、軽減通達14）。

したがって、ご質問の新聞が、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税



率の適用対象となります。

(電子版の新聞)

**問84 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。**

**【答】**

軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限ります。）の定期購読契約に基づく譲渡をいいます（改正法附則34①二）。

他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（消法2①八の三）。

## VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

**問85 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。**

**【答】**

現行の仕入税額控除制度（請求書等保存方式）においても、保存すべき請求書等には課税資産の譲渡等の内容の記載が必要となっています。

区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等には、

- ① 課税資産の譲渡等（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）に係る資産又は役務の内容
- ② 当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨が記載されていなければなりません（改正法附則34②）。

したがって、課税資産の譲渡等の内容については、その内容が軽減対象資産であるか、それ以外の資産であるかが明確になるよう、現行の請求書等と同様に、基本的には、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ただし、取引当事者間で当該資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められています（軽減通達18）。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問86 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成31年(2019年)10月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものになりたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。【平成28年11月改訂】

八百〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜	1	¥108
野菜	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
	(10%対象	¥330)
	(8%対象	¥1,080)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

※ 枠囲みの事項が平成31年(2019年)10月から追加された記載事項に該当します。

【答】

ご質問のような事情がある場合に交付される当該レシートは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として認められます。

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及

び軽減対象資産の譲渡等である旨)

④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額

⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつては、⑤の記載事項は必要ありません(消法30⑨一)。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称(例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食品」との記載)の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

ご質問のレシートは、小売業者が発行するもので、前述の①、②を含め、請求書等の記載事項である④から⑤の事項を満たしていますので、当該レシートの交付を受けた事業者における区分記載請求書等保存方式の請求書等に該当することとなります。

課税事業者である小売業者も、ご質問のようなレジを導入している場合には、同様に取り扱われます。

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります(改正法附則34②)。

該当しない例

※ 以下のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されていると言えませんので、一般的には記載事項を満たしていないこととなりますのでご注意ください。

〇〇精肉店		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥500
部門02※	1	¥980
部門03	1	¥1500
合 計		¥2,980
	(10%対象	¥1,500)
	(8%対象	¥1,480)
お預り		¥3,000
お 釣		¥20
※印は軽減税率対象商品		

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問87 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30野菜※（※は軽減対象資産の譲渡等）」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成28年11月改訂】

【答】

請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています（消法30⑨―口）。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、平成31年（2019年）10月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます（改正法附則34②）。

また、例えば、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、ご質問の「11/1～11/30野菜※」といったように、11月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

(参考)「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」の記載例

- ・青果店・・・野菜、果実、青果
- ・魚介類の卸売業者・・・魚類、乾物
- ・一般の事業者の文房具類の購入・・・文房具

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問88 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年（2019年）10月から、当社が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年（2019年）10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②）。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①―）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）。

したがって、ご質問の場合、事業者との取引が3万円未満の少額な取引のみということですので、取引の相手方である事業者が、仕入税額控除を適用するためには、従前同様、請求書の保存の必要はありません。

しかしながら、取引先の経理処理の関係上、取引内容等について軽減対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることもあると考えられますので、このようなことも踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完、又は別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

(レシートに係る記載内容)

問89 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成31年（2019年）10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	1 ¥10,800
業務用キウイ	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥21,600
合計	¥43,200
(内消費税等	¥3,200)
お預り	¥50,000
お釣	¥6,800

【答】

平成31年（2019年）10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②）。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成31年（2019年）10月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載することが必要です。

(注) 1 レシート（領収書等）についても請求書等に含まれます。

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※1 ¥10,800
業務用キウイ	※1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象	¥22,000)
(8%対象	¥21,600)
(内消費税等	¥3,600)
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

2 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30㉗、消令49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります（改正法附則34㉔）。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問90 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】

【答】

平成31年（2019年）10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等（領収書も含みます。）には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている

記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲

渡等の対価の額（税込価格）」が追加されます（改正法附則34②）。

「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」については、ご質問のように、

- ・税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）
- ・税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）に係る消費税額等

のいずれも記載があれば、記載事項としての要件を満たします。

【記載例】

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	税抜金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円
合計	税抜金額	消費税額
10%対象	80,000円	8,000円
8%対象	40,000円	3,200円
※印は軽減税率対象商品		
△ 商事欄		

(参考) 仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法30②）。

仕入明細書の記載事項についても、「軽減対象課税仕入れである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」が追加されますが、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」については、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません（改正法附則34②）

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

**問91** 当社は、発行するレシートについて、平成35年（2023年）10月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。  
この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

【答】

区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項は、それぞれ次のとおりとなっており、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したレジシステムへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分記載請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。当該登録番号の発行の申請は、平成33年（2021年）10月から申請の受付が開始されます。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価格については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価格の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書等の記載事項の比較（改正法附則34②、新消法57の4①）

区分記載請求書等 <sup>※1</sup> (平成31年(2019年)10月～ 平成35年(2023年)9月)	適格請求書等 <sup>※2</sup> (平成35年(2023年)10月～)
① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称	① 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した税込価格	④ 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額及び適用税率
⑤ 区分記載請求書等の交付を受ける事業者の氏名又は名称	⑤ 消費税額等
※1 区分記載請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる（消法30②一）。	⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称
	※2 適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等（適格簡易請求書）を交付することができる（新消法57の4②）。
	① 適格請求書の記載事項①～③の事項
	② 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額
	③ 消費税額等又は適用税率

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問92 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。  
【平成28年11月改訂】

請求書		
機〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		125,600円
△△商事株式会社		

資産の譲渡等の内容 →

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴社の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成31年(2019年)10月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載する必要があります。

請求書		
機〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象		△△商事株式会社

記載事項㊦ →

記載事項㊩ →

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます

(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問93 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。  
【平成28年11月改訂】

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	1 ¥10,800
業務用リュウケ	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥21,600
合計	¥43,200
お預り	¥50,000
お釣	¥6,800

資産の譲渡等の内容 →

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ㊶ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊷ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊸ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ㊹ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ㊺ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成31年(2019年)10月からは、軽減対象資産の譲渡等を行った場合には、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です(改正法附則34②)。

なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用リュウケ	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項(㊸) →

記載事項(㊹) →

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(商品の全てが軽減税率の対象である場合)

問94 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。  
【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率

対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」が明らかにされている必要があります。

この点については、請求書等を発行する事業者の方々もご留意いただく必要があります。

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問95 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年(2019年)10月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成30年1月追加】  
【平成30年11月改訂】

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 86,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400円
11/3	花瓶	4,320円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円

△△商事株式会社

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な記載事項として「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)の記載があれば、結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

したがって、平成31年(2019年)10月から貴社が発行する請求書の記載事項に変更はありません。

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問96 平成31年(2019年)10月から、当社が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにと考えています。この場合、軽減税率の対象となる食品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。  
【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

したがって、ご質問のように税率ごとに請求書を分けて、交付することは差し支えありませんが、この場合であっても、仕入税額控除の要件を満たすためには、軽減税率の対象となる商品に係る請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載が必要となります。

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて交付する場合の記載例】

○軽減税率対象分

請求書		
(軽減税率対象)		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円

△△商事株式会社

○軽減税率対象分以外

請求書		
様〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円

△△商事株式会社



(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問97 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成30年1月追加】

仕入明細書		
株式会社 〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		125,600円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します(消法30②)。

これは、区分記載請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの仕入明細書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ㊨ 課税仕入れを行った年月日
- ㊩ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ㊪ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額(税込価格)

したがって、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」を追加で記載した上で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があります。

仕入明細書		
株式会社 〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※印は軽減税率対象商品		

(旧税率対象が混在する請求書)

問98 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成31年(2019年)10月分の請求書(9/16～10/15)には、平成31年(2019年)9月30日までの旧税率8%と平成31年(2019年)10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊩ 課税資産の譲渡等を行った年月日

- ㊦ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㊧ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込価格)
- ㊨ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ところで、平成31年(2019年)9月までの取引に適用される税率8%(以下「旧税率」といいます。)は、消費税率6.3%と地方消費税率1.7%の合計であり、他方、平成31年(2019年)10月からの取引に適用される軽減税率8%は、消費税率6.24%と地方消費税率1.76%の合計ですので、旧税率8%と軽減税率8%では、その内訳が異なります。

このため、貴店の平成31年(2019年)10月分の請求書の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、上記㊧(税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額)の記載に当たり、標準税率10%と軽減税率8%を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率8%の対象商品についても、例えば、次の記載例のように、当該商品を区分して合計する必要があります。

【同一請求書内で、平成31年(2019年)9月30日までの取引と平成31年(2019年)10月1日からの取引を区分して発行する場合の記載例】

請求書		
㈱〇〇御中		
2019年10月31日		
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
① 9月分 小計		32,400円
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	ワッパンバー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
③ 10月分 小計		10%対象 66,000円
		8%対象 43,200円
合計		141,600円
④ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事㈱		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年(2019年)9月30日までの取引については、課税資産の譲渡等の対価の額(税込)の合計額を記載
- ② 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ③ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)を記載
- ④ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【平成31年(2019年)9月30日までの取引に係る請求書と平成31年(2019年)10月1日からの取引に係る請求書を分けて発行する場合の記載例】

請求書		
㈱〇〇御中		
2019年10月31日		
① 9月分 32,400円(税込) (9/16~9/30)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		32,400円
△△商事㈱		
請求書		
㈱〇〇御中		
2019年10月31日		
② 10月分 109,200円(税込) (10/1~10/15)		
日付	品名	金額
10/1	③ 小麦粉 ※	5,400円
10/1	ワッパンバー	2,200円
10/2	③ 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		109,200円
④ 10%対象		66,000円
8%対象		43,200円
⑤ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事㈱		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年(2019年)9月30日までの取引に係る請求書を発行
- ② 新税率の適用対象となる平成31年(2019年)10月1日からの取引に係る請求書を発行
- ③ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ④ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)を記載
- ⑤ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(一括値引がある場合のレシートの記載)

問99 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、**飲食品と飲食品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。**  
平成31年（2019年）10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。  
【平成30年11月改訂】

【答】

飲食品と飲食品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。そのため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の対価の額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が明らかにされているものとして取り扱われます。ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考)

顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達15）（問79（食品と酒類のセット販売時の一括値引）参照）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨3,300円（税込み）、牛肉2,160円（税込み）を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー○○	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696) (8%対象 ¥1,764)
※印は軽減税率対象商品	

- ① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- (注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。
- 10%対象：1,000×3,300/5,460≒604  
8%対象：1,000×2,160/5,460≒396
- また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。
- 10%対象：3,300-604=2,696  
8%対象：2,160-396=1,764

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー○○	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
※印は軽減税率対象商品	

- ① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ② 税率ごとの値引額
- (注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。
- 10%対象：1,000×3,300/5,460≒604  
8%対象：1,000×2,160/5,460≒396
- ※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。
- ( 10%対象：3,300-604=2,696  
8%対象：2,160-396=1,764 )

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

問100 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。販売奨励金の対象となる商品に飲食物品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成29年1月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当し、取引先の仕入れに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等を行った事業者については、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります(改正法附則34②、改正令附則8①)。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者については、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります(改正法附則34②、改正令附則7)。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります(消法38②、58、消令58、71、改正令附則8②、消規27、改正省令附則11)。

① 売上げに係る対価の返還等

- ・ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨
- ・ 税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

- ・ 仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

したがって、貴社及び取引先は、それぞれ、上記①又は②の事項を帳簿に記

載し、税率ごとに区分した販売奨励金に係る消費税額を計算する必要がありません。

このようなことを踏まえ、請求書等の記載についての対応をご検討ください。

(参考) 税率ごとの販売奨励金の記載例

請求書		
株式会社 御中		XX年11月30日
109,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	惣菜パ -ハ-	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
小計		131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
販売奨励金(10月分)		△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
合計		109,400円

※印は軽減税率対象商品 株式会社 御中

- ① 税率ごとに合計した課税資産の譲渡の等の対価の額(税込み)を記載
- ② 税率ごとの販売奨励金の額を記載

〔軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨〕の帳簿への記載方法)

問101 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成29年1月追加】

【答】

区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿への「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに「10%」や「8%」の税率が記載されている場合のほか、例えば、軽減税率の対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を別途「※（☆）は軽減対象」などと表示する場合も「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①（取引ごとの請求書）】

請求書			請求書		
株〇〇御中 XX年11月1日			株〇〇御中 XX年11月2日		
7,600円(税込)			13,530円(税込)		
日付	品名	金額	日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/2	牛肉 ※	10,800円
11/1	キッチンペーパー	2,200円	11/2	しょうゆ※	1,080円
			11/2	割り箸	560円
			11/2	ティッシュ	1,100円
合計		7,600円	合計		13,530円
10%対象		2,200円	10%対象		1,650円
8%対象		5,400円	8%対象		11,880円
※は軽減税率対象品目			※は軽減税率対象品目		
△△商事㈱			株〇〇物産		

XX年		摘要		借方
月	日			
11	1	△△商事㈱	雑貨	2,200
11	1	△△商事㈱	※食料品 ①	5,400
11	2	株〇〇物産	雑貨	1,650
11	2	株〇〇物産	※食料品 ①	11,880
⋮	⋮	⋮		⋮
				② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(参考) 帳簿への資産の内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例②（一定期間分の取引をまとめた請求書）】

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目		
株〇〇物産		

XX年		摘要		借方
月	日			
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮
				② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

## Ⅶ 価格表示

(価格表示の方法)

問102 軽減税率制度の実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」とで税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいですか。  
【平成30年11月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月1日からの軽減税率制度の実施に伴う価格表示について、適切な価格表示を推進し、事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保することを目的として、関係省庁連名で、平成30年5月18日付「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」(消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)が公表され、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場面における小売店等の価格表示の具体例等が示されています。

公表されている内容は、事業者の皆様に対して、現時点において価格表示として考えられる方法の具体例等を示しているものですので、事業者の皆様の事業の実情に応じ、「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」を参考にどのような価格表示を行うのか、ご検討ください。

- (参考) 1 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について (消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_180518\\_0002.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_180518_0002.pdf)  
2 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について (抜粋)

### 第2 具体的な表示方法等

1 事業者がどのような価格設定を行うかは事業者の任意である。その上で、テイクアウト等(軽減税率)及び店内飲食(標準税率)と異なる税込価格(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))を含めた価格をいう。以下同じ。)を設定する場合における価格表示方法としては以下の2つの方法が考えられる。

#### ○ テイクアウト等及び店内飲食の両方の税込価格を表示する方法

事業者の判断\*により、テイクアウト等及び店内飲食の両方の税込価格を表示することが考えられる。なお、両方の税込価格に併せて、

税抜価格(消費税等を含まない価格をいう。以下同じ。)又は消費税額を併記することも認められる。

- ※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。
- 「テイクアウト等」と「店内飲食」が同程度の割合で利用される場合において、テイクアウト等と店内飲食の選択における消費者の価格判断を行う際の利便性を向上するなど

(具体例)

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー		
店内飲食 (出前)		
かけそば	770円	(756円)
天ぷらそば	990円	(972円)
天丼	880円	(864円)

イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示

総菜パン	162円
(店内飲食)	165円

#### ○ テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示する方法

事業者の判断\*により、テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示することが考えられる。

- ※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。
- 「テイクアウト等」の利用がほとんどである小売店等において、「店内飲食」の価格を表示する必要性が乏しい
  - 「店内飲食」の利用がほとんどである外食事業者において、「テイクアウト等」の価格を表示する必要性が乏しい
  - 「テイクアウト等」と「店内飲食」両方の価格を表示するスペースがないなど

この点について、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条では、総額表示義務として、不特定かつ多数の者に対してあらかじめ商品や役務の価格を表示するときに、税込価格を表示することが義務付けられ

ているが、当該義務は、あらかじめ価格を表示しない場合にまで課されるものではないことから、テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方だけの税込価格を表示し、もう片方の税込価格を表示しない場合であっても、同条の規定には違反しない。

しかしながら、店内飲食の場合には適用税率が異なるため、テイクアウト等の場合よりも店内飲食のほうが税込価格が高いにもかかわらず、テイクアウト等の場合であることを明瞭に表示せず、その税込価格のみを表示している場合には、一般消費者に店内飲食の価格が実際の価格よりも安いとの誤認を与えてしまい、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第2号の規定により禁止される表示（有利誤認）に該当するおそれがある。

また、一般消費者にとって価格表示は、商品又は役務（サービス）の選択上最も重要な販売価格についての情報を得る手段であるという点を踏まえると、テイクアウト等と店内飲食との間で税込価格が異なる場合は、事業者は、顧客の意思表示により異なる税率が適用され、税込価格が別途計算されることがあり得る旨、店舗内の目立つ場所に掲示するなどの手段により、一般消費者に対して注意喚起を行うことが望ましい。

（具体例）

外食事業者のメニュー表示

メニュー		出前メニュー	
ハンバーガー	330円	かけそば	756円
オレンジジュース	165円	天ぷらそば	972円
〇〇セット	550円	天丼	864円
※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。		※店内飲食の場合、税率が異なりますので、別価格となります。	

イートインスペースのある小売店等の価格表示  
（商品標の価格表示）

総菜パン	162円	店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。
------	------	--------------------------------

（参考）外食事業者やイートインスペースのある小売店等において、適用税率を判定するための顧客への意思確認については、例えば、小売店等では「イートインコーナーを利用する場合はお申し出

ださい」、外食事業者では「テイクアウトの場合はお申し出ください」といった掲示により行うなど、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えないものとされている。

「異なる税率が適用される旨」の掲示についても、上記意思確認の掲示と併せて表示することが可能となる。

2 事業者がどのような価格設定を行うかは事業者の任意である。そのため、軽減税率が適用されるテイクアウト等の税抜価格を標準税率が適用される店内飲食より高く設定、又は店内飲食の税抜価格を低く設定することで同一の税込価格を設定することも可能である<sup>\*</sup>。その場合における価格表示方法としては以下の方法が考えられる。

※ 具体的には、

テイクアウト等の税抜価格：102円（8%）→110円（税込価格）

店内飲食の税抜価格：100円（10%）→110円（税込価格）

#### ○ 一の税込価格を表示する方法

事業者の判断<sup>\*</sup>により、テイクアウト等及び店内飲食の税込価格が同一になるようにテイクアウト等の税抜価格を高く設定、又は店内飲食の税抜価格を低く設定した上で、当該一の税込価格を表示することが考えられる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

#### ○ テイクアウト等の税抜価格を上げる例

- ・ 「出前」について、配送料分のコストを上乗せする
- ・ 「テイクアウト」について、箸や容器包装等のコストを上乗せする

#### ○ 店内飲食の税抜価格を下げる例

- ・ 「店内飲食」について、提供する飲食料品の品数を減らす
- ・ 「店内飲食」の需要を喚起するため

○ 従業員教育の簡素化や複数の価格を表示することに伴う客とのトラブル防止に資するなど

(具体例)

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
チーズバーガー	350円
リンゴジュース	180円
△△セット	600円

メニュー	
かけうどん	600円
天ぷらうどん	800円
かつ丼	850円

イトインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示

あんパン	170円
------	------

(参考) 両方の税込価格が仮に同一であったとしても、適用税率が異なることに変わりはないことを踏まえると、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、以下の点に留意する必要がある。

- ① 「全て軽減税率が適用されます」といった表示や、「消費税は8%しか頂けません」といった表示を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）や景品表示法により禁止されている。
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、消費者から問われた際に、先に挙げた具体例も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる。

(参考) 税抜価格を表示する方法（平成33年（2021年）3月31日まで）

消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項においては、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（以下「誤認防止措置」という。）を講じているときに限り、同法が失効する平成33年（2021年）3月31日までの間、消費税法第63条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないこととされている。

その際、現行の誤認防止措置に加え、次に掲げる場合にはそれぞれ、以下の対応を行うことが望ましい。

- ① 税抜価格とともに消費税額を表示する場合  
テイクアウト等と店内飲食との間で、適用税率が異なるため、両方の消費税額を表示する（又は、一定の注意喚起とともに、どちらか片方みの消費税額を表示する。）。
- ② 税抜価格のみを表示する場合

一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保する観点から、店舗内の目立つ場所に、テイクアウト等と店内飲食との間で適用税率が異なる旨について掲示するなどの方法により、一般消費者に対して注意喚起を行う。

(具体例)

外食事業者のメニュー表示  
(両方の消費税額を表示)

メニュー	
<small>本体価格（税額：店内飲食/7%）</small>	
ハンバーガー	300円（30円/24円）
オレンジジュース	150円（15円/12円）
〇〇セット	500円（50円/40円）

(片方の消費税額を表示)

出前メニュー	
かけそば	700円+56円
天ぷらそば	900円+72円
天丼	800円+64円
※店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

メニュー	
ハンバーガー	300円（税抜）
オレンジジュース	150円（税抜）
〇〇セット	500円（税抜）
※店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

出前メニュー	
かけそば	700円+税
天ぷらそば	900円+税
天丼	800円+税
※出前と店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

イトインスペースのある小売店等の価格表示  
(商品棚の価格表示)

総菜パン	150円
------	------

(店内掲示等)

当店の価格は全て税抜表示となっております。  
なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。



## 消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ & A

### 凡例

- 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。
- 28年改正法 ……所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- 改正令……………消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）
- 消法……………28年改正法による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）
- 新消法……………28年改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正後の消費税法
- 消令……………改正令による改正前の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
- 新消令……………改正令による改正後の消費税法施行令
- 新消規……………消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）による改正後の消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）
- 電帳法……………電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）
- 電帳規……………電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）
- 基通……………消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- インボイス通達 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達（平成30年6月6日付課軽2-8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）
- 和暦・西暦対照表

平成31年……………2019年	平成37年……………2025年
平成32年……………2020年	平成38年……………2026年
平成33年……………2021年	平成39年……………2027年
平成34年……………2022年	平成40年……………2028年
平成35年……………2023年	平成41年……………2029年
平成36年……………2024年	平成42年……………2030年

### 〈目次〉

#### I 適格請求書等保存方式の概要

(適格請求書等保存方式の概要)

- 問1 平成35年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。

#### II 適格請求書発行事業者の登録制度

##### 1 登録手続

(登録の手続)

- 問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

(登録の効力)

- 問3 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。

(登録に係る経過措置)

- 問4 登録申請書の提出は、平成33年10月1日から行うことができるとのことですが、適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日に登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

(免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

- 問5 免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録に当たり、課税選択届出書の提出は不要とのことですが、この場合、いつから課税事業者となりますか。

(登録の任意性)

- 問6 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

(新設法人等の登録時期の特例)

- 問7 新設法人が事業開始（設立）と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けることはできますか。

(登録の拒否)

- 問8 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合はありますか。

(登録の取りやめ)

- 問9 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいのですが、どのような手続が必要ですか。

(登録の取消し)

- 問10 適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合はありますか。

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問11 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。

(登録番号の構成)

問12 登録番号は、どのような構成ですか。

## 2 公表等

(適格請求書発行事業者登録簿の記載事項等の公表方法)

問13 適格請求書発行事業者登録簿の記載事項は、どのような方法で公表されますか。

(インターネットを利用した公表事項の閲覧)

問14 適格請求書発行事業者についての公表事項の閲覧方法を教えてください。

## Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

### 1 総論

(適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務)

問15 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるのですか。また、交付義務が課されない場合はあるのですか。

(適格簡易請求書の交付ができる事業)

問16 適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付できるのは、どのような場合ですか。

(適格請求書の様式)

問17 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。

(手書きの領収書)

問18 当店は、現在、顧客に手書きの領収書を交付しています。適格請求書等保存方式の導入後においても、その手書きの領収書を適格請求書として交付することはできますか。

(適格返還請求書の交付義務)

問19 返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格請求書発行事業者は、何か対応が必要ですか。

(適格請求書に係る電磁的記録による提供)

問20 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。

(適格請求書の記載事項に誤りがあった場合)

問21 交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか。

(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)

問22 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面で通知されるようですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書(区分記載請求書の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。)を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませ

んか。

## 2 交付義務の免除

(適格請求書の交付義務が免除される取引)

問23 適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなものがありますか。

(公共交通機関特例の対象)

問24 公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。

(公共交通機関特例の3万円未満の判定単位)

問25 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。

(特急料金・入場料金)

問26 特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料金は、公共交通機関特例の対象になりますか。

(卸売市場を通じた委託販売)

問27 卸売市場を通じた生鮮食品等の委託販売は、出荷者の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。

(農協等を通じた委託販売)

問28 農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売は、組合員等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。

(自動販売機及び自動サービス機の範囲)

問29 3万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。

## 3 適格請求書の交付方法

(媒介者交付特例)

問30 当社(委託者)は、取引先(受託者)に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか。なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。

(複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用)

問31 当社(受託者)は、複数の取引先(委託者)から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成30年11月追加】

(任意組合等に係る事業の適格請求書の交付)

問32 当社は、取引先数社と任意組合であるJVを組成し、建設工事を行っています。この

ような任意組合により事業を行う場合、取引の相手方に対し、どのように適格請求書を交付すればよいですか。

(適格請求書発行事業者とそれ以外の事業者の共有資産の譲渡等)

問33 当社は、適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者でない事業者と共有している建物を売却することになりましたが、適格請求書はどのように交付すればよいですか。

#### 4 適格請求書の記載事項

(適格請求書に記載が必要な事項)

問34 当社は、事業者に対して飲食品及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで(軽減税率制度の実施前)、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付していました。今後(軽減税率制度の実施後)、平成35年10月からの適格請求書等保存方式の導入を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

(屋号による記載)

問35 現在、当社は、請求書を交付する際に記載する名称について、屋号を使用しています。適格請求書に記載する名称も屋号で認められますか。

(記号、番号による適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号の記載)

問36 現在、当社は、名称に代えて、取引先と共有する取引先コード(取引先コード表により当社の名称等の情報を共有しています。)を請求書に記載しています。取引先コードの内容に登録番号を追加することにより、適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。

(適格請求書に記載する消費税額等の端数処理)

問37 適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるそうですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよいですか。

(適格簡易請求書の記載事項)

問38 当社は、小売業(スーパーマーケット)を営む事業者です。これまで(軽減税率制度の実施前)、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次のレシートを取引先に交付しています。小売業などは、適格請求書の交付に代えて、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができるそうですが、その記載事項について教えてください。

(適格返還請求書の記載事項)

問39 適格返還請求書の記載事項について教えてください。

(適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合)

問40 当社は、事業者に対して食食品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。また、販売奨励金の精算に当たっては、

当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。

(販売奨励金等の請求書)

問41 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先(当社の売上先)に販売奨励金を支払うこととしています。販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対価の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。【平成30年11月追加】

(適格請求書に係る電磁的記録の内容)

問42 当社は、書類に代えて、インターネットを利用して電子メールで請求書に係る電磁的記録を提供しています。適格請求書に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供できるそうですが、この電磁的記録には、どのような内容を記録する必要がありますか。

(一定期間の取引をまとめた請求書の交付)

問43 当社は、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付するとともに、請求書については1か月分をまとめて、請求書を交付しています。現在(軽減税率制度の実施前)、以下のように、請求書において、1か月分の取引に係る納品書番号を記載した上で、税込金額の合計額を記載しています。平成35年10月からは、請求書を適格請求書として交付しようと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問44 当社は、これまで(軽減税率制度の実施前)、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。当社は、平成35年10月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込金額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。【平成30年11月追加】

(一括値引がある場合の適格簡易請求書の記載)

問45 当社は、小売業(スーパーマーケット)を営む事業者です。当社では、食食品と食食品以外のものを同時に販売した際に、合計金額(税込み)から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。平成35年10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成30年11月追加】

(書面と電磁的記録による適格請求書の交付)

問46 当社は、EDI取引を行っており、受発注や納品などの日々の取引については、取引先と電磁的記録を交換することにより行っています。ただし、請求書については、月

まとめで、書面により取引先に交付しています。請求書を適格請求書とするために、請求書には、以下のように登録番号等の記載を行い、日々の取引の明細については、電磁的記録である請求明細（税率ごとに分けて作成します。）を参照しようと考えています。このような場合であっても、適格請求書を交付したことになりますか。

（軽減税率の適用対象となる商品がない場合）

問47 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで（軽減税率制度の実施前）、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、次のような請求書を取引先に交付しています。当社が交付する請求書を適格請求書とするためには、記載内容にどのような変更が必要でしょうか。【平成30年11月追加】

（任意組合が交付する適格請求書の記載事項）

問48 民法上の任意組合（組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、その旨の届出書を所轄税務署長に提出しています。）の事業として行った取引について、適格請求書を交付する場合、適格請求書には、組合員全ての「氏名又は名称及び登録番号」を記載する必要がありますか。

（平成35年9月30日以前の請求書への登録番号の記載）

問49 当社は、平成33年10月に登録申請書を提出し、適格請求書等保存方式が実施される前（平成35年9月30日以前）に登録番号が通知されました。平成35年9月30日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載しても問題ないですか。

## 5 適格請求書の写しの保存

（適格請求書の写しの保存期間等）

問50 交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。

（適格請求書の写しの電磁的記録による保存）

問51 当社は、自己の業務システムで作成した適格請求書を出し、書面で交付しています。適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりませんが、書面で交付した適格請求書の写しとして、当該システムで作成したデータを保存することも認められますか。

（適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

問52 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。提供した電磁的記録については、保存しなければならないとのことですが、どのような方法で保存すればよいですか。

## IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

### 1 総論

（仕入税額控除の要件）

問53 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。

## 2 請求書等の保存

（提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存）

問54 当社は、取引先から請求書を電子データにより提供を受けました。これを出力して保存することで、仕入税額控除の要件を満たしますか。なお、提供を受けた請求書データは、適格請求書の記載事項を満たしています。

（仕入明細書の相手方への確認）

問55 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。

（仕入明細書等の記載事項）

問56 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。これまで（軽減税率制度の実施前）、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。平成35年10月1日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。

（書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書）

問57 当社は、EDI取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っています。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月まとめで支払通知書を書面で交付しています（いわゆる請求レス取引）。支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行います。日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細（税率ごとに分けて作成されています。）を参照しようと考えています。このような場合、相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。

（仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額）

問58 適格請求書等保存方式の下では、記載事項を満たす仕入明細書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とのことですが、税抜き仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすこととなりますか。【平成30年11月追加】

（仕入明細書において対価の返還等について記載した場合）

問59 当社は、食品及び日用雑貨の販売を行う事業者です。当社の商品販売売上げに関しては、請求書の交付をすることなく、相手方から交付される次の支払通知書に基づき支払いを受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、こうした場合であっても、適格請求書等保存方式においては、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。なお、相手方は、仕入税額控除の適用を受けるために、支払通知書を保存しています。【平成30年11月追加】

(適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合)

問60 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。仕入明細書には、当社が行った商品の配送について、配送料として記載し、仕入金額から控除しており、これは、当社の売上げとして計上しています。この場合、仕入明細書とは別にその配送料に係る適格請求書を相手方に交付しなければならないのでしょうか。【平成30年11月追加】

(任意組合の構成員が保存しなければならない請求書等)

問61 当社は、取引先数社と任意組合を組成し、イベントを行っています。現行、仕入先から交付される請求書等は、幹事会社が保管し、当社を含めた構成員は、幹事会社から精算書の交付を受けています。適格請求書等保存方式においては、構成員である当社も仕入先から適格請求書の交付を受け、保存する必要がありますか。

(立替金)

問62 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。

(口座振替・口座振込による家賃の支払)

問63 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

(提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法)

問64 当社は、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けています。仕入税額控除の要件を満たすためには、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。

### 3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合)

問65 適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。

(公共交通機関による旅客の運送)

問66 取引先への移動に際し、券売機で乗車券を購入し、公共交通機関である鉄道を利用した場合に、仕入税額控除の要件として請求書等の保存は必要ですか。

(古物商等の古物の買取り等)

問67 当社は、中古車販売業(古物商)を営んでおり、事業者及び消費者から中古車の仕入れを行っています。適格請求書等保存方式の下では、消費者からの仕入れは、仕入税額控除を行うことはできないのですか。

(出張旅費、宿泊費、日当等)

問68 社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。

(通勤手当)

問69 社員に支給する通勤手当については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。

### 4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

問70 平成35年10月1日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりますが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

問71 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるようですが、この場合の帳簿への記載事項について教えてください。

### 5 経過措置

(免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

問72 適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるようですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。

### V 適格請求書等保存方式の下での税額計算

(適格請求書等保存方式の下での税額計算の概要)

問73 適格請求書等保存方式における税額計算の方法について教えてください。

(売上税額の計算方法)

問74 適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法について教えてください。

(仕入税額の計算方法)

問75 適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法について教えてください。

(適格請求書などの請求書に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算)

問76 仕入税額の計算について、適格請求書に記載のある消費税額等に基づいて積上げ計算する場合、消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればよいですか。

## I 適格請求書等保存方式の概要

(適格請求書等保存方式の概要)

問1 平成35年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。

【答】

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます(新消法30、57の2、57の4)。

### 1 適格請求書発行事業者の登録制度

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

適格請求書を交付しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、税務署長は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に記載し、登録を行います(新消法57の2①②④)。

また、相手方から交付を受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認できるよう、適格請求書発行事業者登録簿に記載された事項については、インターネットを通じて公表されます(新消令70の5)。

(注) 適格請求書とは、次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)をいいます(新消法57の4①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

### 2 適格請求書の交付義務等

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書の交付義務が課されています(新消法57の4①)。ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な次の取引については、適格請求書の交付義務が免除されます(新消法57の4①、新消令70の9②、新消規26の6)。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売  
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます(新消法57の4②、新消令70の11)。

### 3 仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(新消法30⑦⑧⑨)。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます。

イ 適格簡易請求書

ロ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録

ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類

(相手方の確認を受けたものに限ります。)(書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。)

二 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類(書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。)

・卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の販売

・農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限ります。）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4）。

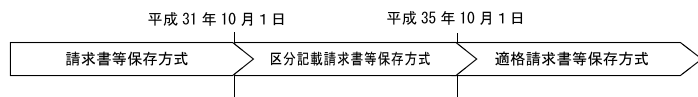
- ① 適格請求書の交付義務が免除される上記2①の3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当する場合には限りません。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当する場合には限りません。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当する場合には限りません。）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当する場合には限りません。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される上記2④の3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される上記2⑤の郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（参考）

現行の請求書等保存方式においては、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされています。

また、平成31年10月1日の軽減税率制度の実施から平成35年9月30日まで、区分記載請求書等保存方式となり、帳簿及び区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます（28年改正法附則34②）。

《仕入税額控除の方式》



## II 適格請求書発行事業者の登録制度

### 1 登録手続

（登録の手続）

問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます（新消法57の2①）。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（新消法57の2②、インボイス通達2-1）。

なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である平成33年10月1日から提出することができます（28年改正法附則1八、44①）。

また、その登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています（新消法57の2③④⑤⑦）。

おって、登録申請書は、e-Taxを利用して提出することもでき、この場合、登録の通知はe-Taxを通じて行われます（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年7月財務省令第71号）8①、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第8条第1項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件（平成30年国税庁長官告示第8号））。

（参考）適格請求書発行事業者登録簿の記載事項は次のとおりです（新消令70の5①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ④ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

(登録の効力)

**問3 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。**

**【答】**

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています（新消法57の2③④⑤⑦）。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日（登録日）に発生します。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書の交付義務があります（インボイス通達2-4）。

なお、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱いについては、問22をご参照ください。

(参考) 平成35年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録日は平成35年10月1日となります。

(登録に係る経過措置)

**問4 登録申請書の提出は、平成33年10月1日から行うことができますが、適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日に登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。**

**【答】**

適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日に登録を受けようとする事業者は、平成35年3月31日まで（注）に登録申請書を納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（28年改正法附則44①）。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が平成35年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます（28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。

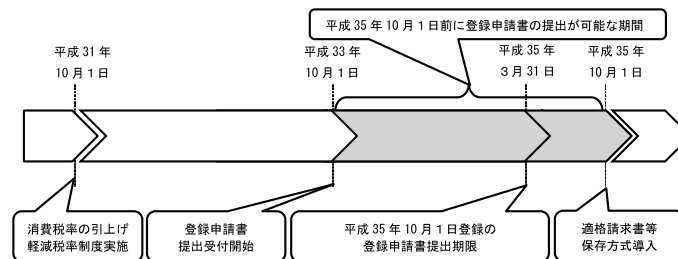
(注) 平成35年3月31日まで<sup>(※)</sup>に登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、平成35年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、平成35年10月1日に登録を受けたこととみなされます（改正令附則15）。

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません（イン

ボイス通達5-2）。

※ 特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合（新消法9の2①）は平成35年6月30日まで

《登録申請のスケジュール》



(免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

**問5 免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録に当たり、課税選択届出書の提出は不要とのことですが、この場合、いつから課税事業者となりますか。**

**【答】**

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります（インボイス通達2-1）。

ただし、免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

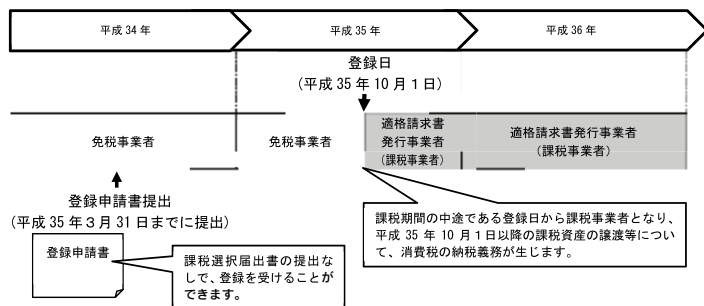
(注) この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、

原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません（新消法57の2②、新消令70の2）。



《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が平成35年10月1日に登録を受けるため、平成35年3月31日までに登録申請書を提出し、平成35年10月1日に登録を受けた場合



(登録の任意性)

**問6 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。**

【答】

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です(新消法57の2①、57の4①)。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(新設法人等の登録時期の特例)

**問7 新設法人が事業開始(設立)と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けることはできますか。**

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます(新消法57の2①)。

免税事業者である新設法人の場合、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに、課税選択届出書を提出すれば、その事業を開始した日の属する課税期間の初日から課税事業者とすることができます(新消法9④、消令20一)。

また、新設法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます(以下「新設法人等の登録時期の特例」といいます。)(新消令70の4、新消規26の4、インボイス通達2-2)。

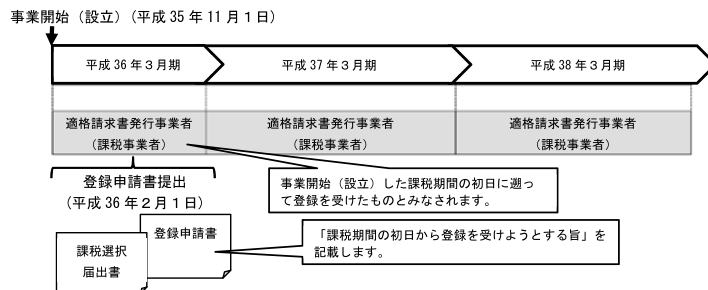
したがって、免税事業者である新設法人が事業開始(設立)時から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、課税選択届出書と登録申請書を併せて提出する必要があります。

なお、課税事業者である新設法人の場合については、事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新設法人等の登録時期の特例の適用を受けることができます。

(参考) 新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。

《新設法人等の登録時期の特例》

(例) 平成35年11月1日に法人(3月決算)を設立し、平成36年2月1日に登録申請書と課税選択届出書を併せて提出した免税事業者である新設法人の場合



(登録の拒否)

問8 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合がありますか。

【答】

登録を受けようとする事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でなければ、原則として、登録を拒否されることはありません(新消法57の2⑤)。

(登録の取りやめ)

問9 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいのですが、どのような手続が必要ですか。

【答】

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「登録取消届出書」といいます。)を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます(新消法57の2⑩一)。

なお、この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(新消法57の2⑩一)。

ただし、登録取消届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなりますので、ご注意ください。

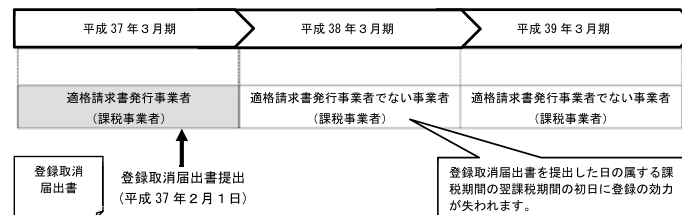
(参考) 登録の効力が失われる場合

登録取消届出書の提出を行った場合のほか、次の場合に登録の効力が失われることとなります。これらの場合、登録取消届出書の提出は不要ですが、一定の届出書の提出が必要となります(新消法57の2⑩二、三)。

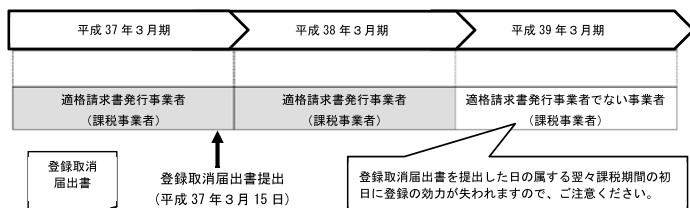
- ① 適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合(「適格請求書発行事業者の事業廃止届出書」を提出した場合に限ります。)、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます(インボイス通達2-8)。
- ② 適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅した場合(「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合に限ります。)、法人が合併により消滅した日に登録の効力が失われます(インボイス通達2-7)。

《適格請求書発行事業者の登録の取消届出》

(例1) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が平成37年2月1日に登録取消届出書を提出した場合



(例2) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が平成37年3月15日に登録取消届出書を提出した場合(届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合)



(登録の取消し)

**問10 適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合はありますか。**

**【答】**

税務署長は、次の場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます(新消法57の2⑥)。

- ① 1年以上所在不明であること
- ② 事業を廃止したと認められること
- ③ 合併により消滅したと認められること
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

**問11 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。**

**【答】**

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者となりません(新消法9①、インボイス通達2-5)。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。

(登録番号の構成)

**問12 登録番号は、どのような構成ですか。**

**【答】**

登録番号の構成は、次のとおりです(インボイス通達2-3)。

- ① 法人番号を有する課税事業者  
[T](ローマ字)+法人番号(数字13桁)
- ② ①以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等)  
[T](ローマ字)+数字13桁(注)

(注) 13桁の数字には、マイナンバー(個人番号)は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

(参考) 登録番号の記載例

- ・ T1234567890123
- ・ T-1234567890123

※ 請求書等への表記に当たり、半角・全角は問いません。

## 2 公表等

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項等の公表方法)

**問13 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は、どのような方法で公表されますか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項については、インターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて公表されます(新消法57の2④⑩、新消令70の5②)。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が国税庁のホームページにおいて公表されます。具体的な公表事項については、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 登録取消年月日、登録失効年月日
- ④ 法人(人格のない社団等を除きます。)については、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 特定国外事業者(国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者)以外の国外事業者

については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

さらに、上記の事項以外に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」において主たる屋号や主たる事務所の所在地について、公表の申出のあった個人事業者等にあつては、これらの事項も公表されます。

（参考）公表事項の閲覧を通じて、交付を受けた請求書等の作成者が適格請求書発行事業者に該当するかを確認することができます。

（インターネットを利用した公表事項の閲覧）

**問14 適格請求書発行事業者についての公表事項の閲覧方法を教えてください。**

**【答】**

適格請求書発行事業者についての公表事項は、インターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて、登録番号を基に検索し、閲覧することが可能とされる予定です。

なお、相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果、公表事項を閲覧できない場合、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方にその理由を確認していただくこととなります。

また、閲覧方法の詳細については、今後、随時お知らせいたします。

### Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

#### 1 総論

（適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務）

**問15 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるのですか。  
また、交付義務が課されない場合はあるのですか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等（注1、2）を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています（新消法57の4①）。

なお、適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4⑤）。

ただし、次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（新消令70の9②）（適格請求書の交付義務が免除される取引の詳細については問23から問29までをご参照ください。）。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売  
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（注）1 課税資産の譲渡等に係る適用税率は問いませので、標準税率の取引のみを行っている場合でも、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときは、適格請求書の交付義務があることに留意ください。

2 免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されません。

(適格簡易請求書の交付ができる事業)

**問16 適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付できるのは、どのような場合ですか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます(新消法57の4②、新消令70の11)。

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限りです。)
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

なお、適格簡易請求書についても、その交付に代えて、その記載事項に係る電磁的記録を提供することができます(新消法57の4⑤)。

(適格請求書の様式)

**問17 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。**

**【答】**

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。

適格請求書として必要な次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します(新消法57の4①、インボイス通達3-1)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(手書きの領収書)

**問18 当店は、現在、顧客に手書きの領収書を交付しています。適格請求書等保存方式の導入後においても、その手書きの領収書を適格請求書として交付することはできますか。**

**【答】**

手書きの領収書であっても、適格請求書として必要な次の事項が記載されていれば、適格請求書に該当します(新消法57の4①、インボイス通達3-1)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

なお、適格簡易請求書を交付する場合の記載事項については、問38をご参照ください。

(適格返還請求書の交付義務)

**問19 返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格請求書発行事業者は、何か対応が必要ですか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されています(新消法57の4③)。

ただし、適格請求書の交付義務が免除される場合と同様、次の場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます(新消令70の9③)。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限りです。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売

(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)

- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたもの)に限ります。)

なお、適格返還請求書の記載事項については、問39及び問40をご参照ください。

(適格請求書に係る電磁的記録による提供)

**問20 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます(新消法57の4①⑤)。

したがって、貴社は、請求書データに適格請求書の記載事項を記録して提供することにより、適格請求書の交付に代えることができます。

ただし、適格請求書発行事業者が提供した電子データを電磁的に保存しようとする場合には一定の要件を満たした状態で保存する必要がありますが、その具体的な内容については、問52をご参照ください。

(参考) 電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次の方法があります(インボイス通達3-2)。

- ① EDI取引<sup>(注)</sup>における電子データの提供
- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

(注) EDI(Electronic Data Interchange)取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

(適格請求書の記載事項に誤りがあった場合)

**問21 交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者が、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した場合

(電磁的記録により提供を行った場合も含みます。)においては、これらの書類の記載事項に誤りがあったときには、これらの書類を交付した相手方(課税事業者に限ります。)に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません(新消法57の4④⑤)。

(注) 記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者は、仕入税額控除を行うために、売手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書の交付を求め、その交付を受ける必要があります(自ら追記や修正を行うことはできません。)

(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)

**問22 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面で通知されるそうですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書(区分記載請求書の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。)を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませんか。**

**【答】**

ご質問の場合、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取引について、相手方に交付した請求書は、登録番号、税率ごとに区分した消費税額等の記載がなく適格請求書の記載事項を満たしていません。

この場合、通知を受けた後、登録番号や税率ごとに区分した消費税額等を記載し、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等<sup>(注)</sup>で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます(インボイス通達2-4)。

(注) 既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認識できるものに限ります。

## 2 交付義務の免除

(適格請求書の交付義務が免除される取引)

**問23 適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなものがありますか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。

ただし、次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（新消令70の9②）。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送（以下「公共交通機関特例」といいます。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（以下「自動販売機特例」といいます。）
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(公共交通機関特例の対象)

**問24 公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。**

**【答】**

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で、次のものをいいます（新消令70の9②一）。

- ① 船舶による旅客の運送  
一般旅客定期航路事業（海上運送法2⑤）、人の運送をする貨物定期航路事業（同法19の6の2）、人の運送をする不定期航路事業（同法20②）（乗合旅客の運送をするものに限ります。）として行う旅客の運送（対外航路のもの

を除きます。）

- ② バスによる旅客の運送  
一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法3一イ）として行う旅客の運送（注）路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象となります。
- ③ 鉄道・軌道による旅客の運送  
・鉄道：第一種鉄道事業（鉄道事業法2②）、第二種鉄道事業（同法2③）として行う旅客の運送  
・軌道（モノレール等）：軌道法3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送

(公共交通機関特例の3万円未満の判定単位)

**問25 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。**

**【答】**

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（新消令70の9②一）。

この3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します（インボイス通達3-9）。したがって、1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

**【具体例】**

東京－大阪間の新幹線の大人運賃が13,000円であり、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000円で判定することとなります。

(特急料金・入場料金)

**問26 特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料金は、公共交通機関特例の対象になりますか。**

**【答】**

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（新消令70の9②一）。

ご質問の特急料金、急行料金及び寝台料金は、旅客の運送に直接的に付帯する対価として、公共交通機関特例の対象となります。

他方、入場料金や手回品料金は、旅客の運送に直接的に付帯する対価ではありませんので、公共交通機関特例の対象となりません（インボイス通達3-

10)。

(卸売市場を通じた委託販売)

**問27 卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売は、出荷者の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。**

**【答】**

卸売市場法に規定する卸売市場において、同法に規定する卸売の業務として出荷者から委託を受けた事業者が行う同法に規定する生鮮食料品等の販売は、適格請求書を交付することが困難な取引として、出荷者から生鮮食料品等を購入した事業者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②ニイ）。

なお、この場合において、生鮮食料品等を購入した事業者は、卸売の業務を行う事業者など媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。仕入税額控除の要件については、問53をご参照ください。

**【参考】**

○ 卸売市場法第2条（定義）

この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3・4（省略）

○ 卸売市場法第4条第2項第4号（卸売市場整備基本方針）

卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）

又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

(農協等を通じた委託販売)

**問28 農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売は、組合員等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。**

**【答】**

農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人、水産業協同組合法に規定する水産業協同組合、森林組合法に規定する森林組合及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会（以下これらを併せて「農協等」といいます。）の組合員その他の構成員が、農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した、農林水産物の販売（その農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行うものに限ります。）は、適格請求書を交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②二口）。

なお、無条件委託方式及び共同計算方式とは、それぞれ、次のものをいいます（新消令70の9②二口、新消規26の5②）。

① 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

② 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

また、この場合において、農林水産物を購入した事業者は、農協等が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。仕入税額控除の要件については、問53をご参照ください。

**【参考】**

○ 農業協同組合法第4条（法人性）

農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

○ 水産業協同組合法第2条（組合の種類）

水産業協同組合（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「組合」という。）は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会とする。



- 森林組合法第4条（事業の目的）  
森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下この章、第五章及び第6章と総称する。）は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
- 中小企業等協同組合法第3条（種類）  
中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。
  - 一 事業協同組合
  - 一 の二事業協同小組合
  - 二 信用協同組合
  - 三 協同組合連合会
  - 四 企業組合

（自動販売機及び自動サービス機の範囲）

**問29 3万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。**

**【答】**

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であつて、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます（インボイス通達3-11）。

したがつて、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

なお、小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように、機械装置により単に精算が行われているだけのものや、自動券売機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれません。

### 3 適格請求書の交付方法

（媒介者交付特例）

**問30 当社（委託者）は、取引先（受託者）に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。**  
これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか。  
なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。

**【答】**

適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者ですから、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければなりません。

このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められます（代理交付）。

また、次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わつて、購入者に交付し、又は提供することができます（以下「媒介者交付特例」といいます。）（新消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス通達3-7）。）

なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者の対応及び委託者の対応は、次のとおりです。

**【受託者の対応（新消令70の12①③）】**

- ① 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。
- ② 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。

（注）委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者

の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります（インボイス通達3-8）。

なお、精算書等の書類等には、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

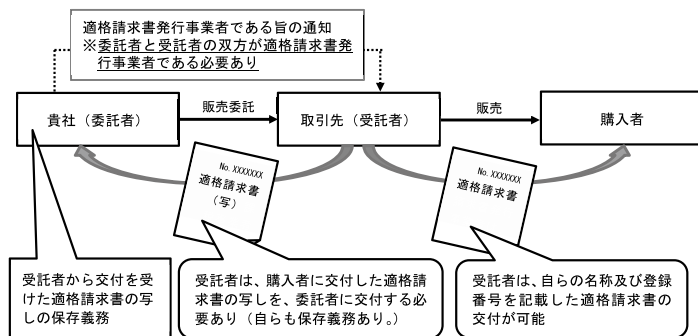
【委託者の対応（新消令70の12④）】

- ① 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ② 委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。

したがって、ご質問の場合は、取引先も適格請求書発行事業者ですから、貴社が取引先に自らが適格請求書発行事業者であることを通知することにより、取引先が自らの名称及び登録番号を記載した納品書を作成し、貴社の適格請求書として購入者に交付することができます。

なお、貴社は取引先から交付を受けた適格請求書の写しを保存する必要があります。

【媒介者交付特例の取引図】



【受託者が委託者に適格請求書の写しとして交付する書類（精算書）の記載例】

□□物産株式会社		
委託販売精算書		
XX年11月分（11/1～11/30）		
日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
⋮	⋮	⋮
合計		54,400円
10%対象	22,000円（消費税 2,000円）	
8%対象	32,400円（消費税 2,400円）	
※印は軽減税率対象品目		
△△商事㈱		

請求書No.により購入者に交付した適格請求書との関連性を明確にしています。

委託者の売上げのみを記載しています。

委託者が売上税額の計算に必要な税率ごとの消費税額等の記載をしています。

（注） 媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものを一の適格請求書に記載しても差し支えありません。

（複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用）

問31 当社（受託者）は、複数の取引先（委託者）から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成30年11月追加】

【答】

次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己（受託者）の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます（以下「媒介者交付特例」といいます。）（新消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス通達3-7）。）

この媒介者交付特例の適用により、ご質問のように複数の委託者に係る商品を一の売上先に販売した場合であっても、1枚の適格請求書により交付を行うことが可能です。

この場合、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は、委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となります。

ただし、受託者が交付する適格請求書単位で、複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うことも差し支えありません。

【媒介者交付特例により各委託者の取引について1枚の適格請求書を交付する場合の記載例】

□□株式会社		
請求書		
XX年11月分		
日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
11/9	食器	6,600円
⋮	⋮	⋮
合計		55,000円
10%対象	32,000円(消費税 2,909円)	
8%対象	23,000円(消費税 1,704円)	
※印は軽減税率対象品目		
		△△商事株式会社
		登録番号 T1234567890123

各委託者の課税資産の譲渡等の内容について一括して記載することも認められます。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載して交付できます。  
※各委託者の氏名又は名称及び登録番号の記載は不要です。

消費税額等の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められます。

(参考) 複数の委託者の取引を一括して代理交付する場合

受託者(代理人)が複数の委託者(被代理人)の取引について代理して適格請求書を交付する場合は、各委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

また、複数の委託者の取引を一括して請求書に記載して交付する場合、委託者ごとに課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を記載し、消費税額等も委託者ごとに計算し、端数処理を行わなければなりません。

【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合の記載例】

□□株式会社			
請求書			
XX年11月分			
取引先名	日付	品名	金額
××株式会社 登録番号...	11/1	紅茶 ※	5,400円
	11/2	クッキー ※	3,240円
	11/9	食器	6,600円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	11,000円(消費税 1,000円)	
株式会社○○ 登録番号...	11/12	割り箸	1,100円
	11/14	ごみ袋	550円
	11/20	牛肉 ※	6,480円
	⋮	⋮	⋮
	8%対象	17,000円(消費税 1,259円)	
合計(税込)			55,000円
※印は軽減税率対象品目			
			△△商事株式会社

各委託者(被代理人)の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

各委託者(被代理人)の課税資産の譲渡等の内容について区分して記載する必要があります。

消費税額等の端数処理は、各委託者(被代理人)の取引を区分して、税率ごとに行います。

(任意組合等に係る事業の適格請求書の交付)

問32 当社は、取引先数社と任意組合であるJVを組成し、建設工事を行っています。このような任意組合により事業を行う場合、取引の相手方に対し、どのように適格請求書を交付すればよいですか。

【答】

民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの(以下「任意組合等」といいます。)が事業として行う課税資産の譲渡等については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、民法第670条第3項に規定する業務執行者などの業務執行組合員等が、その旨を記載した届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます(新消法57の6①、新消令70の14①②)。

この場合、任意組合等のいずれかの組合員が適格請求書を交付することができます。その写しの保存は、適格請求書を交付した組合員が行うこととなります。

なお、次の場合に該当することとなったときは、該当することとなった日以後の取引について、適格請求書を交付することができなくなります。

- ① 適格請求書発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合
- ② 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合これらの場合に該当することとなったときは、業務執行組合員等がその旨を記載した届出書を速やかに納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません（新消法57の6②）。

（参考）任意組合等の事業に係る適格請求書の記載事項については問48をご参照ください。

（適格請求書発行事業者とそれ以外の事業者の共有資産の譲渡等）

**問33** 当社は、適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者でない事業者と共有している建物を売却することになりましたが、適格請求書はどのように交付すればよいですか。

**【答】**

適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者以外の者と資産を共有している場合、その資産の譲渡や貸付けについては、所有者ごとに取引を合理的に区分し、相手方の求めがある場合には、適格請求書発行事業者の所有割合に応じた部分について、適格請求書を交付しなければなりません（インボイス通達3-5）。

したがって、貴社は、建物の売却代金のうち、貴社の所有割合（例えば持分など）に対応する部分を基礎として、適格請求書を交付することとなります。

#### 4 適格請求書の記載事項

（適格請求書に記載が必要な事項）

**問34** 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで（軽減税率制度の実施前）、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付していました。

今後（軽減税率制度の実施後）、平成35年10月からの適格請求書等保存方式の導入を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

請求書		
株式会社 〇〇御中		XX年11月30日
11月分 129,600円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キャベツ	2,160円
⋮	⋮	⋮
合 計		129,600円
△△商事株式会社		

**【答】**

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、①、③、④及び⑤の下線部分が追加されました。）（新消法57の4①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、適格請求書として必要な事項（上

記①、③、④及び⑤の下線部分)を記載することが必要です。

(注) 上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、平成31年10月1日から実施される軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

【適格請求書の記載例】

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日 11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
※ 軽減税率対象品目		
		△△商事株式会社
		登録番号 T1234567890123

記載事項③ (10%対象、8%対象)

記載事項④ (品名)

記載事項⑤ (消費税)

記載事項① (登録番号)

(参考)

平成31年10月1日から平成35年9月30日(適格請求書等保存方式の導入前)までの間において、適格請求書として必要な事項が記載されている請求書等については、区分記載請求書等として必要な事項が記載されていることとなります(消法30⑨、28年改正法附則34②)。

(注) 1 区分記載請求書等の記載事項

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

2 区分記載請求書等の記載事項のうち、④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」については、適格請求書等の記載事項である「課税資産の譲渡等の税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の請求書等の記載事項の比較(消法30⑨、28年改正法附則34②、新消法57の4①)

請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月1日から 平成35年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
④ 課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで(軽減税率制度の実施前)の請求書等の記載事項に下線(実線)部分が追加されます。

2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線(点線)部分が追加・変更されます。

(屋号による記載)

問35 現在、当社は、請求書を交付する際に記載する名称について、屋号を使用しています。適格請求書に記載する名称も屋号で認められますか。

【答】

現行、請求書等に記載する名称については、例えば、請求書に電話番号を記載するなどし、請求書を交付する事業者が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

適格請求書に記載する名称についても同様に、例えば、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者が特定できれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

(記号、番号による適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号の記載)

**問36** 現在、当社は、名称に代えて、取引先と共有する取引先コード（取引先コード表により当社の名称等の情報を共有しています。）を請求書に記載しています。

取引先コードの内容に登録番号を追加することにより、適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。

**【答】**

適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載が必要となります（新消法57の4①一）。

登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを適格請求書発行事業者と相手先の間で共有しており、買手においても取引先コードから登録番号が確認できる場合には、取引先コードの表示により「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載があると認められます。したがって、貴社の請求書は、適格請求書の記載事項を満たすことになります（インボイス通達3-3）。

なお、売手が適格請求書発行事業者でなくなった場合は、速やかに取引先コード表を修正する必要があるほか、事後的な確認を行うために、売手が適格請求書発行事業者である期間が確認できる措置を講じておく必要があります。

(適格請求書に記載する消費税額等の端数処理)

**問37** 適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるようですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよいですか。

**【答】**

適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います（新消令70の10、インボイス通達3-12）。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

【一定期間の取引をまとめた請求書を適格請求書として交付する場合の記載例】

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円{(消費税 5,454円)}	
8%対象	40,000円{(消費税 2,962円)}	

※印は軽減税率対象商品  
△△商事株式会社  
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。  
10%対象：  
60,000円×10/110≒5,454円  
8%対象：  
40,000円×8/108≒2,962円  
(注) 商品ごとの端数処理は認められません。

(適格簡易請求書の記載事項)

**問38** 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで（軽減税率制度の実施前）、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次のレシートを取引先に交付しています。

小売業などは、適格請求書の交付に代えて、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができるようですが、その記載事項について教えてください。

スーパー〇〇		
東京都…		
XX年11月1日		
領収書		
コーラ	1点	¥108
ギョウニク	1点	¥972
ハミガキコ	1点	¥324
合計		¥1,404
お預り		¥1,500
お釣		¥96

**【答】**

適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業（適格簡易請求書を交付することができる事業については問16をご参照ください。）を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます（新消法57の4②、新消令70の11）。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項よりも簡易なものとされており、適格請求書の記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

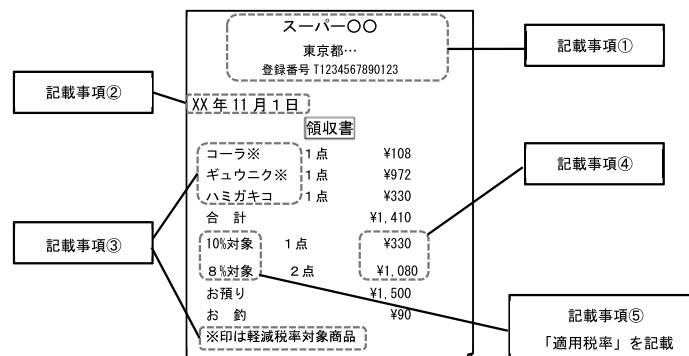
なお、具体的な記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
  - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
  - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
  - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
  - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率（※）
- ※「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

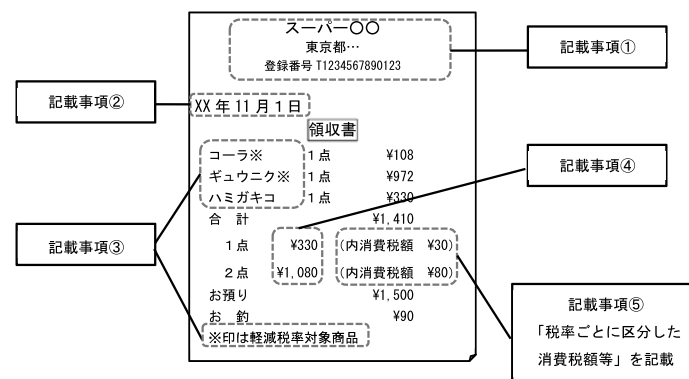
（注）上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成したレシートは、平成31年10月1日から平成35年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間における区分記載請求書等に該当します。

（参考）現行の仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項についても、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業に係るものである場合には、請求書等の交付を受ける相手方の氏名又は名称の記載は不要とされています（消法30⑨一）。

**【適格簡易請求書の記載例（適用税率のみを記載する場合）】**



**【適格簡易請求書の記載例（税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合）】**



○ 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項の比較（新消法57の4①②）

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

（参考）

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式における小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合の請求書等の記載事項の比較（消法30⑨、28年改正法附則34②、新消法57の4②）

請求書等保存方式 （現行制度）	区分記載請求書等保存方式 （平成31年10月1日から 平成35年9月30日までの間）	適格請求書等保存方式 （平成35年10月1日から） （適格簡易請求書）
① 書類の作成者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

（注）1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されます。  
2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線（点線）部分が追加・変更されます。

（適格返還請求書の記載事項）

問39 適格返還請求書の記載事項について教えてください。

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています（新消法57の4③）。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

【適格返還請求書の記載例】

XX年12月15日		
販売奨励金支払明細書		
株式会社〇〇御中		
11月分 21,800円(税込)		
取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円(消費税 1,000円)	
8%対象	10,800円(消費税 800円)	
※印は軽減税率対象商品		
△△商事株式会社 登録番号 I1234567890123		

記載事項②: 取引日付  
記載事項③: 品名  
記載事項④: 奨励金金額  
記載事項⑤: 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載 ※両方記載することも可能です。  
記載事項①: 販売者情報



(適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合)

**問40** 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。

**【答】**

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します。したがって、貴社は、取引先に対し、課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行っていることから、取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。

この場合において、現在、貴社が交付する請求書に、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の書類で交付することも可能です。

具体的には、当月販売した商品について、適格請求書として必要な事項を記載するとともに、前月分の販売奨励金について、適格返還請求書として必要な事項を記載すれば、1枚の請求書を交付することで差し支えありません。

また、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載することで、適格請求書に記載すべき「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を満たすこともできます(インボイス通達3-16)。

(注) この場合、課税資産の譲渡等の金額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額に基づく消費税額等の計算については、税率ごとに1回の端数処理となります。

【課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額をそれぞれ記載する場合】

請求書		
株〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円(税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
:	:	:
合計		109,200円(消費税9,200円)
10%対象		66,000円(消費税6,000円)
8%対象		43,200円(消費税3,200円)
販売奨励金		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
:	:	:
合計		10,900円(消費税900円)
10%対象		5,500円(消費税500円)
8%対象		5,400円(消費税400円)
請求金額		98,300円

※は軽減税率対象商品  
△△商事株  
登録番号 T1234567890123

適格請求書として  
必要な記載事項

適格返還請求書として  
必要な記載事項

【対価の返還等を控除した後の金額を記載する場合の記載例】

請求書		
株〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円(税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
:	:	:
合計		109,200円(消費税9,200円)
販売奨励金		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
:	:	:
合計		10,900円(消費税900円)
請求金額		98,300円(消費税8,300円)
10%対象		60,500円(消費税5,500円)
8%対象		37,800円(消費税2,800円)

※は軽減税率対象商品  
△△商事株  
登録番号 T1234567890123

継続的に、  
①課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及び  
②その金額に基づき計算した消費税額等を  
税率ごとに記載すれば記載事項を満たします。

(販売奨励金等の請求書)

問41 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先（当社の売上先）に販売奨励金を支払うこととしています。販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対価の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。【平成30年11月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します（基通14-1-2）ので、貴社は、取引先に対し、適格返還請求書を交付する義務があります（新消法57の4③）。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

ご質問の場合、取引先が作成する書類である奨励金請求書に販売奨励金に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方との間で、貴社の売上げに係る対価の返還等の内容について記載された書類が共有されていますので、貴社は、改めて、適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

【適格返還請求書として必要な事項が記載された販売奨励金に係る請求書の記載例】

XX年12月15日		
奨励金請求書		
株〇〇御中		
登録番号 T1234567890123		
11月分 21,800円(税込)		
取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
...	...	...
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円(消費税 1,000円)	
8%対象	10,800円(消費税 800円)	
※印は軽減税率対象商品		
△△商事㈱		

記載事項①: 奨励金請求書  
記載事項②: 取引先名(株〇〇御中)と登録番号  
記載事項③: 10%対象と8%対象の区分  
記載事項④: 11月分 21,800円(税込)  
記載事項⑤: 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載 ※両方記載することも可能です。

(適格請求書に係る電磁的記録の内容)

問42 当社は、書類に代えて、インターネットを利用して電子メールで請求書に係る電磁的記録を提供しています。適格請求書に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供できるのですが、この電磁的記録には、どのような内容を記録する必要がありますか。

【答】

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは適格請求書を交付しなければなりません。適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4①⑤）。

なお、提供する電磁的記録は、次のとおり適格請求書の記載事項と同じ内容の記録である必要があります。

- ① 電磁的記録を提供する適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

- ⑥ 電磁的記録の提供を受ける事業者の氏名又は名称  
また、電磁的記録による提供方法については、問20をご参照ください。

(一定期間の取引をまとめた請求書の交付)

問43 当社は、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付するとともに、請求については1か月分をまとめて、請求書を交付しています。現在（軽減税率制度の実施前）、以下のように、請求書において、1か月分の取引に係る納品書番号を記載した上で、税込金額の合計額を記載しています。平成35年10月からは、請求書を適格請求書として交付しようと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

請求書		納品書	
株〇〇御中 XX年11月1日		納品No.0013 納品書	
10月分(10/1~10/31)		株〇〇御中 △△商事様	
108,000円(税込)		納品No.0012 納品書	
		株〇〇御中 △△商事様	
納品書番号	金額	納品No.0011 納品書	
No.0011	11,880円	株〇〇御中 △△商事様	
No.0012	7,560円	下記の商品を納品いたします。	
No.0013	9,720円	XX年10月1日	
⋮	⋮	品名	金額
合計	108,000円	牛肉	5,400円
		じゃがいも	2,160円
		割り箸	1,080円
		ビール	3,240円
		合計	11,880円
			△△商事様

【答】

適格請求書とは、次の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載するなど）で交付されていれば、その複数の書類の全体により適格請求書の記載事項を満たすことになります（インボイス通達3-1）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称  
したがって、ご質問の場合、次の対応が考えられます。

- 1 請求書に適格請求書として必要な事項を全て記載する場合  
適格請求書として必要な事項を全て記載することにより、請求書の交付のみをもって、適格請求書の交付義務を果たすことができます。この場合、納品書の様式を変更していただく必要はありません。

【適格請求書として必要な記載事項を全て請求書に記載する場合の記載例】

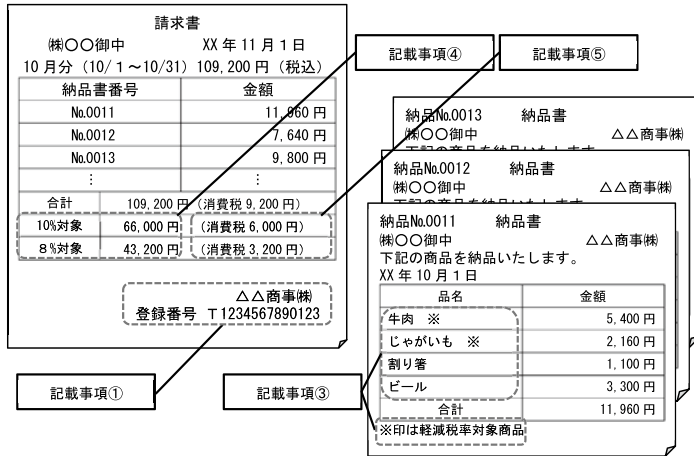
請求書		
株〇〇御中 XX年11月1日		
10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	牛肉 ※	5,400円
10/1	じゃがいも ※	2,160円
10/1	割り箸	1,100円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	
※印は軽減税率対象商品		
△△商事様		
登録番号 T1234567890123		

- 2 請求書のみでは適格請求書の記載事項が不足するため、納品書で不足する記載事項を補完する場合

請求書に、これまで（軽減税率制度の実施前）の記載事項に加え、登録番号、課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率を記載するとともに、日々の取引の内容（軽減税率の対象である旨を含みます。）については、納品書に記載することにより、2種類の書類で適格請求書の記載事項を満たすことができます。

したがって、この場合、請求書と納品書を交付することにより、適格請求書の交付義務を果たすことができます。

【請求書に不足する適格請求書の記載事項を納品書で補完する場合の記載例】



(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問44 当社は、これまで(軽減税率制度の実施前)、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。

当社は、平成35年10月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。【平成30年11月追加】

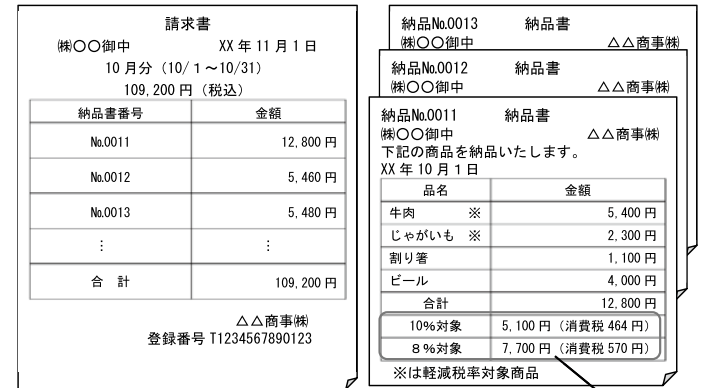
【答】

適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など)で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます(インボイス通達3-1)。

このため、ご質問のように納品書に商品名等の「課税資産の譲渡等に係る資

産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。



(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。

例) 合計 109,200円(消費税8%:3,200円/10%:6,000円)  
 合計 109,200円(消費税9,200円) 等

(一括値引がある場合の適格簡易請求書の記載)

問45 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、**飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。**  
平成35年10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。  
【平成30年11月追加】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、適格簡易請求書であるレシート等における「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

また、レシート等に記載する「消費税額等」については、値引後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」から計算することとなります。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考) 顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額を区分し、値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額を算出することとされています。

その資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるときは、その資産の譲渡等に係る値引

額又は値引き後の税抜価額又は税込価額の合計額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨3,300円（税込み）、牛肉2,160円（税込み）を販売した場合

【値引き後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」を記載する方法】

スーパー○○	
東京都・・・	
登録番号 T1234567890123	
XX年11月1日	
額収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
① (10%対象 ¥2,696	内消費税 ¥245)
(8%対象 ¥1,764	内消費税 ¥130)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象：1,000×3,300/5,460=604

8%対象：1,000×2,160/5,460=396

また、値引き後の税込価額は次のとおり計算しています。

10%対象：3,300-604=2,696

8%対象：2,160-396=1,764

「消費税額等」は値引き後の税込価額から計算します。

【値引き前の「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

**スーパー〇〇**

東京都・・・  
登録番号 T 1234567890123  
XX年11月1日

**領収書**

牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
	(10%対象消費税 ¥245) (8%対象消費税 ¥130)

※印は軽減税率対象商品

① 値引き前の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象：1,000×3,300/5,460=604  
8%対象：1,000×2,160/5,460=396

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとして取り扱われます。

(10%対象：3,300-604=2,696)  
(8%対象：2,160-396=1,764)

「消費税額等」は値引き後の税込価額から計算します。

(書面と電磁的記録による適格請求書の交付)

問46 当社は、EDI取引を行っており、受発注や納品などの日々の取引については、取引先と電磁的記録を交換することにより行っています。ただし、請求書については、月末まで、書面により取引先に交付しています。請求書を適格請求書とするために、請求書には、以下のように登録番号等の記載を行い、日々の取引の明細については、電磁的記録である請求明細(税率ごとに分けて作成します。)を参照しようと考えています。このような場合であっても、適格請求書を交付したことになりますか。(注) EDI (ElectronicDataInterchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

○ 請求書(書面で交付)      ○ 請求明細(電磁的記録で提供)

請求書

株〇〇御中      XX年11月1日

XX年10月分  
(10/1~10/31)

ご請求金額 109,200円(税込)

合計	109,200円(消費税9,200円)
10%対象	66,000円(消費税6,000円)
8%対象	43,200円(消費税3,200円)

△△商事株  
登録番号 T 1234567890123

株〇〇 請求明細  
(8%対象分)  
XX年10月分(10/1~10/31)

日付	品名	金額(税込)
10/1	牛肉	5,400円

株〇〇 請求明細  
(10%対象分)  
XX年10月分(10/1~10/31)

日付	品名	金額(税込)
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	割り箸	1,100円
⋮	⋮	⋮

【答】

適格請求書とは、次の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互(書類と電磁的記録)の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した

金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称

したがって、ご質問の場合、課税資産の譲渡等の内容（軽減税率の対象である旨を含みます。）を含む請求明細に係る電磁的記録を提供した上で、それ以外の記載事項のある月まとめの請求書を交付することで、これら全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります。

なお、請求明細に係る電磁的記録については、提供した適格請求書に係る電磁的記録と同様の措置等を行い、保存する必要があります。提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存方法については、問52をご参照ください。

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問47 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで（軽減税率制度の実施前）、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、次のような請求書を取引先に交付しています。

当社が交付する請求書を適格請求書とするためには、記載内容にどのような変更が必要でしょうか。【平成30年11月追加】

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 86,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400円
11/3	花瓶	4,320円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円
△△商事様		

【答】

適格請求書の記載事項は、次のとおりです（軽減税率制度の実施前の請求書等の記載事項に加え、①、③、④及び⑤の下線部分が追加されます。）（新消費57の4①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、これまで（軽減税率制度の実施前）の請求書等の記載事項に加え、適格請求書として必要な事項（上記①、③、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要です。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないのみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）の記載があれば、結果として「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとなります。

なお、適用税率（10%）や消費税額等の記載が必要となる点には、ご注意ください。

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,500円
11/3	花瓶	4,400円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
10%対象		88,000円 (消費税 8,000円)
△△商事様		
登録番号 T1234567890123		

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

「8%対象 0円（消費税0円）」といった記載は不要です。

(任意組合が交付する適格請求書の記載事項)

問48 民法上の任意組合（組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、その旨の届出書を所轄税務署長に提出しています。）の事業として行った取引について、適格請求書を交付する場合、適格請求書には、組合員全ての「氏名又は名称及び登録番号」を記載する必要がありますか。

【答】

任意組合等の事業として行われる取引については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、業務執行組合員が、その旨を記載した届出書に、当該任意組合等の契約書の写しを添付し、納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます（新消法57の6①、新消令70の14①）。

この場合、交付する適格請求書に記載する「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」は、原則として組合員全員のものを記載することとなりますが、次の事項（①及び②）を記載することも認められます（新消令70の14⑤）。

- ① その任意組合等の、いずれかの組合員の「氏名又は名称及び登録番号」（一又は複数の組合員の「氏名又は名称及び登録番号」で差し支えありません。）
- ② その任意組合等の名称

(平成35年9月30日以前の請求書への登録番号の記載)

問49 当社は、平成33年10月に登録申請書を提出し、適格請求書等保存方式が実施される前（平成35年9月30日以前）に登録番号が通知されました。平成35年9月30日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載しても問題ないですか。

【答】

ご質問のように、区分記載請求書等に登録番号を記載しても、区分記載請求書等の記載事項が記載されていれば、取引の相手方は、区分記載請求書等保存方式の間（平成31年10月1日から平成35年9月30日まで）における仕入税額控除の要件である区分記載請求書等を保存することができますので、区分記載請求書等に登録番号を記載しても差し支えありません。

また、適格請求書の発行に対応したレジシステム等の改修を行い、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を発行する場合にも、その請求書等は、区分記載請求書等として必要な記載事項を満たしていますので、区分記載請求書等保存方式の間に交付しても問題ありません。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込

価額については、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書の記載事項の比較（28年改正法附則34②、新消法57の4①）

区分記載請求書等 (平成31年10月1日から 平成35年9月30日までの間)	適格請求書 (平成35年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
	⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(注) 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線部分が追加されます。



## 5 適格請求書等の写しの保存

(適格請求書の写しの保存期間等)

**問50 交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務があります(新消法57の4⑥)。

この適格請求書の写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません(新消令70の13①)。

(参考) 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても、同様です(新消令50①)。

(適格請求書の写しの電磁的記録による保存)

**問51 当社は、自己の業務システムで作成した適格請求書を出し、書面で交付しています。**

**適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません、書面で交付した適格請求書の写しとして、当該システムで作成したデータを保存することも認められますか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写しの保存義務がありません(新消法57の4⑥)。

こうした国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電帳法に基づき、一定の要件を充たすことについて所轄税務署長の承認を受けたとき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができるとされています(電帳法4②)。

なお、作成したデータでの保存に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)の備付けを行うこと(電帳規3①三、②)
- ② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電

子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと(電帳規3①四、②)

- ③ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと

(電帳規3①五、②)

- ・取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できること
- ・日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができること

(参考) 電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」や「電子帳簿保存法(Q & A)」を参考としてください。

(適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法)

**問52 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。提供した電磁的記録については、保存しなければならないとのことですが、どのような方法で保存すればよいですか。**

**【答】**

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは適格請求書を交付しなければなりません、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を相手方に提供することができます(新消法57の4①⑤)。

その場合、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を

- ・電磁的記録のまま、又は
- ・紙に印刷して、

その提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません(新消法57の4⑥、新消令70の13①、新消規26の8)。

また、その電磁的記録をそのまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります(新消規26の8①)。

- ① 次のイ又はロのいずれかの措置を行うこと
  - イ 適格請求書に係る電磁的記録の提供後遅滞なくタイムスタンプを付すとともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者

に関する情報を確認することができるようにしておくこと（電帳規8①一）

□ 電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行うこと（電帳規8①二）

② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと（電帳規3①三、8①）

③ 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規3①四、8①）

④ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと

（電帳規3①五、8①）

- ・取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目（請求年月日、請求金額、取引先名称等）を検索条件として設定できること
- ・日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ・二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定できること

他方、適格請求書に係る電磁的記録を紙に印刷して保存しようとするときには、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります（新消規26の8②）。

（参考）電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」や「電子帳簿保存法（Q&A）」を参考としてください。

## IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

### 1 総論

（仕入税額控除の要件）

**問53 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。**

**【答】**

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます（新消法30⑦）。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます（新消法30⑨）。

イ 適格簡易請求書

□ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録

ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類（課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限ります。）（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

二 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

・卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売

・農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限ります。）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4）。

① 公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）

③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得

⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅

地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限りませぬ。)の購入

- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限りませぬ。)の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限りませぬ。)
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

## 2 請求書等の保存

(提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存)

**問54** 当社は、取引先から請求書を電子データにより提供を受けました。これを出力して保存することで、仕入税額控除の要件を満たしますか。  
なお、提供を受けた請求書データは、適格請求書の記載事項を満たしています。

**【答】**

適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合であっても、電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存することで、請求書等の保存要件を満たします（新消規15の5②）。その場合、提供を受けた電磁的記録を、電帳規第8条第1項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する必要はありません。

したがって、貴社は、提供を受けた請求書データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力することにより作成した書面を保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすことができます。

(仕入明細書の相手方への確認)

**問55** 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。

**【答】**

仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する仕入明細書等は、相手方の確認を受けたものに限られます（新消法30⑨三、インボイス通達4-6）。

この相手方の確認を受ける方法としては、例えば、

- ① 仕入明細書等の記載内容を、通信回線等を通じて相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たものがあります。

なお、③については、

- ・仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、又は提供し、了承を得る。
- ・仕入明細書等又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、又は記録し、相手方の了承を得る。

といったように、仕入明細書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかであれば、相手方の確認を受けたものとなります。

(参考) 現行においても、仕入れを行った者が作成する仕入明細書等の書類で、一定事項が記載されており、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当します。

ただし、適格請求書等保存方式の下で請求書等に含まれる仕入明細書と現行の請求書等に含まれる請求書等の記載事項は異なりますので、ご注意ください。

○仕入明細書等の記載事項の比較（消法30⑨二、28年改正法附則34②、新消令49④）

請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月1日から 平成35年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は 名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容	① 書類の作成者の氏名又は 名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容（課税仕入れが他の 者から受けた軽減対象資産の 譲渡等に係るものである場合 には、資産の内容及び軽減対象 資産の譲渡等に係るものであ る旨）	① 書類の作成者の氏名又は 名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称及び登録番号 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容（課税仕入れが他の 者から受けた軽減対象資産の 譲渡等に係るものである場合 には、資産の内容及び軽減対象 資産の譲渡等に係るものであ る旨）
⑤ 課税仕入れに係る支払対価 の額	⑤ <u>税率ごとに合計した課税仕 入れに係る支払対価の額</u>	⑤ 税率ごとに合計した課税仕 入れに係る支払対価の額及び 適用税率 ⑥ <u>税率ごとに区分した消費税 額等</u>

- (注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで（軽減税率制度の実施前）の仕入明細書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されます。  
2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等保存方式の下での仕入明細書等の記載事項に下線部分（点線）が追加されます。

(仕入明細書等の記載事項)

問56 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。これまで（軽減税率制度の実施前）、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。  
平成35年10月1日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。

仕入明細書		
様〇〇御中	XX年11月30日 △△商店様	
11月分	129,600円（税込）	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	キウイフルーツ	2,160円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計（税込）		129,600円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法30⑨二）。

これは、適格請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の仕入明細書の記載事項に加え、②、④、⑤及び⑥の下線部分が追加されました。）（新消法30⑨三、新消令49④）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

(注) 上記の記載事項のうち、②の登録番号を記載しないで作成した仕入明細

書は、平成31年10月1日から平成35年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間における区分記載請求書等として取り扱われます。

【仕入明細書の記載例】

記載事項②	仕入明細書			記載事項⑤
	株式会社〇〇御中 登録番号 T 1234567890123 XX年 11月 30日 △△商店様			
記載事項④	11月分 131,200円（税込）			記載事項⑥
	日付	品名	金額	
	11/1	いちご ※	5,400円	
	11/2	牛肉 ※	10,800円	
	11/2	ワッパンバー	2,200円	
	⋮	⋮	⋮	
	支払金額合計（税込み） 131,200円			
10%対象 88,000円（消費税 8,000円）				
8%対象 43,200円（消費税 3,200円）				
※印は軽減税率対象商品				

（参考）仕入明細書等の電磁的記録による保存

仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等には、上記①から④までの記載事項に係る電磁的記録も含まれます（新消令49⑦）。

したがって、上記①から⑥までの記載事項を記録した電磁的記録を保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たします。

なお、仕入明細書等の電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります（新消令50①、新消規15の5）。この電磁的記録の保存方法については、問64をご参照ください。

（書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書）

問57 当社は、EDI取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っています。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月末まで支払通知書を書面で交付しています（いわゆる請求レス取引）。

支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行いますが、日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細（税率ごとに分けて作成されています。）を参照しようと考えています。

このような場合、相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。

（注）EDI（Electronic Data Interchange）取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を通じてコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

○ 支払通知書（書面で交付）

XX年 12月 15日	
支払通知書	
△△商事株式会社	
登録番号 T 1234567890123	
XX年 11月分（11/1～11/30）	
109,200円（税込）	
合計	109,200円（消費税 9,200円）
10%対象	66,000円（消費税 6,000円）
8%対象	43,200円（消費税 3,200円）
株式会社〇〇	

○ 取引明細（電磁的記録で提供）

取引明細 （8%対象分） XX年 11月分（11/1～11/30）		
取引明細 （10%対象分） XX年 11月分（11/1～11/30）		
日付	品名	金額（税込）
11/1	ワッパンバー	2,200円
11/2	割り箸	1,100円
⋮	⋮	⋮

【答】

相手方から確認を受けた仕入明細書を仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等とするには、次の事項が記載されていることが必要です（これまで（軽減税率制度の実施前）の仕入明細書の記載事項に加え、次の②、④、⑤及び⑥の下線部分が追加されました。）（新消法30③三、新消令49④）。また、保存すべき請求書等には仕入明細書に係る電磁的記録も含まれます（新消令49⑤）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽

減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

なお、保存が必要な請求書等の記載事項は、一の書類だけで記載事項を満たす必要はなく、複数の書類や、書類と電磁的記録について、これらの書類（書類と電磁的記録）相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、その複数の書類や電磁的記録の全体により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

したがって、ご質問の場合、課税資産の譲渡等の内容（軽減税率の対象である旨を含みます。）を記録した取引明細に係る電磁的記録と書面で作成する支払通知書の全体により、請求書等の記載事項を満たすため、貴社は、書面で作成した支払通知書と取引明細に係る電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

また、取引明細に係る電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります（新消令50①、新消規15の5）。この電磁的記録の保存方法については、問64をご参照ください。

(仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額)

**問58 適格請求書等保存方式の下では、記載事項を満たす仕入明細書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とのことですが、税抜きの仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすことになりませんか。【平成30年11月追加】**

**【答】**

適格請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件として保存すべき仕入明細書には、次の事項が記載されていることが必要です（新消法30⑨三、新消令49④）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率

- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

ご質問の「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」については、税込金額となりますが、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することで、その記載があるものとして取り扱われます。

(仕入明細書において対価の返還等について記載した場合)

**問59 当社は、食品及び日用雑貨の販売を行う事業者です。当社の商品販売上げに関しては、請求書の交付をすることなく、相手方から交付される次の支払通知書に基づき支払いを受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、こうした場合であっても、適格請求書等保存方式においては、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。**

なお、相手方は、仕入税額控除の適用を受けるために、支払通知書を保存しています。【平成30年11月追加】

支払通知書		
株式会社 〇〇御中		XX年11月30日
<small>(送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。)</small>		
		△△商店様
11月分 127,440円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
11/12	クッキー【返品】(XX年10月仕入分)	▲1,080円
11/12	割り箸【返品】(XX年9月仕入分)	▲1,080円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込)		127,440円

**【答】**

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されています（新消法57の4③）。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還

等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）

- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

また、適格請求書等保存方式の下でも、仕入側が作成した次の記載事項のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（新消法30⑨三、新消令49④）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

ご質問の場合、相手方が仕入税額控除のために作成・保存している支払通知書に、返品に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方の間で、貴社の売上げに係る対価の返還等の内容について確認されていますので、貴社は、改めて適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

なお、支払通知書に適格返還請求書として必要な事項を合わせて記載する場合に、事業者ごとに継続して、課税仕入れに係る支払対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに支払通知書に記載することで、仕入明細書に記載すべき「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」及び「税率ごとに区分した消

費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等」の記載を満たすこともできます。

【仕入明細書に適格返還請求書の記載事項を合わせて記載する場合の記載例】

支払通知書			
機〇〇御中		XX年11月30日	
登録番号 T1234567890123			
(送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。)			
△△商店様			
11月分 支払金額合計 129,020円 (税込)			
日付	品名	金額	
11/1	いちご※	5,400円	
11/2	牛肉※	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
⋮	⋮	⋮	
11/12	クッキー【返品】(XX年10月仕入分)※	▲1,080円	
11/12	割り箸【返品】(XX年9月仕入分)	▲1,100円	
-----			
10%対象	仕入金額	88,000円 (消費税8,000円)	▲1,100円 (▲消費税100円)
8%対象	金額	43,200円 (消費税3,200円)	▲1,080円 (▲消費税80円)
※印は軽減税率対象商品			

仕入額から返品額を控除した金額を継続して記載していれば、次のように仕入金額を記載することも認められます。

(例)

10%対象 86,900円  
(消費税 7,900円)

8%対象 42,120円  
(消費税 3,120円)

適格返還請求書に記載が必要となる事項です。

(適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合)

問60 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。仕入明細書には、当社が行った商品の配送について、配送料として記載し、仕入金額から控除しており、これは、当社の売上げとして計上しています。この場合、仕入明細書とは別にその配送料に係る適格請求書を相手方に交付しなければならないのでしょうか。  
【平成30年11月追加】

仕入明細書		
機〇〇御中 XX年11月30日		
△△商店機		
11月分 126,300円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	zzaパ-バ-	2,160円
⋮	⋮	⋮
仕入金額合計(税込)		129,600円
控除金額	11月分配送料	3,300円
支払金額合計(税込)		126,300円

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています(新消法57の4①)。

ご質問の場合、貴社が行う配送(課税資産の譲渡等)の対価として収受する配送料については、別途、相手方の求めに応じて適格請求書を交付する義務があります。このため、配送料に係る適格請求書を仕入明細書とは別に交付する、又は仕入明細書に合わせて配送料に係る適格請求書の記載事項を1枚の書類で交付するといった方法により対応する必要があります。

なお、仕入明細書と適格請求書の記載事項は、それぞれ次のとおりです。

1 仕入明細書の記載事項(新消令49④)

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対

象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

2 適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【仕入明細書と適格請求書を一の書類で交付する場合の記載例】

仕入明細書		
機〇〇御中 XX年11月30日		
登録番号 T1234567890123		
△△商店機		
登録番号 T9876543210987		
11月分 127,900円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	zzaパ-バ-	2,200円
⋮	⋮	⋮
仕入金額合計(税込)		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
控除金額 (10%対象)	11月分 配送料	3,300円 (消費税 300円)
支払金額合計(税込)		127,900円
※印は軽減税率対象商品		



(任意組合の構成員が保存しなければならない請求書等)

問61 当社は、取引先数社と任意組合を組成し、イベントを行っています。現行、仕入先から交付される請求書等は、幹事会社が保管し、当社を含めた構成員は、幹事会社から精算書の交付を受けています。  
適格請求書等保存方式においては、構成員である当社も仕入先から適格請求書の交付を受け、保存する必要がありますか。

【答】

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書など請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(新消法30⑦⑨)。

任意組合の共同事業として課税仕入れを行った場合に、幹事会社が課税仕入れの名義人となっている等の事由により各構成員の持分に応じた適格請求書の交付を受けることができないときにおいて、幹事会社が仕入先から交付を受けた適格請求書のコピーに各構成員の出資金等の割合に応じた課税仕入れに係る対価の額の配分内容を記載したものは、貴社及びその他の構成員における仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当するものとして取り扱われますので、その保存をもって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

また、任意組合の構成員に交付する適格請求書のコピーが大量となる等の事情により、立替払を行った幹事会社が、コピーを交付することが困難なときは、幹事会社が仕入先から交付を受けた適格請求書を保存し、精算書を交付することにより、貴社は幹事会社が作成した(立替えを受けた構成員の負担額が記載されている)精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます(インボイス通達4-2)。

この場合、幹事会社は、精算書に記載されている仕入れ(経費)について、仕入税額控除が可能なのか(すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか)を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、各構成員が仕入税額控除を受けるに当たったの必要な事項を記載しておく必要があります。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要となりますし、適格請求書のコピーにより、その仕入れ(経費)が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できなくなるため、幹事会社と構成員の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされている等の場合には、精算書に

おいて明らかにしていなくても差し支えありません。

(立替金)

問62 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。

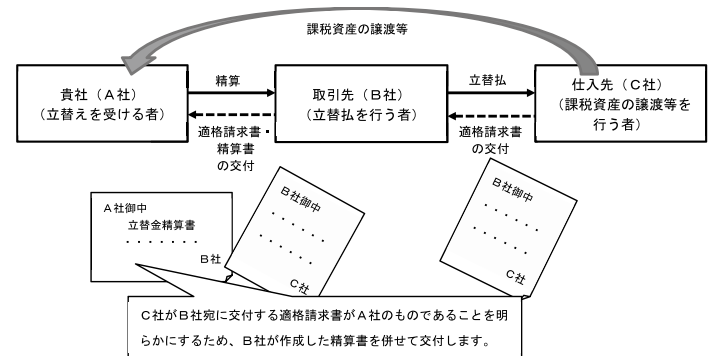
【答】

貴社が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

ご質問の場合において、立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受ける等により、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります(インボイス通達4-2)。

なお、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

【立替金の取引図】



(参考) A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添える等し、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となる等の事情により、立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した(立替えを受けた者の負担額が記載されている)立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

ただし、この場合、立替払を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか(すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか)を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要となりますし、適格請求書のコピーにより、その仕入れ(経費)が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できなくなるため、立替払を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされている等の場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

(口座振替・口座振込による家賃の支払)

**問63** 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

**【答】**

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。

この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方(貸主)から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部(例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の途中で取引の相手方(貸主)が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社(借主)はその事実を把握することは困難となります(適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。)

そこで、国税庁のホームページで相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認することができます。

(参考) 平成35年9月30日以前からの契約について

適格請求書等保存方式が導入される平成35年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の不足する記載事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

(提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法)

**問64 当社は、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けています。仕入税額控除の要件を満たすためには、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。**

**【答】**

相手方から適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合、仕入税額控除の要件として、その電磁的記録を保存しなければなりません(新消法30⑦⑨二)。

提供を受けた電磁的記録をそのまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります(新消令50①、新消規15の5)。

① 次のイ又はロのいずれかの措置を行うこと

イ 適格請求書に係る電磁的記録の受領後遅滞なくタイムスタンプを付すとともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に關する情報を確認することができるようにしておくこと(電帳規8①一)

ロ 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行うこと(電帳規8①二)

② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと(電帳規3①三、8①)

③ 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと(電帳規3①四、8①)

④ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと

(電帳規3①五、8①)

・取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目(請求年月日、請求金額、取引先名称等)を検索条件として設定できること

・日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定

することができること

・二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

他方、提供を受けた電磁的記録を紙に印刷して保存しようとするときは、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります(新消規15の5②)。

(参考)電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」や「電子帳簿保存法(Q&A)」を参考としてください。

### 3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合)

**問65 適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。**

**【答】**

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます(新消法30⑦)。

ただし、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消令49①、新消規15の4)。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するものを除きます。)
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物(質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品(購入者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨

物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（公共交通機関による旅客の運送）

**問66 取引先への移動に際し、券売機で乗車券を購入し、公共交通機関である鉄道を利用した場合に、仕入税額控除の要件として請求書等の保存は必要ですか。**

**【答】**

適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①一イ、70の9②一）。

一方、3万円以上の公共交通機関を利用した場合には、その利用に係る適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となりますので、ご注意ください。

ただし、この場合であっても、公共交通機関である鉄道事業者から適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を記載した乗車券の交付を受け、その乗車券が回収される場合は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消令49①一ロ）。

なお、この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

（参考）

- ・適格請求書の交付義務が免除される取引：問23参照
- ・公共交通機関特例の3万円未満の判定単位：問25参照

（古物商等の古物の買取り等）

**問67 当社は、中古車販売業（古物商）を営んでおり、事業者及び消費者から中古車の仕入れを行っています。適格請求書等保存方式の下では、消費者からの仕入れは、仕入税額控除を行うことはできないのですか。**

**【答】**

古物営業法上の許可を受けて古物営業を営む古物商が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する古物（古物商が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限ります。）を買い受けた場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①一ハ(1)）。したがって、貴社が消費者から中古車の仕入れを行った場合には、一定の事項を記載した帳簿を保存することで、仕入税額控除が認められます。

なお、相手方が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書の交付を受け、それを保存する必要があります。

この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

また、古物商が適格請求書発行事業者以外の者から古物を買取る場合のほか、適格請求書発行事業者以外の者から仕入れを行う、次の場合も同様に、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることが困難な場合として、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消令49①一ハ(2)～(4)）。

- ① 質屋営業法に規定する質屋営業を営む質屋が、適格請求書発行事業者以外の者から質物（質屋が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限ります。）を取得する場合
- ② 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する建物（宅地建物取引業者が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限ります。）を購入する場合
- ③ 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再生資源及び再生部品を購入する事業を営む事業者が、適格請求書発行事業者以外の者から再生資源及び再生部品（購入する事業者が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限ります。）を購入する場合

**【参考】**

○ 古物営業法第2条（定義）

この法律において「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）

若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入

れをしたものをいう。

2 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。

- 一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの
- 二 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を営む営業

三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつせん業」という。）

3 この法律において「古物商」とは、次条第一項の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。

4・5 （省略）

○ 質屋営業法第1条（定義）

この法律において「質屋営業」とは、物品（有価証券を含む。第二十二条を除き、以下同じ。）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう。

2 この法律において「質屋」とは、質屋営業を営む者で第二条第一項の規定による許可を受けたものをいう。

○ 宅地建物取引業法第2条（用語の定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 （省略）

二 宅地建物取引業宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。

三 宅地建物取引業者第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

四 （省略）

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条（定義）

この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2・3 （省略）

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5 この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

（出張旅費、宿泊費、日当等）

**問68 社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。**

**【答】**

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます（基通11-2-1）。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①-二、新消規15の4二、インボイス通達4-9）。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税法基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。

また、この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

**【参考】**

○ 所得税法基本通達9-3（非課税とされる旅費の範囲）

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

(通勤手当)

**問69 社員に支給する通勤手当については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。**

**【答】**

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます(基通11-2-2)。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①一二、新消規15の4三、インボイス通達4-10)。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「通勤者につき通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

また、この場合の帳簿の記載事項については、問71をご参照ください。

## 4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

**問70 平成35年10月1日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりますが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。**

**【答】**

現行、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています(請求書等保存方式)。

平成31年10月1日から平成35年9月30日(適格請求書等保存方式の導入前)までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされます(区分記載請求書等保存方式)。

具体的には、現行の請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が追加されます(28年改正法附則34②)。

### 1 帳簿

課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨

### 2 区分記載請求書等

- ・課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- ・税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

平成35年10月1日から導入される適格請求書等保存方式の下でも、帳簿及び請求書等の保存が要件とされているところ、保存すべき帳簿の記載事項については次のとおりであり、**区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様です(相手方の登録番号の記載は不要です。)**。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(参考) 取引先コード等による表示

帳簿に記載する課税仕入れの相手方の氏名又は名称は、取引先コード等の記号・番号等による表示で差し支えありません。

また、課税仕入れに係る資産又は役務の内容についても、商品コード等の記号・番号等による表示で差し支えありませんが、この場合、課税資産の譲渡等であるか、また、軽減対象資産の譲渡等に係るものであるときは、軽減対象資産の譲渡等に係るものであるかの判別が明らかとなるものである必要があります(インボイス通達4-5)。

- 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の帳簿の記載事項の比較（消法30⑧、28年改正法附則34②、新消法30⑧）

請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月1日から 平成35年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月1日から)
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
④ 課税仕入れに係る支払対価の額	④ 課税仕入れに係る支払対価の額	④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、これまで(軽減税率制度の実施前)の帳簿の記載事項に下線部分が追加されました。

2 適格請求書等保存方式の下でも、区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様の記載事項です。

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

**問71 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるそうですが、この場合の帳簿への記載事項について教えてください。**

**【答】**

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4)。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入

- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストにより差し出されたものに限ります。)
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

・帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨  
例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

・仕入れの相手方の住所又は所在地(一定の者を除きます。)

(注) 帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおりです(インボイス通達4-7)。

- イ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送について、その運送を行った者
- ロ 適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者
- ハ 課税仕入れに該当する出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用者等
- ニ 上記③から⑥の課税仕入れ(③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限ります。)を行った場合の当該課税仕入れの相手方

(参考) 古物営業を営む場合、古物営業法において、商品を仕入れた際の対価の総額が1万円以上(税込み)の場合には、帳簿(いわゆる「古物台帳」)に①取引年月日、②古物の品目及び数量、③古物の特徴、④相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤相手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています(古物営業法16、18)。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項は、「①課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地」、「②課税仕入れを行った年月日」、「③課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「④課税仕入れに係る支払対価の額」、「⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が

認められるいずれかの仕入れに該当する旨」ですが、古物台帳には①から④の事項が記載されていることとなります。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項としては、⑤の事項も必要となるため、古物台帳と⑤の事項について記載した帳簿（総勘定元帳等）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。

この場合、古物台帳については帳簿の保存期間（課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間）保存しておく必要がある点にご留意ください（消令71②）。

## 5 経過措置

（免税事業者からの仕入れに係る経過措置）

**問72 適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。**

**【答】**

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません（新消法30⑦）。

ただし、適格請求書等保存方式導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（28年改正法附則52、53）。経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

### 1 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

具体的には、次の事項となります。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

### 2 請求書等

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります。

具体的には、次の事項となります。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称



## V 適格請求書等保存方式の下での税額計算

(適格請求書等保存方式の下での税額計算の概要)

問73 適格請求書等保存方式における税額計算の方法について教えてください。

【答】

軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりません。

具体的な売上税額と仕入税額の計算方法は、次のとおりとなります。

1 売上税額（詳細については、問74をご参照ください。）

(1) 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を掛けて売上税額を算出します（新消法45）。

① 軽減税率の対象となる売上税額

$$\text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{軽減税率の対象となる課税標準額}$$

$$\text{軽減税率の対象となる課税標準額} \times 6.24\% = \text{軽減税率の対象となる売上税額}$$

② 標準税率の対象となる売上税額

$$\text{標準税率の対象となる課税売上げ (税込み)} \times \frac{100}{110} = \text{標準税率の対象となる課税標準額}$$

$$\text{標準税率の対象となる課税標準額} \times 7.8\% = \text{標準税率の対象となる売上税額}$$

③ 売上税額の合計額

$$\text{軽減税率の対象となる売上税額} + \text{標準税率の対象となる売上税額} = \text{売上税額の合計額}$$

(2) 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます（新消法45⑤、新消令62①）。

なお、売上税額を積上げ計算した場合、仕入税額も積上げ計算しなければなりません。

$$\text{適格請求書等に記載した消費税額等の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{売上税額の合計額}$$

2 仕入税額（詳細については、問75及び問76をご参照ください。）

(1) 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出します（新消法30①、新消令46①②）。

$$\text{請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額の合計額}$$

(2) 特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を仕入税額とすることができます（新消令46③）。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

① 軽減税率の対象となる仕入税額

$$\text{軽減税率の対象となる課税仕入れ (税込み)} \times \frac{6.24}{108} = \text{軽減税率の対象となる仕入税額}$$

② 標準税率の対象となる仕入税額

$$\text{標準税率の対象となる課税仕入れ (税込み)} \times \frac{7.8}{110} = \text{標準税率の対象となる仕入税額}$$

③ 仕入税額の合計

$$\text{軽減税率の対象となる仕入税額} + \text{標準税率の対象となる仕入税額} = \text{仕入税額の合計額}$$

(参考) 売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額	仕入税額
<p><b>【割戻し計算】(原則)</b> 売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。</p>	<p><b>【積上げ計算】(原則)</b> 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p>
<p>この方法を採用する場合、仕入税額は積上げ計算(原則)又は割戻し計算(特例)のいずれかを選択することができます。</p>	<p><b>【割戻し計算】(特例)</b> 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割戻し、仕入税額を計算することもできます。</p>
<p><b>【積上げ計算】(特例)</b> 相手方に交付した適格請求書の写しを保存している場合(適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。)には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。</p>	<p><b>【積上げ計算】(原則)</b> 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <p>売上税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。</p>

(売上税額の計算方法)

**問74 適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法について教えてください。**

**【答】**

適格請求書等保存方式における売上税額については、原則として、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込金額の合計額に110分の100(軽減税率の対象となる場合は108分の100)を掛けて計算した課税標準額に7.8%(軽減税率の対象となる場合は6.24%)を掛けて算出します(割戻し計算)。

また、これ以外の方法として、交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写し(電磁的記録により提供したものも含みます。)を保存している場合に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を乗じて計算した金額とすることもできます(積上げ計算)(新消法45⑤、新消令62)。

ただし、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

なお、売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められますが、併用した場合であっても売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできません(インボイス通達3-13)。

(仕入税額の計算方法)

**問75 適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法について教えてください。**

**【答】**

適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法は、次のとおりです。

1 積上げ計算

原則として、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出します(請求書等積上げ計算)(新消法30①、新消令46①)。

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度(注)、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等とし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)(新消令46②)。

なお、仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算(下記「2」参照)を併用することは認められません(インボイス通達4-3)。

(注)例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれます(インボイス通達4-4)。

2 割戻し計算

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に110分の7.8(軽減税率の対象となる部分については108分の6.24)を掛けて算出することができます(新消法30①、新消令46③)。

ただし、仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限ります。

(適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算)

**問76 仕入税額の計算について、適格請求書に記載のある消費税額等に基づいて積上げ計算する場合、消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればよいですか。**

**【答】**

適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等を基礎として、仕入税額を積み上げて計算する場合には、次の区分に応じた金額を基として仕入税額を計算することとなります(新消令46④)。

- ① 交付を受けた適格請求書(電磁的記録により提供されたものも含まれます。)に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ② 交付を受けた適格簡易請求書(電磁的記録により提供されたものも含まれます。)に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額(適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は、適格請求書に消費税額等を記載する際の計算方法と同様の方法により計算した金額のうち課税仕入れに係る部分の金額)
- ③ 作成した仕入明細書(電磁的記録により作成したものも含まれます。)に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ④ 卸売市場において、委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受けた書類(電磁的記録により提供されたものも含まれます。)に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ⑤ 公共交通機関特例など、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるものについては、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を掛けて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)

したがって、ご質問の場合は、上記②の場合ですので、適格簡易請求書に記載された金額が、税込金額の場合は、その金額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を掛けて消費税額等を算出し、また、税抜金額の場合は、その金額に100分の10(軽減税率の対象となる場合は100分の8)を掛けて消費税額等を算出し、その金額を基礎として、仕入税額の積上げ計算を行います。

**【参考文献】**

『消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます』(国税庁、平成30年4月)

『よくわかる消費税軽減税率制度』(国税庁、平成30年7月)

『消費税軽減税率の手引き』(国税庁、平成30年8月)

『軽減税率制度への対応には準備が必要です!』(国税庁、平成30年12月)

『消費税の軽減税率制度が実施されます』(国税庁、平成28年4月)

『飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります』(国税庁、平成30年12月)

『消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて』

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei.htm>)

『軽減税率制度に対応した申告書の作成手順(一般用)』(国税庁、平成30年8月)

『軽減税率制度に対応した申告書の作成手順(簡易課税用)』(国税庁、平成30年8月)

『軽減税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)』(国税庁、平成28年4月、平成30年1月改訂)

『軽減税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)』(国税庁、平成28年4月、平成30年11月改訂)

『消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A』(国税庁、平成30年6月、平成30年11月改訂)

## 【読者の皆様へ】

本書の内容は、平成31年3月現在の情報であり、  
ご利用時には変更されている可能性があります。

本書の著作権は、株式会社KACHIELおよび著者である  
伊藤 俊一に帰属しております。

本書の全部または一部を、株式会社KACHIELおよび著者である  
伊藤 俊一の承諾を得ずに無断で複写（コピー）・転載等することは  
著作権法上での例外を除き、禁じられています。

※本書の内容に関するお問い合わせは下記までお願いします。

株式会社 KACHIEL

電話03-5422-6166 FAX 03-5422-6992

## 消費税

### 「軽減税率制度」「インボイス制度」導入への対応ポイント

---

著者	消費税を考える税理士の会
監修	伊藤 俊一
発行者	久保 愛希也
発行元	株式会社 KACHIEL
	〒108-0074 東京都港区高輪3-25-23 京急第二ビル6階
	TEL 03-5422-6166 FAX 03-5422-6992

印刷/製本

秋田協同印刷株式会社

---

© shouhizei wo kangaeru zeirishi no kai

※各社名および各商品名・サービス名などは各社の登録商標または商標です。

本書では説明の便宜のためにその商標または登録商標などを記載しておりますが、そちらの商標権の侵害を行う意志、目的はありません。

- ・落丁本、乱丁本は弊社まで着払いでお送りください。お取替えいたします。
- ・本書の無断転写（コピー）は法律による例外を除き禁止されています。
- ・本書の電子化は私的使用に限り、著作権法上認められています。ただし、代行業者等の第三者による電子データ化および電子書籍化は、いかなる場合も認められておりません。
- ・弊社の刊行物は旧字体で表示（変換）できない漢字はすべて新字体で表示することを基本としております。旧字体の重要性や歴史的経緯は十分に尊重しておりますが、書籍制作の都合上やむを得ない処置であることをご理解いただき、予めご了承いただければと思います。皆様のご理解、ご協力に感謝いたします。